

目次

予算要望書の提出にあたって	2
要望書本文	4
一、震災・防災対策を抜本的に強める	4
二、福祉・くらしの増進に全力を挙げる自治体本来の使命を堅持し、格差と貧困の是正をめざし、住民自治を実現するために	11
三、子育て支援策の充実で安心して子育てできる川崎を	14
四、ひとりひとりの子どもたちが大切にされ、すべての子どもたちの成長・発達を支える教育の実現を	31
五、いまこそ、国の福祉切捨て・社会保障切捨てに抗し、川崎市が防波堤の役割を	39
六、障がい者・児の基本的人権を守り、発達保障と自立・社会参加を保障する	48
七、地域経済振興を支える行政の役割を果たす施策の充実を	57
八、労働者の雇用と権利を守る施策を	73
九、「川崎に住んでよかった」と思える良質な環境の形成を。豊かな自然を残し、安心して住み続けられる川崎を	77
十、市民の命と健康を守るための環境公害対策と、自治体固有の事業として抜本的な廃棄物対策を	84
十一、市民・地域にねづいた豊かな文化・スポーツ政策を	87
十二、女性の地位向上と社会参加の向上を	92
十三、青年の願いにこたえる施策の充実を	94
十四、「核兵器廃絶」の機運を高め、平和を守る取り組みを強める	98
十五、主権者市民が真に主役として参加し、意見表明できる民主的な仕組み・市政運営を	101
区民要望書	
① 川崎区	105
② 幸区	107
③ 中原区	109
④ 高津区	113
⑤ 宮前区	116
⑥ 多摩区	121
⑦ 麻生区	125

予算要望書の提出にあたって

三月十一日に発生した東日本大震災は、巨大地震と津波による甚大な被害のうえに、東京電力福島第一原発事故による被害がくわわり、我が国の歴史でも未曾有の大災害となっています。大震災と原発事故は、日本国民が今後長期にわたって正面から取り組み、その力を総結集して打開をはからなければならない最大の課題となっています。

しかし、民主党政権発足からわずか二年で鳩山、菅政権が行き詰まり、退陣に追い詰められ、震災問題でも原発問題でも国民の信頼をまったく失っています。九月に成立した野田政権は、国民の批判に因應するどころか、「社会保障・税一体改革」での消費税増税や農業・医療など国民生活に壊滅的な打撃を与えるTPP参加など財界とアメリカいなるの政治を強力に推し進めようとしています。自民・公明両党も、被災地の復興よりも三党合意にもとづいて消費税増税などの悪政を推進していく翼賛体制の構築に力を注いでいます。

国の悪政のもとで、自治体は住民の福祉と暮らしを守る役割を積極的に果たす必要がありません。いま川崎市に求められているのは、不況による経営不振、就職難、収入限など将来不安を抱えながら暮らす市民を応援し、いのちと健康・安心安全を保障することにあります。

この要望書は、広範な市民や各界から寄せられた要望・意見などを集約したものを予算要望項目としてまとめたものです。これら市民の強い願い・要望を二〇一二年度予算編成

にあたり、積極的に取り入れられるよう申し入れるものです。

二〇一二年十一月二日

日本共産党川崎市会議員団

団長 竹間 幸一

副団長 市古 映美

副団長 佐野 仁昭

宮原 春夫

石田 和子

斉藤 隆司

石川 建二

井口 真美

勝又 光江

大庭 裕子

川崎市長 阿部 孝夫 様

要望書本文

一、震災・防災対策を抜本的に強める

東北地方を中心に襲った、わが国史上最大のマグニチュード9.0の大地震と大津波など東北地方太平洋沖地震による「東日本大震災」では、観測史上最大の被害をもたらし、死者1万5000人を超え、行方不明者も約4000人と、人的・物的被害は極めて甚大で広範囲に及んでいます。福島原発の爆発事故は放射線物質の外部放出という日本発史上最悪の事態に発展し、石油化学コンビナートの大火災（千葉県原市）など、複合的被害の形で深刻な事態が広がっています。避難生活を強いられている人は東北・北関東の7県で、一時約40万人に及び、被災地では、今なお、水や燃料、食料の不足が続いています。福島原発事故で避難指示が出された地域の方々の中には、頼る宛がないまま首都圏に逃げ川崎市内に辿り着いた家族もおり、泊る場所を求める相談が我が党議員にも寄せられるなどの状況も生まれました。

また今回の大震災は、奇しくも、川崎市地震防災戦略公表の二日後、備蓄計画公表の翌日に発生しました。川崎市内でも複数の重軽傷者や建物被害、臨海部での液状化現象による水道管の破裂、噴砂、地割れの発生、石油タンクのスロッシングによる液漏れ被害、広範囲での長時間停電と高層マンションのエレベータ停止、大量の帰宅難民が出るなど様々な被害をもたらし、「計画停電」や鉄道の運休・乱れによる通勤・通学困難、バス路線運休による「交通難民」、ガソリン・燃料、生活必需品の不足、食料品の品薄による「食料難民」、保育園・学校等の休園・休校など、まともな日常生活が送れない、深刻な影響・被害が全市民的規模で広がっています。こうしたなか、被災地における救援活動および市民の安全確保などに不眠不休で奮闘されてこられた川崎市職員のみなさんに心から敬意を表すものです。

「東日本大震災」は、これまでの防災に対する常識を根底から覆し、切迫性が指摘される首都直下型地震に対する想定や、備えについて検証が迫られました。まったく想定されていない津波対策、石油コンビナート災害や、丘陵地の活動崩落、埋め立て地や造成地での液化化問題、超高層マンションの長周期地震動対策など新たな課題を浮き彫りにしました。

大量の危険物を貯蔵する臨海部石油コンビナート地帯が、現状では、個々の企業内での被害に留めるということを前提としていることや、高圧ガス、危険物、発電施設などがそれぞれ監督機関が異なり、一元的に把握されていないなど、問題が明らかとなりました。また、液化化現象などが、石油コンビナート等災害防止法において報告義務が課せられていないため、被害実態については、ほとんどつかめない状況です。川崎市は、117社に対するアンケート調査を行い実態把握に努めているところですが、アンケート調査に留まらず、神奈川県が2002年度に実施した京浜臨海部の液化化の予測調査にもとづく科学的検証が必要です。

また、川崎市の防災計画画区域から除外されていますが、住宅街への被害の広がり、臨海部からの帰宅困難者の避難場所など、地域防災計画と関連して検討することが不可欠です。さらに、災害時の川崎市の業務については、避難計画策定など手つかずのものもあり、大きな課題が明らかとなりました。臨海部も含めた地域防災計画とそれにもとづく、地震防災戦略の抜本的な見直しが求められます。

福島原発で起きた事故は、依然深刻な状況が続いています。なんとしても危機的状況を収束させるために、あらゆる知恵と能力を結集して対応にあたるとともに、放射性物質の被害拡大を防ぐために全力をあげ、健康への影響などを隠さず情報を全面公開すべきです。

今回の原発事故は「想定を超えた」自然災害ではなく、「日本では重大事故は起きない」という「安全神話」をふりまき、安全対策をなおざりにして原発をやみくもに推進してきたこれまでの原子力行政による人災といえます。

神奈川県内でも、原子炉2基を積む原子力空母「ジョージ・ワシントン」が横須賀を母港にしています。大地震が東京湾を直撃すれば、空母の原子炉が津波による引き潮で冷却できなくなり、陸上からの電力・水などの供給もストップし、艦内の安全装置も作動しなくなり、深刻な原子力事故が引き起こされる危険があります。市内では川崎区に東芝原子力技術研究所内に臨界実験用の研究用原子炉（熱出力200ワット）があり、年間50〜60日稼働しています。

わが党は、原子力技術は、未確立のものとして、一たび事故を起こせば、防ぎようのない放射能汚染が時間と空間を超えて人類を脅かし続けることから、安全神話にもとづく原発推進政策を止めさせるため、半世紀に亘って住民と

力を合わせて奮闘してきました。今こそ、原発から撤退し、再生可能な自然エネルギーへの転換を強く求めるものです。また、水素爆発以後飛散したと思われる放射性物質の飛散により、市内放射線量も自然界レベルを上回っています。国、県の測定局を含む市内 4 所の測定局での定点監視と同時に、公園、小学校、保育園等、川崎市が独自に調査を行っています。

わが党は、市民の不安を受け止め、市民と一緒に専門家の助言をもとに市内の公園・広場等の 190 か所、430 地点で独自測定を行ってきました。その結果明らかになった放射線量の高い個所での除染活動など市民の不安解消に向けた対策を緊急に求められています。

1 最悪の被害においても人命を守り、最小の被害に抑えるために

① 東日本大震災を踏まえ、川崎でも直下型巨大地震発生が発生することなど、最悪の被害想定を想定し、最小限の被害に食い止めるための計画を立てる。

② 石油コンビナート地域を含む川崎市域の地域防災計画及び、地震防災戦略の抜本的見直しを行う。

③ その際、津波災害、液状化災害、長周期地震動災害、滑動崩落等新たな課題についても、明確に位置づける。

④ 災害弱者といわれる障がい者、高齢者、低所得者への防災情報の提供、避難誘導、避難生活支援など、東日本大震災で明らかとなった対策について、関係団体の協力も得て早急に検討し、地域防災計画への反映など、震災対策の具体化を図る。

⑤ 防災予算の大幅な増額を行い、直面する地震災害に万全を期す。

2 耐震改修計画を改善し、住宅の耐震化、公共施設、公的施設等の耐震化対策を急ぐ。

① 木造住宅の耐震改修助成制度について、助成金額上限を 200 万円に拡充し、一階部分からの段階的改修についても認められたことは評価できるが、市内 4 万 3000 戸の旧耐震木造住宅の耐震化の数値目標を引き上げ、市民への周知をさらに広げるためにも、キャンペーン活動など広報に力を入れる。

旧耐震木造アパートへの助成について来年度からの具体化を必ず行うこと。

渋谷区などでは、命を守る観点から簡易補強工事費助成を行っている。また、県内でも、「一部屋耐震」という手法を採用し設置費用の補助制度を設けている（横浜市、茅ヶ崎市、厚木市、海老名市、大磯町など）。川崎市でも、住宅リフォーム助成制度を創設し、「一部屋耐震」への助成を行い、耐震化率の向上と同時に、部分改

修も助成する。

② 家具の転倒防止対策について、一人暮らし高齢者などに限定せず、さらに対象を広げる。特に、災害時要援護者については、対象とする。専門家による家具の配置や固定方法等助言と助成を行う。

③ 公共施設の耐震化に対策の強化

障がい者施設、病院、特養ホームなど福祉施設の耐震化を促進する。民間の施設の耐震化にあたっては、「特定建築物耐震改修等助成制度」を実施しているが、規模が1000㎡以上という制約がある。実績も、2010年度は、8月現在で、診断3棟、設計1件、改修1件にとどまっている。小規模グループホームなどでも活用できる制度を創設する。

④ 団地・マンションの耐震診断・改修について、耐震化実施率を高めるよう、更なる助成を検討する。

⑤ 09年度から耐震診断士派遣事業にて、耐震診断を実施している自治会、町内会の会館について、公共性に鑑み、耐震補強工事は全額助成する。

⑥ 長周期地震動対策について、建築基準法の強化が国で検討されていたが、東日本大震災の影響で具体化までのスケジュールがさらに伸びることが懸念される。対策の早期実施を国に要望する。

⑦ 滑動崩落防止対策工事の自己負担分について、極力軽減する。

現在、2007年からの5年計画で、大規模盛り土造成地の分布調査で、2487カ所が抽出され、そのうちこれまでに10カ所のパイロット的調査が行われている。2012年度以降、具体的な対策が必要な箇所を絞り込むとのことだが、大規模盛り土滑動崩落防止事業が必要とされた地域に対し、宅地開発時は、法的に認められながら、新たな基準によって対策工事が必要とされることから、国への働きかけを含め、助成率を100%にするなど対策を講じる。

3 応急避難施設、防災備蓄等、応急対策の強化について

① 人口が急増したにもかかわらず、避難所が整備されていない。その結果、約1カ所当たり約8200名を収容するという非現実的な実態となっている。人口増加に対応した規模に、避難所数、防災拠点を抜本的に増やすとともに、川崎南高校跡地、(川崎区)や旧神奈川県立高等職業技術校跡地(中原区)など広大な公有地を確保して「防災公園」として整備する。

② 市内174カ所の避難所に対し、分散備蓄として防災倉庫が備えられているのは78カ所にすぎない。今回の震

災において、帰宅困難者などが自主避難した先で毛布などが用意されておらず、厳しい寒さの中、夜を過ごさなければならぬなど大きな課題を残した。避難所のあるすべての小中学校の校庭に備蓄倉庫を整備する。

アレルギー疾患及び、人工透析患者用非常食を備蓄品として用意する。千葉県習志野市のように個々の状況に合わせたストマ用具の備蓄を用意する。

③ すべての避難所に簡易トイレを配置することについて

2010年度には、広域避難所である大師公園内に初めて10基のマンホールトイレが整備された。引き続き簡易トイレの全避難所への設置を急ぐと同時に、マンホールトイレの設置箇所を増やす。広域避難場所において、便槽付きトイレも設置する。

④ 学校施設の給食室や家庭科室などにある調理器具を活用して炊き出し等ができるように、設置可能な学校からプロパンガスに切り替えていく。

4 消防力の抜本的拡充を急ぐ。

① 東日本大震災後、福島第一原発への緊急消防援助隊派遣など、5月時点でのべ、247名の消防職員が被災地に派遣された。しかし、現在、国基準よりも166名少ない中での派遣となっており、過酷な業務を担っている。今後予測される大規模災害への備えと、市民の生命と財産を守るためにも、国基準を下回っている職員数について、一刻も早く充足させる。

② 消防局が認定している「消火活動困難地域」に耐震性貯水槽の整備に引き続き取り組む。その際、飲み水にも供用できる循環式貯溜水槽の設置も併せて進める。

5 原発から撤退し、再生可能なエネルギーへ転換し、直面する原子力災害から市民の安全を守る

① 一たび事故が発生すれば、長期間、広範囲に被害を与え、将来を担う子どもたちを蝕むことになる危険がある。原発からすみやかに撤退し、同時並行で再生可能エネルギーの普及をすすめることを国に対して要求する。

② 徹底した放射能汚染の調査及び除染を行えるよう、地方自治体に対して専門家の派遣、相談体制の強化、財政的支援など、十分な支援体制を国に求める。

③ 都道府県に行わせている食品検査を政令指定都市も行えるようにするとともに、国の責任で（最新鋭の）検査機器を最大限に確保して、検査体制の抜本的強化を図ることを国に要望する。

④ 食品の暫定規制値（1キログラムあたり500ベクレル）は、国際基準から見ても高すぎる。厳しい規制値へ

と見直すよう国に求めるとともに、規制値を超える食品を市場に流通させないように、自治体としての監視体制を強化する。

⑤ 東芝原子力研究センター実験炉について、必要に応じて実施されたように立ち入り調査を行なう。

⑥ 放射線量の常時監視測定を継続すると同時に、学校・保育園・通学路・公園等こどもが生活する場での放射線測定を継続的に実施する。被ばくの最低限度の基準はこれまで通り毎時0.19マイクロシーベルトを維持し、基準を超えた地点では詳細に調査してすみやかに除染、土壌の入れ替えなど線量を下げするための対策を講じる。

⑦ 放射線量の高い箇所が発見された場合、ただちに市民に周知する。周辺施設での対応について、学校配信メールを活用するなどして知らせる。

⑧ 放射線量の測定・分析など、市民の安全、健康、特にこどもたちを守るために専任の職員を配置した特段の体制を確立する。

⑨ 学校給食食材の全数に近い食材の放射線量を測定し、汚染濃度が高い食品はさらに半導体検出器などで検査する。

⑩ 測定を希望する市民・団体に市の保有する放射線測定器を提供する。

⑪ 必要な放射線測定器を確保する。

6 災害時の飲料水確保のためにも貴重な自己水源を確保する。

昨年の台風九号、今年の台風六号による土砂災害によって、酒匂川水系が甚大な被害をうけた。その影響は深刻で、建設当初100年利用する計画として整備された丹沢湖、三保ダムが、台風九号によって、寿命を半分にする土砂が堆積し、六号においても10年分に匹敵する土砂流出を受けた。さらに、飯泉取水閘付近に堆積した土砂が、取水量を低減させるなど、深刻な影響が続くことが予測される。さらに、東日本大震災の影響で、小田原付近に埋設されている耐震化された導水管で漏水事故が発生するなど、今後予測される首都直下型地震等によって、企業団からの受水が困難なことが容易に予想されるので、川崎市の再構築計画による生田浄水場の廃止計画を中止するとともに、独自水源の水利権縮小計画を中止する。

7 コンビナートの安全対策について総点検すると同時に、液状化の実態など現在、災害時の報告義務対象から外れているものについて、対象とする法規制の強化と、天然ガス貯蔵施設など規制の曖昧な施設の規制強化、コンビナート総点検の実施など、国、県に対して要求すると同時に、川崎市独自でも調査する。

① 臨海部で働く労働者について、大規模災害発生時に、自社施設の出火や災害の拡大防止に責務を果たすことを一義としているのは当然だが、臨海部の広範囲から被害が発生した場合など、人命最優先の立場から避難することが最優先と考える。最悪のケースを想定し、最小限に被害を食い止め、避難経路、一時避難場所など、再度点検する。

川崎市の業務とされながら、現在未整備の臨海部コンビナート地区避難計画を早急に策定する。

② 臨海部の陸の孤島化を防ぎ、労働者と住民の避難路・避難地の確保をおこなう。臨海部の遊休地の解消により、一時避難できる場所が減少してきている。消防計画等の見直しを行い、緊急時に有効な情報を整備する。

③ 東日本大震災によって臨海部の一部地域が液状化した。この実態を調査することは、今後発生することが予測される直下型地震等への備えに大変重要である。川崎市として、アンケートによる調査を行ったが、客観的な検証がなされておらず、これを持って安全ということは言い切れない。地震対策条例第29条の規定を活用し、川崎市として立ち入り調査をする。明確な耐震基準が示されていない護岸の耐震基準の明確など、耐震補強など耐震対策を早急に実施するよう、国に要望する。

④ 地震防災戦略の中に位置づけ、ハザードマップの作製など、コンビナート地域の震災対策・防災対策における情報公開をさらに広げる。

⑤ 旧耐震基準（旧法）の石油タンクについて、耐震化終了年度を繰り上げておこなうよう指導する。規制対象となっていない500キロリットル未満のタンクについても、耐震化の対策を行う。

⑥ 必要に応じて、防災遮断帯計画を策定すると同時に、コンビナート地帯の安全強化と避難場所確保のためにも、引き続き最優先で、緑地帯や公園整備をおこなう。

⑦ 施設整備時のアセスメント資料から、天然ガス貯蔵タンクの安全性が危惧される。津波に対する二重三重の電源確保と同時に、爆発事故を想定した災害防止対策、建設時の設計水平震度300ガルという耐震設計強度の検証を行う。

高圧ガス施設として位置づけられていないことから、当該施設の指導監督責任は、川崎市に属すると考える。改めて、施設の安全対策について早急に検討する。

4 市民とともに防災対策の強化を急ぐ

① 国分寺市などでは、今年で31回目を迎える「市民防災まちづくり学校」を通じて、地域の防災リーダーを育成

し、地域町内会での防災組織の強化、市民相互の防災ネットワーク構築に大きく貢献している。これら他都市の取り組みを参考に、防災リーダーの育成を強化する。

② 震災時ハザードマップの活用など、川崎市の防災情報を活用し、地域の実情に合わせた、自主防災組織ごとの防災マップを全ての町内会自治会での作成を目標に取り組む。

③ 学校教育での防災教育を充実させる。

5 災害弱者対策について

① 東日本大震災時に、要援護者の安否確認の徹底、防災情報の周知、応急対応時の要援護者と支えるネットワークの構築など、具体的な問題点も明らかになっている。要援護者名簿を自治会等に管理を任せただけにとどまらず、区役所機能の強化と合わせ、実効性ある制度として抜本的な強化を図る。

② 介護事業者、医療機関、障害者団体など、地域とのネットワークを生かして、災害弱者の支援ネットワークを強化する。同時に、地域防災計画へ災害弱者支援に関連する各団体からの要望について反映させる。

二、福祉・くらしの増進に全力を挙げる自治体本来の使命を堅持し、格差と貧困の是正をめざし、住民自治を実現するために

東日本大震災を契機に、国民のなかに政治や社会への見方、生き方にたいする大きな変化が起こりつつあります。

こうした国民の新しい変化と対抗する資本の側の動きも強まっています。経済同友会は「東日本大震災からの復興に向けて（第二次緊急アピール）」を発表して、「復興」の名目で、震災前からの財界の要求を一举に全面实施しようとするねらいをあらさまにしています。アピールの「復興の基本理念」では、①道州制、それにもとづく国際競争力ある東北経済圏の形成、②財政健全化や税制・社会保障一体改革、成長戦略などの推進をかげます。「東北の復興を、『新しい日本再生』の先進モデルとして、国際競争力のある、国内外に誇れる経済圏を創生する」とし、さらに「復興計画は財政健全化の道筋の中に描く」「税制・社会保障の一体改革や成長戦略などの諸改革も、復興計画と整合性のとれた形で遅滞なく実行する」としています。

財界はこの間、法人税の減税や高額所得者の税負担の低下にはほおかむりをしながら、「財政赤字」を理由に消費

税の増税と社会保障の削減を主張してきました。それが財界のいう「財政顕在化」の路線です。震災という非常事態が起こったなかでも、決してこの路線の変更は許さないといいわけでは

大震災からの復興は、長期にわたる国民的大事業です。それだけにいま、「財界主導の上からの復興おしつけ」か、「住民合意を尊重した復興」かの、はげしいせめぎあいが起こっています。大震災を契機に、国民のなかに「人と人との絆をたいせつにしたい」という連帯の思いが広がっているとき、そうした思いを真つ向からふみつけにしようとする勢力とのせめぎあいです。福祉・くらしの増進に全力をあげる自治体本来の使命を堅持し、格差と貧困の是正をめざし、住民自治を実現するためにも、このせめぎあいに負けるわけにはいきません。

本市は「今後10年間の収支見通し」では、「今後、毎年150億円から200億円を超える収支不足が継続する」としています。しかし、①経済成長の見通しを内閣府が発表した「経済財政の中長期試算」を機械的に適用し、②歳入の市税は「(最も落ち込んだ)2010年度当初課税状況を勘案して算定」、③歳出の投資的経費は2010年度予算を基準とし、公債費も「投資的経費に合わせ見込む」と削減の対象外としているなど、恣意的な内容となっており、こうした不確かな試算で市民サービスを抑制する根拠にすることは許されるものではありません。

川崎市は2011年度から2013年度までの3カ年を計画期間とした「新たな行財政改革プラン」を策定しました。ここでは、相も変わらず厳しい財政状況と将来の人口減少社会を見据えた公共サービス提供システムへの転換を強調し、改革の実現に向けた6つの取組として、①効率的・効果的な行政体制の整備、②組織力の強化に向けた取組、③市民や事業者等の力が発揮できる活力ある地域社会づくり、④市民サービスの再構築、⑤地方分権改革等に向けた取組、⑥将来を見据えた都市基盤施設の整備と活用などに取り組みとしています。市民サービスの再構築では、保育所保育料の見直し、ごみの減量化に向けた経済的手法の活用、重度障害者医療費助成事業の見直し、障害者の移動手段の確保等事業の見直し、墓地管理・使用料の見直し、高等学校奨学金制度の見直し、学校施設開放における受益者負担の導入、青少年科学館プラネタリウム観覧料の見直しなどなど、市民に新たな負担を求める見直しが目白押しです。さらに、小児医療費助成事業等の見直し、分別収集品目の拡大を図りながら効率的・効果的な収集体制の構築に向けた検討、心身障害者手当支給事業の見直し、自転車等駐車場整理手数料の見直し、私立高等学校校定時制課程における学校給食の見直し、事業系ごみ施設搬入手数料の見直し、障害者施設運営費補助の見直し、高齢者外出支援乗車事業の見直し、市立葬祭場使用料の見直しなども課題として挙げられています。さらには、受益と負担の適正化として、個々の公共サービスの目的や機能について、公共性の強さや日常生活上の必要性、民間においても提供されてい

るものかどうかなどの視点から、性質別に分類し、それぞれの種類に応じた適切な公費負担と受益者負担の割合の設定について検討し、見直しを図ることも強調しています。総じて、厳しさを増している市民への温かな配慮はみじんもなく、大規模開発を優先してきた、国や市政の失敗のつけをもつばら市民に押し付ける内容となっています。

他方で、ゼネコン・マリコン型の大規模事業計画を打ち出し、従前からの川崎縦貫道路計画に加え、「京浜港国際コンテナ戦略港湾計画」を東京都・横浜市と共同ですすめようとしています。これまでも船の来ない港・巨大な釣堀といわれてきた川崎コンテナターミナルを、現在の1バスから4バスまで増やす計画です。90年代に整備された川崎港コンテナターミナルの総事業費は約400億円（そのうち市費は296億円）かかりました。今後10年間で川崎港に関連する事業費は1000億円としています。これだけでも20年前の2・5倍の事業規模ですが、走り出してしまえば今後具体化される事業も含め、数千億円規模にふくらむことは明らかです。2009年のコンテナ扱い量3・1万TEUで、処理能力13・5万TEUの23%しか稼働していません。日本経団連の運輸・流通委員会の幹部も、ある新聞紙上で「大きな港をつくるだけでは船は来ない」と断言し、「私は日本にシンガポールのような巨大なハブ港湾が必要であるとは思っていません」とも語っているのです。

こうした市政運営が続けられるならば、市民との矛盾がいつそう深まることは必至です。こうした立場ではなく、安定した雇用を広げ、中小・零細企業への支援を強め、社会保障を拡充することが求められています。このことは、市民の所得を押し上げるなど税増にもつながるものです。

以上の立場から、三、以下に示した市民の願いを実現するよう要望するとともに、大型開発については厳しく見直すことを要望します。

- 1 臨海部再生関連の臨港道路東扇島水江町線、臨海部幹線道路の整備、川崎アプローチ線の整備は凍結する。
- 2 大企業支援のための助成になっている「イノベート川崎」を改め、地域経済の主役である市内中小零細企業を支援する制度にする。
- 3 国道357号線未整備区間について高速湾岸線無料化など、新たな国道整備に代わる制度を導入するなど、財政負担を極力抑え、川崎市域の通過交通量を臨海部に誘導する。
- 4 公害まきちらし・まちこわしの高速縦貫道路Ⅱ期計画を中止し、川崎縦貫道路Ⅰ期の残工事、大師ジャンクション以西（大師～富士見）は中止する。

- 5 京急大師線連続立体交差事業は、2014年度完成予定の段階的整備区間（小島新田駅～東門前駅）までとし、高速川崎縦貫道路といっしょにトンネルを掘る計画の東門前駅～川崎駅までの別線区間は凍結する。
- 6 臨海部の「国際環境特区」構想、「殿町・大師河原地域」などの巨大開発事業については民間主体の地域整備を基本とし、安易な市財政投入は行わない。
- 7 羽田連絡道路は大田区の理解が得られないことと、貴重な多摩川河口干潟を破壊することから計画を中止する。
- 8 京浜港が国際コンテナ戦略港湾に選定されたが、経団連運輸・流通委員会委員長も「大きな港をつくるだけでは船は来ない」というように事業の見通しをまなま、最低でも事業費1000億円の投入に踏み出すべきではない。

三、子育て支援策の充実で安心して子育てできる川崎を

景気後退の長期化により経済状況が厳しさをますますなか格差と貧困が広がり、子どもと家庭を取り巻く環境はその影響を大きく受けています。07年現在のわが国の相対的貧困率は15・7%で、経済協力開発機構加盟主要諸国の中でアメリカに次いで2位。子どもの貧困率も14・2%で、OECD平均を上回っています。貧困による格差の広がり、子育てが困難という状況をうみだし、教育や進学を奪うだけでなく、すこやかに育つための環境にも大きな影響を及ぼします。国民の暮らしを支え子育てへの経済的支援の拡充、子育てのセーフティネットの確立が必要です。

共産党市議団が昨年取り組んだ市民アンケートには、「仕事をしなければ生活がままならないのにあずける先がなく、でも仕事をしていないと保育所の入所申請ができず、どうしろというのか」「川崎は公立の幼稚園がなく、私立ばかり、入園料も保育料も高すぎる。保育料補助をもっと拡充してほしい」「子どもが小学生になったが医療費負担が3割に。学校の健診でひっかかったが、生活が苦しいため、なかなか病院にいかれない」等、安心して子どもを育てられない川崎の実態が多数寄せられました。こうした声に応え、抜本的な子育て支援策を講じることが急務です。

政府は、保育の公的責任を投げ捨てる「子ども子育て新システム」を2013年度から導入しようとしています。安心して子育てができる状況に逆行するもので、到底容認できません。

(一) 安心して出産できる環境を整備する

人口が増え、出生率も増加しているのに、分娩取り扱い病院が減るなか、安心して出産できる環境整備が急がれます。お産難民をつくらない取り組みが必要になっています。ハイリスク出産を防ぐため妊婦健診をだれでも安心してうけることができるよう14回までの助成が09年4月から実施されました。引き続き国の助成の継続を要望します。妊婦の救急搬送も現場滞在時間が30分以上かかった割合が08年は17・2%で政令市中ワースト1位という状況のなか、市立川崎病院で新生児集中治療室が6床再開し、09年は12・2%に減少したものの、まだ高割合です。2010年3月、本市の周産期救急医療システムの基幹病院として、聖マリアンナ医科大学病院内に総合周産期母子医療センターが開設されました。しかし、2010年の現場滞在時間30分以上かかった割合は15・2%に再び増加に転じており、更なる周産期医療ネットワークの強化が必要です。

- ① 妊婦健診14回までの助成を継続する。
- ② 産科医の確保に全力を尽くし、分娩医療機関を新設、増床、再開し安心して出産できる体制を拡充する。
- ③ 2011年度に日医大武蔵小杉病院でNICUが3床増床されたが、さらなる新設・増床を進め、ハイリスク妊婦の救急体制や母子の救命に力を尽くす。
- ④ 川崎市地域保健医療計画及び周産期医療計画、に助産所の活用を明確に盛り込み総合周産期医療のネットワークを確立し、連携して市民の安心なお産の場を確保する。
- ⑤ 助産所の嘱託医と嘱託医療機関の確保に行政支援を行い、嘱託医療機関に必要な支援を行う。
- ⑥ 妊婦の救急搬送のより迅速化をはかるために、助産師等を活用して「情報オペレーター・電話相談窓口」を配置し、日中コーディネーターが市内のNICUや産科の空床状況、受け入れ体制を把握し、夜間コーディネーターに引き継ぎ救急に備えるとともに、電話相談も担うシステムを創設する。

(二) 産後ケアで育児不安を解消し、安心して子育てができるサポート体制を充実する

出産後早期退院〔5日目〕が通常化するなか、出産による体力消耗、急激な体の変化、頻回授乳、慣れない育児への不安と、母親の心身に大きな負担がかかり、この時期に適切なケアが必要ですが、核家族化や祖父母の高齢化や就労でサポート体制が困難なケースが増加しています。また育児不安を早期解消し、児童虐待を未然防止することが必

要です。

① 宿泊型の産後ケアセンターの整備計画を検討する。生後4カ月未満の母子の母体ケア、乳児ケア、育児相談、育児指導を行なう産後ケア事業を創設する。当面新設が無理ならば現状でも産後ケアを実施している助産所を活用し、市として体制と支援策を講じる。

② 保健師を増員し、「新生児訪問事業」や「こんにちは赤ちゃん事業」の充実をはかり、継続的に母親へのきめこまやかな育児支援や育児相談にのる。

③ 産後ヘルパー派遣事業の充実をはかる。産前にも適用できるようになったため、産前・産後ヘルパー派遣事業と事業名を改め、補助額を増額すると同時に、横浜市のように、低所得者については無料とするなど、必要な母子が使いやすいよう改善する。

(三) 地域子育て支援センターを増設する

家から歩いていける距離に、誰でも気軽に集まって子ども同士、親同士または異世代で交流でき、子育ての悩みや相談ができる場を小学校区に1カ所まで増設することが必要です。現在公立保育園併設4カ所、民間保育園に13カ所、旧公立幼稚園に6カ所、子ども文化センターに児童館型を26カ所で合計49カ所です。地域で歩いていける範囲に増設していくことが必要です。同時に、個々の子育て支援活動と地域の保育園など、公共機関との連携や協同をする取り組みの強化を図ることも必要です。

① 保育園併設の地域子育て支援センターの増設を行う。

② 子ども文化センターに乳幼児の遊べる環境を整え、専任の専門職種を配置し、地域の合意を得た上で、地域子育て支援センターを整備する。

③ 旧公立幼稚園舎を活用した子育て支援センターで保育士を配置して一時保育を実施する。

(四) 小児医療費助成制度の所得制限を撤廃し、中学卒業まで助成する。

子どもが小学生にあがると医療費助成がなくなることが、受診抑制につながっている実態があります。また小学生

以上の子どもが2人以上いる家庭やアレルギーなどの持病を持つ子どもがいる家庭等、医療費負担で安心して病院に行けない実態が広がっています。東京23区のすべての区やさいたま市、浜松市、名古屋市をはじめ神奈川県下でも拡充が広がっています。お財布の中身を心配しなくても早期通院できるよう一刻も早い拡充が求められます。

- ① 小児医療費助成制度の所得制限を撤廃し、中学卒業まで助成する。
- ② 一部負担金を2012年度以降も導入しない。
- ③ ひとり親家庭医療費助成制度事業についても一部負担金を導入しない。

(五) 豊かな幼児教育を保障する

本市は若い世代の人口が急増しているにもかかわらず、幼稚園の数は増えておらず、2011年度の私立幼稚園の定員超過率は108・48%で、政令市で唯一100%を超えています。なかには入園願書を受け取るために前夜から並ぶなど、入園先を確保するのも大変な状況が続く入園できるだろうかと保護者からの不安が多数よせられています。定員超過率が昨年(109・55%)より微減したのは、私立幼稚園の定員を増やしたことによりですが、同じ敷地内に教室を増やすのは限界があると思われます。なかには4歳児クラスで1学級40人という幼稚園もあり、教育環境の悪化が懸念されます。にもかかわらず2010年4月から公立幼稚園2園が廃止になり、17政令市で公立幼稚園が無いのは本市と千葉市、横浜市の3市のみになりました。

07年に策定された「川崎市における幼児教育の方向性及び市立幼稚園〈研究実践園〉のあり方に関する基本方針」で公立幼稚園の廃止案がだされたが、同時に同基本方針には、「幼児教育センターが本市の幼児教育の中心的役割を担い、その充実や振興を図っていくために、より一層の組織体制の強化が必要」と、公立幼稚園を廃止しても幼児教育センターを強化することで、市の幼児教育に責任をはたしていくことを打ち出したにもかかわらず、幼児教育センターも説明もなく廃止してしまいました。これは納得できるものではありません。

保育料負担のために幼稚園にも保育園にも通えない子がいないかどうか、私立幼稚園の定員超過における教育環境の検証の調査を行うことが必要です。

国は、2011年度のAランクからDランクまでの保育料補助単価を3000円及び4000円増額しました。しかし市は、Dランクについて、増額分の4000円を、市の補助単価に増額するのではなく、逆に減額し、結果的に09

年度、10年度と同額の補助額にとどめました。Dランクは年収360万円から680万円と範囲が広いことに鑑み、国の増額分を保育料補助額として増額すべきです。

一方、川崎の保育料平均は、政令市の中で最も高い上に、2011年度の私立幼稚園の入園料は13万871円から13万3326円に2455円上がり、保育料は年額34万6727円から34万8335円に1608円上がりました(県学事課調査)。入園料、保育料合計で4063円の値上げです。国の補助単価が増額されてもその分保育料が上げられ、保護者の負担軽減になりません。

- ① 幼児教育センターを復活する。復活できない場合は、幼児教育センターが担うとした項目について、責任をもって業務を執行する。
- ② 私立幼稚園の定員超過における教育環境の調査・検証を行い、環境が厳しい地域には対策を立てる。
- ③ 私立幼稚園の保育料が払えず入園出来ない子どもがいなかの調査を行い、必要な支援策をはかる。
- ④ Dランクの補助額を増額し全ランクで市が上乘せする。
- ⑤ 私立幼稚園の入園料10万円の補助制度を創設する。
- ⑥ 幼稚園の就園児増加地域に公立幼稚園を整備する。
- ⑦ 障がい児うけいれのための人的保障の支援の増額を図るとともに、各区の子育て支援室が、入園要望があるのに入園できない相談にのり、入園のコーディネーターに責任を持つ。
- ⑧ 1学級35人という定員を少人数に改善するよう国に要求する。

(六) 保育事業の充実をはかる

2011年4月現在の認可保育所の定員は2010年度より1209人増加し1万9241人。認可保育所に入所できなかった人数は昨年より11人増えて2611人にのびりました。経済状況の悪化から保育所のニーズは年々増加し、利用申請数の増加は、整備などではかかれた定員の増加数とほぼ同数です。2007年に「保育緊急5カ年計画」が策定され、その後2010年3月に、認可保育所で3年間3000人の定員増をはかる計画の改訂がされましたが、5カ年計画最終年度の2011年度の待機児童数は昨年より減少したものの851人で、一昨年よりも多い人数です。待機児解消の見通しは未だ厳しい状況が続いています。

私たちは子育て世代の雇用や経済状況の悪化から、新規の利用申請は、市が推計した『毎年1000人ずつ増加』ではとどまらないと考え、07年度に、5000人の定員増を提案し、この間、民間事業者活用型の整備に比重を重く置くのではなく、国、県、市有地の積極的な活用と土地所有者とのマッチング等による認可保育所の抜本的な増設の取り組みの強化を求めてきました。その結果2012年度に、国有地活用型が1か所（60名定員）マッチング事業が4か所（60名定員）、2013年度にマッチング事業5か所（60名定員）の整備計画が策定されました。

国民生活基礎調査など、あらゆる指標がこどもに在る若い世帯の貧困の実態が深刻さを増しています。待機児童851人中、これから仕事を捜すEランクの待機は322人、37・84%でした。入所できなければ仕事に就けず収入が増えず、困窮から脱出できません。保育所がないために子育て中の若い世代が就職できない、仕事を失い生活苦に陥るなどという事態は一刻も早く解決しなければなりません。本来、ランクをつけて振り落とすのではなく、申請する人全てが入所できるように整備することがどうしても必要です。Aランクでも202人、23・74%も待機している実態からも、保育所不足は深刻です。

2011年3月に11年度から15年度までの5年間を計画期間とする第2期川崎市保育基本計画・かわさき保育プランが策定されました。計画では、「3年間で4千人の受け入れ枠を増やす。認可外保育事業の充実と再構築。認可保育所の運営のあり方を踏まえた公立保育所の再構築。子育て家庭への支援の充実」と方向性が示されていますが、真面目から、認可保育所の緊急増設を抜本的に進めることなしに待機児をゼロにすることは出来ないと考えます。あらゆる手立てを尽くし整備拡充を求めます。

2011年度開設された24園の認可保育所のうち園庭及びプールのない保育園は10園にのびります。11年度の整備目標20カ所1290人のうち750人（約6割）は民間事業者活用型で、ビルの一室などを利用した園庭のない保育園がさらに多くなることが危惧されます。用地を確保し、園庭のある認可保育園を思い切った増設することで、待機児童を早急に解消するべきです。さらに、民間事業者活用型による新設園の保育士は、平均経験年数が極めて低く、なかには1年未満の園もあるなど、保育の質の低下が懸念されます。保育士が働き続けることができ、経験を重ね専門性を高めていくためには、安定した労働環境が必要です。認可にあたっては、経験年数についての一定の基準をもうけることも検討すべきです。

① 認可保育園を3年間で5000人分増設し待機児童をなくす

ア 国有地・県有地が利用できるよう国及び県に積極的に働きかけ認可保育園を増設する。

イ 全庁あげて市有地貸与方式で、認可保育園を増設する。

ウ 市の再開発事業の際には、計画段階から認可保育所の整備を位置づけ事業者と積極的に協議を行い、特に底地を市が所有している場合は、等価交換して、園庭も確保した認可保育園の整備を必ず行なう。

エ 民有地を借りて認可保育園を新設する社会福祉法人に、土地の賃借料の補助を継続する。
オ マッチング事業を拡大する。

カ 住戸の数が300戸以上の共同住宅を建築する特定大規模開発事業においては、認可保育園等の公益的施設を整備するための条例を積極的に活用して認可保育園を整備する。

キ 乳児の受け皿であるおなか保育室を引き続き存続する。

ク 子どもの成長発達を保障するために園庭の確保について、横浜市のような「遊技場の基準面積の確保が困難な場合は付近の公園等を代えて認める場合」にあつては、基準面積の2分の1以上、またはプール遊びのできる場所を確保する」等の要綱や取り扱い要領を定める。

② 公立保育園の民営化を凍結する

毎年5カ所の民営化が進められましたが、民営化を進める根拠は次々破綻してきました。私達は、民営化によるコスト削減は人件費削減、労働条件悪化に直結し、福祉水準の低下を招く危険性が高まること、保育士の離職率を高め、さらに人材確保が困難に直面することを指摘してきました。

07年度民間で働く保育士の離職率は18・5%で、公立保育園の2・7%の約7倍にものぼりました。また09年4月に民営化、指定管理者制度になった3カ園（南平間・宮前平・白鳥）すべてで、ひきつぎ6カ月間に主任保育士や保育士が退職する事態になり、引継ぎ保育によって保育の質と継続性を担保するとした約束は果たされませんでした。さらに企業参入は保育という営みにとって不可欠な継続的・安定的な事業運営が困難となることを指摘してきましたが、その指摘のとおり、08年にハピースマイル園が突然閉鎖される事態が起こったのです。

また民営化により運営費の削減が、5千万円、次いで3千万円と市はいってききましたが、その根拠も崩れ、「公立保育園の運営費に対する国庫負担金が廃止されたこと」もあり、保育所の運営にかかる経費を見直し、効果的な運営手法に変えていく必要から進めている」と自ら答弁をかえてきています。民営化することで待機児解消を行う、多様なニーズにこたえることが出来るとの主張も、待機児童解消にはならず、多様なニーズも公立保育園で出来ないことはないことも明らかになりました。民営化の対象として選定される理由も論理破綻した結

果、民営化のすべての根拠が崩れてしまっています。

「民営化されて誰も幸せにならない」という保護者・市民の声に真摯に耳を傾けるべきです。児童・保護者には児童福祉法24条による「保育所を選択し、そこで保育を受ける権利」があり、なによりも子どもにとって大きな負担になることから民営化計画は凍結すべきです。

第2期川崎市保育基本計画に、公立保育所の再構築に向けては、地域におけることも・子育て支援や民間保育所の運営に対する支援などの役割をにない、区を基本とした一定のエリアごとに『新たな公立保育所』を設置するとともに、既存の公立保育所に着いては、本市の社会状況や民間の運営事業者の状況、さらには職員の退職意向等も考慮しながら公立保育所の民営化を推進します」と記述されています。しかし、地域のことも・子育て支援機能は、これまでも公立保育所がなってきた訳ですから、特段『新たな公立保育所』に特化する事なく、どの地域にも公立保育所が継続して果たしていくべきです。また、「新たな立保育所」が民間保育所への支援と適切な指導・監督に向けた人材を育成するとありますが、民営化されても『保育の専門性・継続性が担保される』と繰り返し答弁してきたことと矛盾します。公立保育所を民営化したために、公立保育所で民間への支援・指導のための職員を育成しなくてはならなくなったというのなら、はじめから、今ある公立保育所をわざわざ民営化しなければよかったです。公立保育園の役割が重要というのなら、一定のエリアごとに、絞り込むことをやめ、いまある公立保育園を存続すべきです。

(そのうえにたつて)

ア 保育行政になじまない指定管理制度は止め、直営にもどす。

イ 民営化を廃止するまでの間について、指定管理者の選定にあたって、仕様書に盛り込まれた「保育士配置のバランスの取れた構成と、未経験の新任保育士を配置する場合には、新人1名に対し教育担当の保育士を1名配置する」ことに、責任ある把握と指導を徹底する。市は指定管理者に対し、円滑な運営がされているかの検証を十分に行い、特に職員の定着率については資料の提供を求め、検証すると同時に職員の処遇についても立ち入った指導を行う。

ウ 受託事業者は委託料の使途、職員定着率などの情報を毎年公開する。

エ 指定管理者の引継ぎは少なくとも1年とし、市の職員の派遣を行うこととする。

オ 選考基準や選考過程を民主的に公開し、選考委員会に保育士、保護者を入れる。
カ 父母・川崎市・事業者による三者協議会を設置する。

キ 市はリスク管理を徹底する。

③ 認可保育園は地域の公的な責任を果たせるよう機能の充実を図る

ア 園庭開放や育児相談、出前保育など地域に開かれた子育て支援を担って実施している公立保育園を地域子育て支援センターとして保育相談や地域活動事業の充実をはかる。そのための施設改善と人的配置を行う。

イ 園児や地域の乳幼児の健康や栄養・食事の相談指導のためにすべての保育園に看護師や栄養士を配置する。

ウ 子育て支援事業として認可保育園で一時保育を段階的に整備する。

エ 給食業務の委託化は質の低下につながらないようにしっかりと検証し、保護者の意見要望にこたえ、委託を安易にしない。

オ 乳幼児の生活する場として安全点検を常に実施し大規模改修予算及び小破修繕予算を大幅に増額し、必要な修繕は直ちに実施する。トイレはドライ方式に改良し、備品費も増額し必要な備品を整備する。

カ 園児の布団丸洗い乾燥を実施する。

キ 病児保育を各区で実施する。

ク 19時以降の延長保育は拠点園だけでなくニーズの高い園から計画的に実施する。

④ 認可外保育園への支援を拡充する

ア 園庭が無く水遊びもできない小規模認可保育所やかわさき保育室に対し、隣接する認可保育所と連携するなど外遊びや水遊びを保障する。

イ 一定の基準を満たし待機児受け皿の実績のある認可外施設から認定保育園への移行を望む場合、認定化を進め援護費の拡充をはかる。

ウ 認定保育園の認可化は認可保育園の職員配置、設置基準、面積基準を遵守する。

エ 認定こども園、かわさき保育室における入園決定と保育料は、認可保育園に準ずるものとする。

オ 家庭福祉員制度の保育補助者の雇用時間と雇用費の増額、開設時の初期投資費の新設を行う。

カ 地域保育園の運営のための固定的な補助〔家賃、施設と維持改善費補助〕を新設する。

キ 無認可保育園を届出制とし、無届の無認可保育施設の実態調査を実施し、安全面など必要な指導をしっかりと

り行う。

ク 認可保育園に入所できずやむなく認可外に預けている児童の保育料の補助を行う。

⑤ 子ども子育て新システム導入と地域主権改革による規制緩和について

2013年度導入に向け、厚労省が現在検討中の「子ども・子育て新システム」は、保育所待機児童解消を口実に、児童福祉法に基づく国と市町村の保育実施義務をなくし、保育所最低基準を自治体の条例で緩和してもよいとし、保育料は応能負担から応益負担にかえるもので、決して待機児童解消にはなりません。新システムの一番の狙いは、その公的責任をなくし、保育を市場化することにあります。

市町村の役割は、「保育の必要度を認定し、施設入所の利用調整、あつせんを行う」ものとされ、大きく後退します。入所は保護者と子ども園との直接契約です。子ども園が足りなければ当然待機児童はうまれます。障がい児や福祉要件での入所については、「優先利用の対象として利用可能な施設をあつせんする。又、施設には正当な理由がない限り応諾義務が課せられている」とされていますが、定員に空きがないほか、スタッフが足りず対応できないことなども正当な理由になるとされており、市町村の責任で入所が保障されている訳ではありません。

保育料は応益負担になり、しかも保育度を超える保育は全額自己負担になり、現行の保育所では徴収されない入園料、教材費等の徴収が認められるなど、親の経済力により、受ける保育の格差が生まれ、子どもは等しく平等に育てられなければならない児童憲章にも反します。

保育所の収入は不安定になり、保育所運営の困難化と職員処遇の低下が危惧されます。さらに株式会社も含めた多様な事業主体の参入を図るため、事業者指定制度の導入、運営費や保育料を株の配当や他事業への活用を可能とする規制緩和も盛り込まれ、保育の市場化を明確に示しています。これは「産業構造ビジョン2010」で「医療・介護・健康・子育てサービス」を経済成長戦略の5大分野のひとつに位置づけ、保育サービス野産業化を図ろうとしていることから明らかです。

問題の第2は具体的な構想も無いま「幼保一体化」が提案されてきましたが、幼稚園からの強い反発もあり、幼稚園、保育所（0歳から2歳児まで）、総合施設を並存させ、名前はすべて子ども園とするわかりづらい仕組みがつけられようとしていることです。成り立ちも機能も大きく異なる幼稚園と保育園を「幼稚園と保育園は母親が働いているかいないかのちがいにすぎない」などと、関係者との議論も十分に行わず、一体化するという提

案は拙速にすぎます。

第3は「地域主権改革」と一体で、進められていることです。

戦後直後の1948年にこれ以下に下回ってはならないと制定された保育所最低基準ですが、以来、国は改善の努力義務を怠り、国際的にも低い水準にとどまっているにもかかわらず、『地域主権改革一括法』による国の責任放棄の一環で、厚労省は、待機児童問題を口実に、2012年4月から3年間、東京都中央区や川崎市など都市部35市区について、面積基準の独自設定を認める方針を固めました。乳幼児の詰め込みが進む保育環境の悪化は許せません。また条例化に当たって、避難用外階段の設置や耐火建築基準が参酌基準とされているというところは、現在屋内と屋外各2方向に設置が義務つけられている避難用階段が「なくてもよい」ということになりまます。自治体の条例次第では、雑居ビルの保育所設置も可能となり、保育環境の悪化にとどまらず子どもたちの生命の危険にもつながります。本来なら、こどもの発達と安全にかかわる最低基準は、国の責任で改善を進めるべきです。最低基準は自治体が独自に現行以上の基準で保育をすることの妨げになるものでありません。最低基準の規制緩和を行わないよう、国に強く求めるべきです。ナショナルミニマムとしての最低基準を地方にゆだねることは、最低基準の切り下げにつながりかねません。本市においては、こどもの幸せの立場、保育環境の維持、改善のために、最低基準の堅持・抜本的改革をつよく求めるものです。

(七) 児童虐待を未然に防止し子どもの人権を守るための制度や機能の充実を図る

2010年度に中央・南部児童相談所でうけた児童虐待相談・通告件数は1047件で前年度より296件増加しました。6年前の465人と比較すると約2.2倍化しました。同時に、6年前と比較すると養護相談件数は796件から1222件へ、一時保護される子どもの数は203人から370人へ、延べ保護人数は7021人から12300人へと増加しています。

子どもの虐待に係る調査や多くの事例に対する検証報告などを参照しても虐待が生じる家庭背景には多くの共通要因が存在しているといわれています。親の貧困など生活の経済的困窮、家族の社会的孤立、親の精神・人格未熟性がありそこに付加要因が重なると虐待のリスクは格段に高くなるといわれます。生活保護など活用できる社会資源、子育てのセーフティネットの拡充が必要です。また個々の家庭における子育て機能の衰退とともに家庭を取り巻く親

族や地域によるサポート機能の弱体化が存在し家庭の子育て機能を一層弱体化させている状態があります。親自身が十分な養育をされておらず養育のしかたがわかっていないことも多く、単に注意したりカウンセリングで改善されるものではありません。家庭訪問をして親に付き合ひ、家の中を一緒に片付けるとか赤ちゃんにいつミルクを飲ませるかなどのケアに踏み込むなど、リスクのある家庭に対し、乳幼児期など早期にキチンとケアをしておくことが必要です。

児童虐待防止法が制定されて11年になります。2004年には、児童虐待防止法と児童福祉法の改正が行われ、市町村が「第一義的な窓口」とし市町村が虐待の通報を受けたら独自に対応しなければならぬ、つまり児童相談所のほか市町村も身近な相談事業を担うことになりました。児童相談所は困難なケースへの対応と市町村の後方支援の役割と規定されました。それまで予防の観点が欠けていたのを、市町村が第一義的な窓口としたことで、虐待ケースであれば保育所を優先的に使えたり、保健師が育児支援を行うことができるようになりました。

2008年と2009年の法改正では、親の出頭要求や臨検、捜索などの児童相談所の権限強化、保護する児童養護施設などの社会的養護の充実について方向付けされました。また「こんにちは赤ちゃん事業」や援助が必要なケースは家庭訪問などで支援するという市町村の「養育支援訪問事業」が加えられました。施設内虐待防止もはっきり打ち出され画期的ではありませんでしたが職員増などは伴っていないのは不十分だといえます。

こうした法制度の整備は進んできましたが、虐待は一向に減りません。条件整備が後手後手に回っているという指摘もあります。子どもたちも、命が助かれればそれでいいわけではなく、多くの子どもは保護されたあとずっと親のことを思っているので単に親と離せばいいというわけではないということです。子どもが十分に成長できる生活環境が施設の中に整備されなければなりません。

こどもの速やかな安全確保が強調されるなかで、夜間・休日を含む24時間の対応要請・通告から48時間以内の目視による安全確認、必要に応じた立ち入り調査や職権による子どもの一時保護、子どもの施設への入所措置、施設入所児のフォローや親への対応、親子再統合の調整、親の改善指導、在宅ケースの指導と定期的なチェック、施設内虐待の対応など、人員の十分な補充体制やその育成がなされないままに、矢継ぎ早に行政の役割が法律や通知などによって上積みされてきていると思われまます。増加する相談件数や業務内容に見合う専門職種の増員は不可欠です。

2011年度は新しい子ども家庭センターと新中央児童相談所、北部児童相談所が開設され、3児童相談所体制となり、支援体制の一層の強化、関係機関とのネットワークの充実などがはかられました。

本市の児童相談所における児童心理司は2010年度より5名増員されましたが、児童福祉司は32名

で昨年度と同数です。6年前と比較すると5名増員されていますが、対応件数の増加と複雑化などからさらなる増員が必要と考えます。

また06年から児童福祉法第25条の2に規定される「子どもを守る地域のネットワーク推進」のための協議会である「要保護児童対策地域協議会」が設置されました。児童虐待予防の観点から、09年4月、協議の対象が要保護児童だけでなく、要支援児童やその保護者、特定妊婦に拡大されました。

世田谷区はそれをうけ、07年度、児童虐待の対策と予防の強化のために、重点施策「児童虐待のないまち世田谷区をめざして」を掲げ、同施策を担当する児童虐待対策支援チームを14名の専門職種で構成、設置し、虐待対策・予防事業の体系化を図り、2次予防「育児不安の重度化防止」、3次予防「虐待の再発防止」事業の創設、こども家庭支援センターへの専門的支援等を実施してきました。そして08年3月には、2次予防の事業として「産後ケア事業」を開始。出産後4カ月未満の、体調不良・育児不安等があり、親族の支援を得られない母子のショートステイとデイケアを提供することにより、虐待の未然防止を図るものとしています。本市でもこうした取り組みが必要です。

児童虐待は重大な人権侵害です。徹底的に「子どもを守る」立場に立ち、場合によっては保護者と対決し子どもの安全を確保する必要があります。虐待を受けた子どもは深く傷つき、その後の子どもの心を支える息の長い支援が必要です。そして何よりも大事なのは「虐待を起こさない」ための、予防的な支援です。

① 「児童虐待対策担当チーム」を設置し、虐待対策・予防事業の体系化を図り、2次予防、3次予防事業を創設し虐待の未然防止に力を注ぐ。

② 産後ケア事業を創設する〔再掲〕。

③ 子ども家庭センターと3児童相談所体制の連携体制を強化しそれぞれの機関に児童福祉司、児童心理士、臨床心理士など専門職種の増員を図る。

④ 子ども家庭センターのソーシャルワーク機能の充実を図る。

⑤ 現在2カ所の児童家庭支援センターを各区に整備する。

各児童相談所は各区の子ども支援室、保健福祉サービス課、児童家庭支援センターと連携し、後方支援に力を尽くす。

⑥ 要保護児童対策地域協議会と各区の実務者会議をより充実させ、地域が見える範囲のネットワークをつくる。

⑦ 南、中、北に、1カ所ずつの児童養護施設の増設計画を推進する。

⑧ 里親の増員をはかる。

(八) どの子にも豊かな放課後を保障する

児童の放課後を安全で安心できるものにすることは、行政の大きな役割であり、このことは、児童福祉法第2条「国及び地方公共団体は、児童の保護者と共に、児童の心身ともに健やかに成長する責任を追う（児童育成の責任）」にも明記されています。学童保育事業は1997年に児童福祉法に位置づけられ、その第6条2項において「事業終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る」とされました。しかし、市町村には、学童保育の「利用の促進」への努力義務だけでなく、公的責任は曖昧にされ、施設や職員配置などの最低基準も決められておらず、「放課後児童クラブガイドライン」（2007年）は示されたものの、法的拘束力はありません。また、国の補助金も、法的に定められた予算措置ではない「奨励的な補助金」で、その算定基準も、実際の運営費と比べ大変少なく見積もられている現状です。

しかし、こうした不十分な国の施策にも関わらず、保護者の粘り強い運動で学童保育は増え続け、2011年5月現在、被災地を除く全国の学童保育所は、2万204箇所（前年度に667カ所増）入所児童数81万9622人（同2万2901人増）で、法制化13年間で、施設は2・1倍、入所児童は2・5倍となりました。本市では、40年以上も市民の運動で築いてきた公設公営の学童保育所115箇所を2003年に全廃し、全校児童を対象とした「わくわくプラザ事業」をスタートさせました。

「わくわくプラザ」の1日当たり（平日）の利用児童数は、1施設54・2人（前年度51・5人）と増加しており、そのうち、定期利用児童の割合は57・7%（同56・6%）と増加しており、そのうちの多くが学童保育対象児童であることが想定されます。また、障がい児の利用状況では、2010年度の年間の延べ利用人数は6831人と、前年度より延べ人数で435人の増加を示しています。しかし、それに対応するスタッフの年間の延べ人数は、2010年度4703人と前年度より93人増加しているものの、スタッフ一人当たりの障がい児童数では1・45人と前年度の1・38人と比べ増加しており、障がい児に十分な職員体制がとりにくくなっていることが懸念されます。

一方、阿部市長が学童保育所を廃止して以降、子ども達一人ひとりの成長を大切にする場として、自主学童保育が各地で立ち上がり、市内12施設455人が入所しています。しかし、市からの運営費への補助は無く、保護者負担は

2万円ほどで、保護者の大きな負担となっており、このように自主的に運営されている学童保育所に対する財政的支援を行うことが必要です。

また、東日本震災の経験は、「放課後の児童の安全・安心」における対策の強化という課題を投げかけました。震災時の学校や保護者との連携、とりわけ、保護者との連絡が中々取れなかった事態は、保護者にも児童にも大きな不安を残すものとなりました。被害状況の迅速な把握や市からの情報提供、災害時の備品整備も毛布・食料など災害を想定した備蓄はなされていませんでした。これらの対策、マニュアルの見直しを早急に行うことが求められています。市内のすべての児童が、安全で安心して放課後を過ごすことができるように、児童福祉法の精神に立ち戻って、それぞれの児童の実情に合わせたきめ細かい施策が受けられるよう、「学童保育」と「わくわくプラザ」を個別の事業として位置づけるなど、事業全体の見直しを行うことが必要です。

(1) 災害時のマニュアルを見直し、安心・安全対策を強化する

① 学校との連携を強め、帰宅困難な児童や帰宅しても保護者がいない児童に対する対応について、学校と「わくわくプラザ」との役割分担を明確にする。また、学童保育施設を利用する児童に対しても、各施設と協議して災害時のマニュアルを作成する。

② 災害時の緊急連絡システムを各「わくわくプラザ」「学童保育所」に整備する。

③ 毛布・食料・飲料など帰宅困難児童が生じることを想定した備蓄を行う。

④ 学童保育所が災害対策や備品の整備を行う際、市が補助をする。

⑤ 災害時の障がい児の対応を学校・保護者ともよく話し合い、職員の配置や場所の各など対策を強化する。

⑥ 災害時の対応について、日頃から保護者と施設、保護者同士のコミュニケーションが取れるように、保護者会などシステムの見直しを行う。

(2) 学童保育事業を全児童対策である「わくわくプラザ事業」の一体化を改め、個別事業として位置づけ、放課後の生活の場の保証を行う。

- ① わくわくプラザ事業が学童保育事業を「包括」しているという、市の方針を改め、個別の事業として、それぞれ充実を図る。
- ② 地域の実情に合わせ、子ども文化センターなど学校外の公的施設も活用し、学童保育事業を再開する。
- ③ 地域で活動する自主学童保育に対する施設整備及び運営費の補助を行う。放課後児童健全育成事業として認め、国庫補助申請を行う。
- ④ 国において学童保育事業の運営費基準額が引き上げられたことよって、補助金の額も増えることになる。増加した補助金は学童保育事業の充実にあてる。
- ⑤ 入学案内や健康診断時に、地域にある自主学童保育施設の資料等を保護者に提供できるようにする。「わくわくプラザ」の説明会においても、自主学童保育施設の情報が提供できるようにする。

(3) わくわくプラザの充実

- ① 平日利用が月平均で70名を超える施設は、施設を分割し、それぞれに職員配置を行う。また、それに準じる施設においては、早急にスタッフリーダーの複数配置を行う。
- ② 学童保育事業を同一の施設で行う場合は、専用室を明確にし、個別のロッカーを整備し、生活の場にふさわしい環境を整える。
- ③ おやつを児童の大切な「補食」として位置づけ、栄養士など専門家の意見を取り入れる。
- ④ おやつを購入にあたっては、地元業者からの購入を広げ、毎日発送することで、安心で変化のあるおやつを提供を行う。
- ⑤ おやつへの公的助成を行い、保護者の負担軽減を図る。
- ⑥ 長期の休みのときは、施設外への活動も積極的に取り入れ、児童の休みの生活を変化あるものにする。学校プログラムの活用を広げる。
- ⑦ 障がい児の実情に合わせた対応ができるように、居場所の確保、スタッフの増員を行う。
- ⑧ 障がい児の利用が多い施設では専門職員の配置を行う。また、巡回指導員の人数を増やす。
- ⑨ 施設をできる限り、1階に整備し、車いすなどでも利用しやすくする。施設が2階にあるところでは、車いす

が必要な場合が生じたときは利用できるよう速やかに施設改善を行う。

⑩ 利用児童や保護者の声が運営し反映できるよう、意見箱など意見を出しやすい環境を整える。

⑪ 保護者との懇談会を毎月定期的に開催し、保護者に子供たちの様子を伝えるとともに、要望等についても聞き取りえを行い、改善に結びつける。

(4) 子育て支援・わくわくプラザ事業の改善

① この時間帯を児童の放課後の「生活の場」としてふさわしいものにするため、1時間の事業としてとらえるのではなく、放課後の時間の一環として、事業の内容を見直す。

② 保護者負担を無料にする。少なくとも、低所得者に対する免除制度を創設する。

(5) 職員の待遇改善と職員体制の充実

① チーフサポーターを正規職員化するなど、わくわくプラザの正規職員を増やし、施設ごとに正規職員2名の配置を行うよう、仕様書を改める。

② サポーターの時給を引き上げる。経験年数に応じた賃金体系にできるよう指定管理料を算定する。

(6) 子ども文化センターの改善

① 老朽化施設の改善計画を早める。可能なところでは、自然エネルギーの活用を進める。

② 子ども文化センターの運営に当たっては、利用者の声を反映できるシステムを作る。

③ 中高生の居場所としてふさわしいものにするため、中高生の悩み相談などに応じられるような職員配置を行う。

④ 音楽室の整備を広げる。

四、ひとりひとりの子どもたちが大切にされ、すべての子どもたちの成長・ 発達を支える教育の実現を

国連・子ども権利委員会は2010年6月、子どもの権利条約に関わる日本政府報告書の審査に対する最終報告書で、高度に競争主義的な学校環境が、いじめ、精神的障害、不登校・登校拒否、中退および自殺などの原因になっていると指摘し、「驚くべき数の子どもが情緒的幸福度の低さを訴えている」としています。

児童相談所が対応した児童虐待件数は増え続け、その傾向は川崎市も同様で、過去最多を記録しています。背景となる父母の厳しい生活実態に加え、先行きの見えない生きづらい社会のなかで、子どもたちの苦しみを受け止め、それに立ち向かう取り組みが求められています。

川崎市における小中学校の不登校児童・生徒数は最近5年間をみても1300人前後を推移するという厳しい状況がつづいています。

子ども達を苦しめている要因の第一は、子どもたちの人間らしい成長と発達を担った学校と教育を阻む教育政策があります。もともと身近で子どもの成長を援助する存在であるはずの教職員を学力や高校入試の「事実上の判定者」にしたり、改定学習指導要領による授業時数増の押しつけなどが、学校から「学び・わかり、成長するよろこび」を奪っていることがあげられています。第二の要因は、日本の貧しい教育政策が教職員定数の整備を極端なカタチで遅らせていることです。あまりの多忙状況に正面から子どもに向き合う時間のゆとりもない状況に教職員を追い立てていることが、子どもたちと教育に重大な影響をあたえていることがあげられます。要因の第三は父母保護者の雇用や暮らしを背景にした「子どもの貧困」のひろがりです。

こうした条件のなかでも圧倒的多くの子どもたちは、けなげに生きています。

長年にわたる粘り強い関係者の取り組みで30年ぶりに学級定数を改定させましたが、国の少人数学級の実現は小学校1年生のみとなりました。

文科省の意見募集でも8割以上の人が望ましい学級規模は30人以下とこたえているように、30人学級は国民のつよい教育要求であり、欧米では学級規模は30人以下が当たり前になっています。小中学校の学級編成基準を30人とし、段階的に確実に実施することが必要です。さらに少人数学級実現が確実に実行できるためには、施設整備、教職員の

確保が求められています。

そのような中、川崎では少人数学級を事実上、小学校2年生まで拡充したことは評価できます。同時に他の政令都市のなかには市単独で常勤の教諭をあて、少人数学級を4年生まで拡充している都市もあります。

教員の定数内欠員は相変わらず多く、特に中学校、特別支援学校での欠員は深刻です。必要な教職員の確保に向けて教育委員会の担当者は必要な数を配置をして、学校の実態をきちんとつかみ、必要な教職員の確保に特段の努力をすることが求められています。学校現場では、定数が増えないなかで教員の長時間労働が常態化しています。担任以外の教職員を増やす定数改善に取り組むことが必要です。

社会全体で貧困問題が深刻になるなか、子どもの貧困が教育現場でもさまざまなかたちであらわれています。病気やケガをしても医者にかかることをがまんする子ども、お弁当を持つてくることができず、学校を休む子ども、給食が唯一まともな栄養源になっている子どもなど、こころが痛みます。

義務教育無償の原則が大きく歪められ、教育費の保護者負担は増大するばかりです。川崎でも「私費・公費区分の見直し」は行われましたが、実質的な保護者負担は減ってはいません。学校教育予算を増額し、学習指導上必要な社会見学費代金などは公費扱いにすることを含め、保護者負担軽減を常に念頭にすすめることが必要です。

経済的困難な家庭の子どもたちに対する援助の拡充が求められるなか、川崎市の就学援助認定率は2010年度小中学校平均7.5%で全国平均(2009年度)14.2%に比較して半分程度です。受ける資格のある子どもが受けていないのではないのでしょうか。

高校授業料の無償化は一歩前進ですが、授業料以外の教育費負担の重さは変わりません。奨学金の拡充が必要です。

川崎の市立高等学校再編計画のうち、第一次計画では川崎高校を中高一貫校へ改編、二部制定時制課程の併設、地域療育センターの併設もすすめられています。ひとつ、ひとつがたいへんな事業です。このような複合化はいまからでも見なおすべきです。

特別支援教育は引き続き、すべての障がいをもつ子どもたちの全面発達を保障することを基本に、教員の配置を充足し、必要な人的配置をして川崎で積み上げてきた特別支援学校、特別支援学級の水準を発展させることが求められています。

2011年度は、中学校教科書の採択が行われました。川崎の採択委員会は子どもたちの成長、指導する教師に思いを寄せ、子どもたちが自分の頭で考えられるように、という観点から選び、歴史を歪曲する内容の自由社、育鵬社

の教科書は採択しませんでした。

中学校のランチサービスはいまの範囲のなかで、どのような取り組みがされようが、喫食率は上がらないことが明白になりました。2011年3月議会では全会一致をもって「中学校給食の実現を求める決議」が採択されました。中学校給食の実施は全国的な潮流になっています。いまこそランチサービスはきっぱりやめて、子どもたちの健康、保護者のねがいにこたえるバランスのとれた安心でおいしい中学校給食にふみだすべきです。

(二) 憲法・子どもの権利条約・川崎市子どもの権利に関する条例にもとづいた教育をすすめる

1 子どもの権利条約・子どもの権利条例にもとづき、子どもの命と人権を大切にし、体罰・いじめなどをなくしていく教育をすすめる。

① 子どもの意見表明・話し合いの場面を増やし、子どもを主権者として正しく権利行使ができるよう育てていく教育をすすめる。

② 暴力や差別・偏見をなくし、人権を大切にする教育をすすめる。全国に先駆けて核兵器廃絶平和都市宣言を行い、人権と共生のまちづくりを進めてきた川崎市にふさわしく、平和館の予算を増額し、子どもたちが命と人権について学ぶ機会を増やす取組みをすすめる。

③ 子どもの権利条例が制定されて、10年以上が経過したことから、この間の子どもの権利が教育現場でどう保障されてきたのか、検証を行い公表する。

2 小中一貫校、中高一貫校の設置など義務教育の複線化、教育の格差拡大につながる施策は中止する。

3 「日の丸・君が代」の強制など、子どもの内心の自由を侵すような教育は行わない。

(二) 30人学級を早期に実現し、すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめる

1 国と県に対して30人学級の早期実現を要求する。当面、川崎市独自で小学校3年生まで、中学校1年生の少人数学級を実現する。そのために学校施設の確保をすすめる、常勤の教職員を市独自で採用する。

2 教職員の定数内欠員は依然として多く、特に中学校、特別支援学校での定数内欠員は深刻である。担当職員をき

ちんと配置し、現場の実態を正確につかみ、欠員の解消につとめ、正規職員の配置を行う。

3 通常学級に在籍する「特別な教育的ニーズ」をもつ子どもたちへの有効な支援を実施するため、教職員の加配を実施する。

4 教育困難に陥った学級や不登校など生徒指導上の課題を抱える学校を支援するため、教職員の加配を実施する。

5 市非常勤講師の賃金・勤務時間・交通費などの勤務条件を東京など近隣の自治体並みに早急に改善する。

(三) 老朽校舎の改築を早め、学校の施設設備を改善する

1 老朽校舎の改築を計画的にすすめる。

2 過大規模校の解消を早期に実現する。

3 都市再開発、マンション建設の急増に伴う就学人口の社会増は教育活動に支障をきたしている。施設整備の拡充、改築などは遅れることなく取り組む。いまでも、飽和状態でさらに就学人口の増加が予想される小杉駅周辺については、新設小学校の規模は先に見通しをもって計画し、早急に整備に取り組む。

4 どの児童・生徒にも学校での移動を保障するため、エレベーター未設置校に設置をテナポをあげて計画的に取り組む。すでに障害がある児童・生徒が在籍する学校については、早急に整備する。

5 トイレの改修をテナポをあげてすすめる

① 洋式トイレの設置拡充をはかる。

② トイレ床の張り替えをすすめる。

③ 人感センサーの設置をすすめる。

6 体育授業時等に使用する更衣室の早期整備をはかる。

7 教職員の休憩室の計画的設置をする。

8 窓枠のアルミサッシ化が完了していない学校について、早急に完了する。

9 網戸を設置する。

10 プールろ過装置の設置をはかる。

11 小学校給食調理室と設備の改善をはかる。

12 市立総合科学高校のメンテナンス費用を大幅に増額し、人工芝の全面張り替え、体育館外壁のひび割れによる壁の落下を予防するため、改修工事を行う。

(四) 教育関連予算の大幅増額をはかる

- 1 学校運営費・修繕費、微破損修理費を増額する。
- 2 プール清掃の委託費を増額する。
- 3 トイレ清掃の委託費を増額し、実施回数を増やす。
- 4 窓ガラス清掃を定期的に行う。

(五) ひとりひとりの成長を保障する立場で、困難学級や学級崩壊などの現状を学校、保護者、市民で総力をあげて打開する

1 県に対して、全校に生徒指導担当教諭が配置できるよう要望し、加配がされていない小規模校については、川崎市が独自の支援策をとる。

(六) 子どもをとりまく環境対策の推進をはかる

1 インターネット等には有益なものばかりではなく、いじめ、犯罪などのトラブルの原因になっている。安全なインターネット等の利用について、啓発活動、さらに広い範囲での問題意識・ルールの共有化など、積極的な取組みをすすめる。

2 地域交通安全員を必要な箇所に必要な時間配置をおこなう。

(七) 高校入試の改善をはかる

1 高校進学率が連続90%を割るといふ異常事態を緊急に解消する。2007年度から公立中学校の概ね6割を公立全日制課程とする割り振りが示されたが、川崎の実態は54・5%（08年度）と6割を切っている。さらに、公立全日制への進路希望が多い状況のなかで、公立の比率の見直し、川崎の受験者が受験できる範囲の定員枠を増やすよう県に強力に要望し続ける。

また市立高校普通科の入学定員枠の増加をすすめる。

- 2 県に対し、私学助成金の増額を要求し、保護者負担の軽減に努める。市独自の奨学金の増額をはかる。
- 3 学校現場にゆがみをもたらしている特別活動等子どもの学校生活点数化を市立高校の入試ではおこなわない。また、県立高校に対しても同様の要望をする。
- 4 定時制の1クラス定員は35人とし、募集定員の増を行なうときは、学級増で対応し、必要な教職員の配置を行う。

（八）「市立高校改革推進計画」を抜本的に見直す

- 1 中高一貫校は、12歳の段階で選別することになり、義務教育の複線化につながるからおこなわない。どうしてもというのならば、無作為の抽選によって入学者を決定する。
- 2 定時制高校の再編にあたっては、橋高校の定時制課程は廃止しない。

（九）特別支援教育を充実させる

- 1 特別支援学校、特別支援学級に通学する児童生徒が増加している実態をふまえ、教室や作業室の増設、老朽化対策など施設設備の早期充実をおこなう。
- 2 すべての特別支援学校へのスクールカウンセラーの配置を行う。
- 3 通学保障体制を充実させる。スクールバスの増車とともに、正規添乗員を常時複数にする。
- 4 幼稚園・保育園における障がい児保育を一層充実させる。専門機関の援助・指導を保障する。
- 5 幼児から中学生まで「ことばの教室」での指導を必要としているすべての子どもたちを通級の対象として認め、必要な教室と教職員の定数を確保する。

- 6 放課後、休日の障害児の生活の場、ファミリーサポートの場を整備し、レスパイトサービスを実施する団体の助成の増額をおこなう。
- 7 特別支援教育サポート事業を、ニーズに応じたサポーターの増員とサポーターの勤務条件の改善を行う。
- 8 特別支援教育における学級担任は5人に1人の配置を県に要望する。最終的には市単独を含めて配置する。
- 9 養護学校の増設をおこなう。
- 10 特別支援学級担任の研修を充実させる。

(十) 義務教育費の保護者負担を軽減する

- 1 学校徴収金については具体的に保護者負担が軽減されるように、改定された公費・私費区分の要綱の見直しについて各学校への周知を徹底させる。
- 2 さらに保護者負担の軽減につとめ、社会見学など指導のために要する経費に該当するものについて公費負担を検討する。
- 3 高い修学旅行費の保護者負担を軽減するため、企画手数料は公費負担とする。
- 4 就学援助については、就学援助が必要な人がより一層受けられるように、周知・申請のやり方について、全員に就学援助の説明書と申請用紙を封筒とともに配布し、必要な人は申請書に記入し、全員から封筒を回収する方法を実施する。認定基準を生活保護基準の1.0から1.2に引き上げる。
卒業アルバム代等卒業記念品保護費、ランドセル、文具券などの入学支度金、就学旅行の支度金、メガネ代を支給品目として復活させ、校外活動費の支給限度額を6500円に戻す。国が就学援助項目で新たに追加されたクラブ活動費、生徒会費、PTA会費について、就学援助費として支給する。
- 5 教育活動の一環として実施する自然教室の食事代の公費負担を復活させる。

(十一) 教職員の健康を守り、民主的、自主的な学校運営をすすめる。

- 1 教職員の長時間・時間外労働の解消のために、抜本的な対策を講じる。

- ① 特給法に規定する限定4項目以外の業務を勤務時間を超えて行わなければならないときは、労働基準法32条第2項に基づいて割り振り変更を行い、違法な時間外勤務を行わせないようにする。
- ② 市教委として、提出書類の削減や、研究推進校の校数の精査を行い、教職員に過度な負担がかからないように留意する。
- 2 労働安全衛生法の規定にもとづいて産業医による職場巡視をおこない、当面年に1回行われるよう産業医の増員をはかる。
- 3 脳ドッグ、骨ドッグの実施など教職員健康診断の項目の充実をはかる。
- 4 教育に成果主義を持ち込むことはやめるよう県に要望する。
- 5 画一的な「学校評価」を行わず、保護者・地域・教職員の教育行政に対する意見を尊重し、合意づくりをすすめる。
- 6 管理職の民主的任用制度を確立し、全ての教職員に開かれた制度とする。

(十二) 安全でおいしい栄養ゆたかな学校給食の実現を

- 1 小学校給食のこれ以上の民間委託はおこなわない。自校調理方式を堅持する。
- 2 自校献立を増やし、米飯給食を増やす。国産の食材を100%使用する。子どもたちの安全を確保するために、食材の放射線測定を定期的に行い、公表する。
地元でとれた食材を取り入れる。商店街との連携をはかり、遺伝子組み換え食品は使用しない。
- 3 食育の充実の視点から栄養士を全校配置する、
- 4 給食調理室と設備の改善を促進する。ドライ方式にする。
- 5 中学校給食を実施する。

(十三) 教育委員の公選をめざし、当面準公選制を実施する。

五、いまこそ、国の福祉切捨て・社会保障切捨てに抗し、川崎市が防波堤の役割を

政府は「社会保障と税の一体改革」と称して、社会保障の切り捨てと消費税の増税をもくろんでいます。

後期高齢者医療制度について、政府が決定した新制度案は、75歳以上を形式だけは国保や健保に戻しつつ、引き続き現役世代とは『別勘定』にするというものです。さらに所得の少ない人への保険料軽減措置の縮小、70歳から74歳の窓口負担の2割への引き上げもありこまれています。後期高齢者医療制度は即時廃止し、老人保健制度に戻すべきです。国庫支出を増額して誰もが安心してかかれる医療制度への改革をはかるべきです。

国民健康保険制度について、共産党市議団が2010年に行った市民アンケートには、『国保料が高すぎて払えない』等の切実な声が寄せられています。大企業によるリストラ、非正規労働者の増大、震災不況により、減収や仕事を失う人も多く、総所得200万円未満が全体の60%、300万円未満が74%を占める等、低所得層の加入割合が高まっています。資格証明書発行数は、2011年3月現在6866件にのぼります。生活の困窮で医療機関への受診が遅れたために死亡したと見られる事例が全国でも広がっています。生活困窮のために保険料を払えず資格証明書を交付されている人が、医療を受ける必要が生じ、かつ、医療機関に対する医療費の一時払いが困難であるという申し出を区役所に行った場合、特別な事情から緊急対応として短期保険証を交付していることを、各区役所の保険年金課に、周知徹底することを求めています。

多くの市町村が国保料の高騰を抑え自治体独自の減免を行うために、一般会計から国保会計に国の基準以上の公費を繰り入れています。民主党政権は昨年5月に高すぎる保険料を是正するどころか、これをやめて、その分は保険料の引き上げをするよう指示する通達を出しました。その他、保険料の値上げに直結する国保の広域化等も検討されています。また、国民健康保険法施行例の改正を今年度内に行い、国保料の算定を旧但し書き方式に変更しようとしています。また、各種所得控除を受けている世帯が影響をうけることになり、さらに保険料を払えない世帯が増大する恐れが大きくなるものです。保険料減免制度の拡充を強く求めるものです。

「収納率の向上」のかけ声のもとで、生活や営業が厳しくなり国保料を滞納せざるを得なくなった人に差し押さえや強権的な取り立てが全国で横行しています。国民健康保険は『社会保障及び国民保険の向上（国保法第1条）』を目

的とし、国民に医療を保障する制度です。その制度が国民の生活苦に追い討ちをかけ、人権や命をおびやかすことなどあつてはなりません。国は国保料値上げ通達を撤回し、国保への定率国庫負担を現在の38・5%から、もとの45%にもどすなど、国保料の引き下げの緊急対策をとるべきです。

特定検診の受診率が低下し続けています。川崎市特定検診実施計画では、2010年度の目標は50%ですが、実際は20・7%と、目標の半分以下の実施率です。2011年度に未受診者に対する電話による受診勧奨と、その際、受診しない理由、要望等、意見を伺い、今後の受診率向上に役立てたいということですが、受診料を元に戻すことを含め、抜本的な受診率向上の取り組みを求めておきます。

改定介護保険法が6月15日成立しました。主な改定内容は①市町村の判断で介護予防・日常生活支援総合事業を創設、②24時間対応の定期巡回・臨時対応型訪問介護看護、2種類の在宅サービスを組み合わせる複合型サービスの創設、③介護職員の医療行為（痰の吸引）を可能にする、④介護療養病床の廃止期限の6年間延期、⑤財政安定化基金の取り崩しを可能にする等です。問題は、要介護度認定で「要支援」と認定された人を従来の保険給付の対象から外し、新設する総合事業に移す事ができる仕組みが盛り込まれたことです。総合事業は訪問・通所・配食・見守りをおこないますが、「要支援」の人が保険給付と総合事業のどちらを利用するかは市町村が判断します。保険給付の抑制策として、ヘルパー派遣が無資格者の有償ボランティアに、デイサービスセンターへの通所が、いこいの家等の見守り・預かり事業に置き換えられる危険性があるものです。要支援者のサービス低下ではなく、従来の介護予防サービスや誰もが利用できる地域支援事業、高齢者施策の充実が必要です。

また、法改定では、重度者の在宅生活を支えるとして訪問介護と訪問看護が連携した24時間対応の「定期巡回・臨時対応サービス」を創設しました。1日4回程度1回20分未満の定期訪問と、サービス利用者からの緊急通報に随時対応する事業です。厚労省は、サービス付き高齢者集合住宅とセットで整備すれば、42万人の特養ホームの待機者解消が図れると説明していますが、緊急通報ができない認知症や中・重度者の生活支援はこの事業では困難だとの事業者の意見もあります。深刻な人材不足の中、夜間勤務の担い手確保も困難が予測されます。人員などの基準は示されておらず、重度の在宅生活を保障する十分な職員体制が確保できるかも不明です。さらに24時間サービスは、市町村が提供する事業者を公募選考で指定できる事になりますが、全国展開の大手が指定を受けた場合、訪問介護などほかの居宅サービスも提供しますから、地元の零細な事業所は経営が困難になる事も否定できません。大手事業者の寡占化が進み、利用者の選択肢がなくなることも懸念され、利用者にも家族にも安心の保障がありません。特養ホームの

緊急整備が高齢者や介護する人の安心につながりますが、特別養護老人ホームの待機者は全国で42万人、川崎市では4月1日現在5745人にも上ります。

2010年度に実施された「川崎市高齢者実態調査」によると、介護保険料を高いと感じる高齢者は約8割にのぼるなど、重い介護保険料や利用者負担に苦しむ現実の一方で、特養ホームにはなかなか入れない、という、まさに「保険あって介護なし」とも言うべき様々な問題が表面化しています。

厚労省は、財政安定化基金を取り崩す規定を設け、市町村の介護給付費準備基金のとりくずしとあわせて、保険料の上昇を平均月額5000円程度に抑えるとしていますが、年金生活者の高齢者にとつて、重すぎる負担です。利用料も含め、限界に達している高齢者負担を軽減するための公費負担の引き上げは今回も見送られました。多くの高齢者が保険料、利用料の負担を理由とした利用抑制を強いられる中、国の責任を回避し高齢者に負担増を押し付けるやりかたは許されません。

また介護事業所・施設も深刻な人材不足と経営危機に陥り、制度の維持・存続さえ問われる危機的な事態に直面しているところも少なくありません。基盤整備の遅れの原因になっている用地確保への支援、国庫負担割合を引き上げて保険料や利用料の値上げにつながらない介護報酬の抜本的な改善をもとめるものです。同時に誰もが安心できる介護体制を確立するために、きめこまやかなサービスや人材確保策など、市独自の施策をあらためて強く要求します。

現在は医療行為として医師、看護師にしか認められない「たんの吸引」等を介護職員が行えるようにすることについては、在宅障害者の団体から要望がある一方で医療関係者、介護職員からは強い懸念が示されています。介護現場での慢性的な人員不足、安全性の確保、自己の責任、介護職としての専門性の否定につながるのではなど多くの解消されない問題があります。重大なのは今後法律を変えなくても介護職員が行う医療行為の範囲を拡大することができるようになるということです。厚労省が、高齢化がピークに達する2025年までに実現を目指す「地域包括ケアシステム」の構想は、人材の効率的な配置を進めるため医師、看護師は急性期の医療機関に重点的に配置し、介護職が基礎的な医療的ケアを担うとされています。その行為によつては、生命に関わり、専門教育を受けた有資格者のみが行える医療行為を他職種に肩代わりさせることは、重大な問題があります。介護現場での医療従事者不足を専門性が異なる介護職に補わせることは、高齢者の命の安全を脅かすことにほかなりません。徹底した安全確保体制、人員配置基準の大幅改善、自己発生時の対応など現場の懸念を解消する事が実施の前提条件であり、何より、介護現場での医療体制強化を求めるものです。

日本の医療は、この間、医療構造改革のもとで市場原理主義を導入する事が求められ、保健診療と自由診療を併用する混合診療の解禁がされてきましたがこれにはたくさん問題があります。公的医療保険を使える範囲の縮小、患者負担の増加と低所得者の医療閉め出し、医療の不採算部門の撤退、医師や看護師、介護士などの労働市場の開放で給与引き下げになり「医師不足、医師偏在」の加速などです。臨海部の医療特区はそうした国の方向性のなか、高度先進医療の拠点とするとされていますが、先に述べた問題を払拭できません。市民誰もが、安心して医療を受ける事ができる公的医療、地域医療の充実こそ求められています。

(一) 安心できる老後のために

1 後期高齢者医療制度「改革」案は、圧倒的多くの高齢者は国民健康保険に加入させ、高齢者医療費の「1割相当」保険料負担を課す「別勘定」の制度に組み込もうとするもので、年齢区分を65歳に引き下げることも検討しようとしている。これは、後期高齢者医療制度の廃止どころか、形を変えた「うばすて山」の存続である。後期高齢者医療制度は速やかに廃止し、元の老人保健制度に戻した上で、減らされ続けた国庫負担を抜本的に増額して、安心してかかる高齢者医療制度に転換するよう国に要望する。存続している間は、保険料の改定にあたっては、これ以上の値上げをしないためにあらゆる努力をする。川崎市独自でも保険料、医療費自己負担のさらなる軽減制度を確立する。

2 特定健診の検査内容を以前の老人健診の内容に戻し、費用負担を元にもどす。

3 敬老パスは高齢者の自立支援のためにも無料パスを復活させる。当面、応能負担にする。

4 廃止した高齢者医療費助成制度を高齢者負担を1割とする助成制度として復活させる。75歳以上の高齢者医療費窓口負担を無料にする

5 高齢者の健康づくり、居場所づくりのため、使える場所の情報を提供し、公共施設の積極的開放、世田谷区のように私的な家でも公共スペースとして活用できる工夫をし、場所の確保を市として支援する。

6 「老人いこいの家」の未設置中学校区への建設を早急にすすめる。

7 高齢者の就労事業を拡大する。

8 高齢者住み替え家賃補助制度を今後も継続させる。福祉住宅は存続し増設する。

- 9 長寿祝い金制度を元に戻す。
 - 10 低家賃で住めるケアリビング、ケア付き住宅の建設をすすめる。
 - 11 「高齢者福祉のしおり」を高齢者のいる全世帯に配布する。
- 介護保険に関連して

1 川崎市として総合事業を実施しない。従来の介護予防サービスやだれでもが利用できる地域支援事業を拡充する。

2 2012年度は介護保険料の改定の年にあたる。多くの高齢者にとつて、いまでも保険料負担額は重過ぎる負担になっている。準備基金、財政安定化基金は取り崩し、一般会計から繰り入れをして保険料の値上げを抑える。さらに、国の公費負担の引き上げを求める。

3 低所得者の保険料・利用料負担軽減は急務。「お金がないため、介護が受けられない」という人をなくす。介護保険料・利用料の軽減措置を国の制度として確立するように国に強く要請する。

川崎市の軽減制度もその基準を抜本的に引き上げ、関係者に周知する。せめて早急に横浜市並みに拡充する。

4 法改定では、重度者の在宅介護を支えるとして、訪問介護と訪問看護が連携した「定期巡回・随時対応サービス」を創設する。さらにサービス付き高齢者集合住宅とセットで整備すれば特養ホームの待機者解消が図られるとしている。しかし、これでは中・重度者の生活支援は困難である。川崎市で整備が大幅に遅れている特養ホームの建設を特段の努力で増設することが高齢者や介護する人の安心につながる。

特養ホームの待機者は、5731人(2011年4月1日)になり、ますます深刻な事態になっている。整備を急ぎ、国有地・公有地、県有地の活用をすすめる、さらに民有地を市として確保し、待機者解消をめざす。入所基準を「要介護3」から制限することをやめ、必要とされている人が入所できるよう整備をすすめる。引き続き、多床室の整備をすすめる。

5 地域包括支援センターを人口急増地域に増設し、さらにいまの機能を充実させるため職員を増員し、高齢者の要望にきめ細かに対応する。

6 地域の身近なところに、地域密着型小規模特養ホーム、老人保健施設、グループホーム、小規模多機能型施設の建設を積極的にすすめる、必要な財政的支援をおこなう。

7 同時に住み慣れた家で介護を受けながら住み続けたい、という願いにこたえる。ひとり暮らし高齢者、認知症の高齢者をはじめ、高齢者が地域で安心して暮らし続けていけるよう地域ケアの充実・推進をはかる。

① 介護援助手当を改悪前の制度に戻し、対象を要介護3以上の人として復活する。

② 生活支援ヘルパー派遣事業の時間を拡充する。介護保険対象外でも軽度生活援助事業として、日常生活上の援助が必要な人に派遣できる制度に拡充する。

③ 生活支援型配食サービスは介護認定にかかわらず、ひとり暮らし・高齢者世帯の食事の用意が充分できない人に食事を配食することにより、安心した生活が営めるようにする。

④ 認知症高齢者対応として、ヘルパー派遣事業を創設する。

⑤ ひとり暮らしの方への緊急警報装置やケア住宅の整備・促進、高齢者の見守り、支えあいなどの住民の取り組みを行政が責任をもって支援する。

⑥ 訪問理・美容サービスの自己負担一律をやめ、低所得者には低料金とする。

8 介護労働者の待遇改善に取り組む。介護職員の賃金を引き上げるため、川崎市としても支援する。

9 ヘルパー養成について、すべての民間事業所に門戸を開放し、補助を実現する。市独自でもヘルパー養成講座を受ける人に補助制度を創設する。

10 75歳以上の高齢者の健康維持のため、プール・体育館施設利用の無料券発行事業を実施する。

(二) 地域医療の充実をすすめる

1 小児医療費助成制度、ひとり親家庭・重度障害者医療費助成制度における一部負担金の導入は引き続き行わない。小児医療費助成制度については、所得制限を撤廃し、対象年齢を中学校卒業まで拡大する。(再掲)

2 救急医療体制の充実をはかる。

① 川崎病院に設置されている南部小児急病センターを北部小児救急センターのようにして、独立してつくるなどして、地域の小児科医の協力を得られやすい体制にする。

② 小児急病センターを子どもが増えてきている空白の中部地域に早急に新設する。

③ 休日夜間歯科診療所、在宅輪番制病院などの整備、拡充を図り、補助金を増額する。

- ④ 小児を含む救急医療に対する補助金は、削減しない。
- 3 医師、看護師不足を解消し、よい医療・看護を提供する。
- ① 減少しつづけている産科病棟については、少子化対策からも民間病院も含めて行政としての支援策を講じる。
 - ② 市の看護師修学資金の貸与額の増額を行う。
 - ③ 院内保育に対する助成を大幅に増やす。
 - ④ 離職している看護師をほりおこし、看護師不足を解消する。
- 4 医療施設を整備し、医療内容の向上と予防活動を前進させる。
- ① 市立病院での差額ベッドの拡大と差額料金の拡大は行わない。医療上必要と認めたときは、引き続き料金の徴収はしない。緊急入院時は差額料金なしで受け入れることができるという説明を行う。
 - ② 中部を中心とした人口密集地域に、小児専門医療機関の建設を国、県に働きかける。
 - ③ 理学療法士、作業療法士養成機関の建設を県と協議してすすめる。
 - ④ 介護型療養病床の廃止を行わないことを国に働きかけるとともに、市としても、今後さらに老健施設を増やす。
- 5 子どものアレルギー対策に取り組む。
- ① 民間の医療機関でも、アレルギー検診が無料で受けられるようにする。
 - ② 給食の安全やアレルギー対策、食教育の観点からも、一小学校に一人の栄養士の配置を国に要求する。実現するまで市単独でも対策を講じる。
- 6 市民の健康づくりをすすめる。
- ① 節目健診を拡充し、健診内容に肝臓がん健診（腹部エコーと腫瘍マーカー）を新設する。
 - ② 基本健診が特定健診にかわったことにより後退させられた、これまで市が行ってきた基本健診の検査内容を復活する。また、特定健診の項目にのせられないものは、市の独自健診として行う。
 - ③ 20歳から隔年で行われている子宮がん検診は、毎年行う。
 - ④ 40歳から隔年で行われている乳がん検診については、30歳に戻して、毎年行う。
 - ⑤ 市が行ってきたがん検診の検査内容は後退させず、拡充を図る。また、検査費用は元に戻す。
- 7 特定疾患医療給付の医療費助成制度を市独自に設ける。特定疾患療養費補助金は復活する。B型肝炎、C型肝炎を難病と指定するよう国に働きかけるとともに、市単独でインターフェロンの投与についても支援する。

- 8 小児特定疾患に指定されている色素性乾皮症（XP）が国の難病指定になったが、医療費の公費負担が実現されるよう国に働きかける。
- 9 透析患者の重度障害者福祉タクシー制度の割増交付枚数を増やす。さらに加算料金を支払えるようにクーポン制度にする。
- 10 HIV感染者・エイズ患者の医療とカウンセリングを充実し、エイズへの正しい知識を広げるための教育・広報活動を充実させる。
- 11 北部地域における産科・小児科を含む総合病院の建設については、平成24年開設が遅れないよう、準備を進める。
- 12 在宅の重度障害者への訪問看護体制を強化する。
- 13 繊維筋痛症の実態調査と、周知、サポート体制を確立する。
- 14 老朽化した休日診療所の改築を行い、機能の改善を行う。
- 15 災害時の援助食品や市販の保存食品には、塩分やカリウムが多く、透析患者には不適當なものも少なくない。透析者向けの保存食品など、特に低たんぱく質のアルファ化米（はいぶん米）を備蓄する。

（三）国民健康保険・年金制度を改善する

大企業によるリストラ、非正規労働者の増大、震災不況により仕事がなくなる人が増え、国保加入者が増え続けています。一方で、国保料が高すぎて払えないという声が多く、国保滞納者も増え続けています。滞納によって無保険になる、保険証を取り上げられ、医療を受けられなくなる事例が広がっています。国民に医療を保障する国保制度が、国民の生活苦に追い打ちをかけ、人権や命を脅かすなどということがないようにすべきです。

1 国保加入者の健康と命を守る国保に改善する。

- ① 国保料を低額におさえ、医療費総額に対する保険料の賦課率を引き下げる。国民健康保険財政基盤安定化へ国庫補助金の大幅増額を要求する。低所得者層の保険料軽減のために、応益割・応能割の現行割合を継続する。
- ② 国保料の減免規定を拡大し、減免制度のPRを徹底し納付相談窓口でも市民に徹底する。国保医療費一部負担減免制度を拡大し市民に徹底する。

- ③ 資格証明書は滞納の理由を精査し一律的に発行しない。
 - ④ 保険料滞納世帯に対する制裁措置、財産調査、差し押さえ等を無差別には行わない。
 - ⑤ 短期証の方が滞納した保険料を誠実に分納している場合には、正規の保険証に戻す。
 - ⑥ 35才と38才の健康診断事業のPRを徹底し、受診率を高めるとともに、年齢を拡大する。
 - ⑦ 傷病手当金制度を新設する。
 - ⑧ 組合国保の事務費を全額国庫負担とするよう引き続き国に要求し、市独自でも事務費補助を引き上げる。
- 2 年金制度の改善を求める。
- ① 最低保障年金制度を確立するよう国に働きかける。年金積立金は年金給付以外に使わないよう、ひきつづき国に求める。
 - ② 年金受給資格を25年から10年にするよう国に働きかける。

(四) 低所得者、生活困窮者対策を強める

生活保護世帯は140万世帯210万人を超え、戦後最悪の深刻な事態が進行しています。しかし政令都市市長会は生活保護受給期間を制限する「有期保護」を盛りこむなど、制度改悪を国に提案しています。国民の権利であり、最後のセーフティネットである生活保護制度の改悪を許すことはできません。

- 1 生活資金貸付制度を生活困窮者の生活実態に即して運用するとともに額の引き上げを図る。
- 2 生保世帯の医療費の保険外負担について助成を拡大する。生活保護世帯の人に医療証を発行することができるよう、国へ働きかけを強める。
- 3 入浴券を生保世帯に支給する制度を復活する。
- 4 就学援助制度についてはプライバシー保護に配慮して教育委員会でも申請を受けつけるようにする。
- 5 削減された夏季・年末慰問金や生活保護世帯・就学援助を受けている小中学校の児童、生徒の入学祝金、卒業記念品代、メガネ代を復活する。
- 6 低所得世帯の上下水道の基本料金免除制度を復活する。当面非課税世帯の免除を行う。

- 7 生活保護世帯の老齢加算を復活させるよう、国に働きかける。
- 8 生活保護ソーシャルワーカーが国基準に合わない実態がある。それを補う職員の増員を早急に行う。
- 9 生活保護世帯の熱中症対策としてクーラー設置またはクーラー修理費用を支給する。
- 10 川崎市独自の仕事を作り雇用対策を強化する。

(五) ホームレス対策をすすめる

ホームレス増大の根源は、政府の経済不況・雇用対策の失敗や労働者派遣法の相次ぐ改悪にあります。自立支援センターの機能を充実させ、健康管理を行い、働く意志があることが実態調査で明らかになった人については、就職支援を根気よく行うことが必要です。

- ① 市独自のしごと作り（公園の清掃や道路の管理など）、雇用対策を強化する。
 - ② 緊急避難の措置として、シェルター建設や、簡易宿泊所の借り上げなどで宿泊施設を提供する。
 - ③ 女性のホームレスを対象にした施設を設置する。
 - ④ 川崎区渡田や日進町等のの自立支援センターでの就職斡旋ができるようにする。
- (六) 同和行政の終結に伴い人権に名を借りた特別予算を撤廃する

六、障がい者・児の基本的な人権を守り、発達保障と自立・社会参加を保障する

障害者自立支援法施行以来、障がい者福祉をめぐる情勢はめまぐるしく変化してきました。自立支援法は憲法違反であるという全国からの訴訟、民主党政権の誕生と自立支援法廃止の公約、自立支援法違憲訴訟の和解と基本合意書の締結、障がい者やその家族が半分以上を占め、総合福祉法制度を作成する「制度改革推進会議」の設置、「障害者基本法」の改正などのなかで、「私たちのことは私たち抜きで決めない」「障がいの有無にかかわらず地域社会で共に

自立した生活を営むことが確保された社会を実現する」「すべての障がい者が基本的人権の享有主体であり、国と自治体はその権利を実現するために自立と社会参加を保障するための支援を行う」ということが共通の認識として定着してきました。これは大きな歴史の流れだと考えます。おりしも、国連では、「障害者の権利に関する条約」を批准する国が次々と生まれ、日本も国内法の整備が迫られています。

いま、自治体の障がい者福祉施策に求められているのは、歴史の流れとして確立してきた、障がい者自身の自己決定権を尊重し、基本的人権の尊重と障害の有無にかかわらず自立して暮らせる自治体の実現という、いまの障がい者福祉の到達点を基本理念にすることです。そうしてこそ、国の福祉予算の抑制に翻弄されることなく、住民の願いになった自治体としての独自の施策を展開できます。「国の動向を注視し」ているだけでなく、川崎市が自らの意思で、障がい者の命と権利を守るために個々の施策を展開することを強く求めるものです。

その点で、川崎市心身障害者手当を大幅に削減したことは許されません。在宅生活を支援するサービスに転換することですが、それは手当の存廃とは関係なく充実させるべきものであり、現状の障がい者の生活の実態から、手当は削減するべきではありません。直ちに復活を強く求めるものです。

東日本大震災は、こうした緊急時に障がい者の命とくらしを守る体制がいかに脆弱であるかということを目の当たりにさりました。震災後数カ月たっても、どのくらいの障がい者がどういう生活をしているのか把握することすらできないという事態でした。この震災で命を落としたいわゆる災害弱者の割合は、一般の被災者の二倍であったと言われており（内閣府の発表）、真剣な取り組みが必要です。震災時の障がい者の命を守る対策は阪神大震災以来、叫ばれてきました。しかしその教訓が生かされていなかったと障がい者団体は指摘しています。この痛恨の教訓を川崎市でしっかり生かし、直ちに具体的な対策をとることを強く求めます。

1 低所得1・2の方の福祉サービスの利用料は無料になったが、医療費の負担がまだ残っている。医療費も低所得1、2の方の負担は無料にする。また、収入認定は配偶者があっても、障がい者本人とする。

2 多くの障がい者の反対を押し切って川崎市心身障害者手当を大幅に削減したことは重大である。直ちに復活する。
3 心身障害者手当を大幅に削減して、かわりに新たに行うと提案されている20項目以上の在宅福祉施策は、本来手当の廃止とは別に急いで行わなければならないものばかりである。委員会での約束通り、これらはすべて実行する。
具体的な内容は、ひきつづき関係者の意見をしっかりととりいれる。

- 4 重度障害者医療費助成制度における一部負担金の導入は引き続き行わない。県は所得制限の導入など助成要件を狭めているが、本市では削減につながる見直しは行わない。
- 5 障がい程度区分によってサービスの種類や支給量を制限する制度を改める。国の制度でサービスを利用できない区分が生じてしまう場合には、同じような制度を市として整備し、希望するサービスはだれでも必要なだけ利用できるようにする。
- 6 早期発見、早期治療・早期療育は発達保障の基本。児童の豊かな療育を保障する。
 - ① 障がい児は自立支援法から児童福祉法へと移行したが、1割負担の制度は残った。早期発見、早期療育を保障する立場から、児童の利用料を無料にする。少なくとも、親の収入の基準を非課税世帯、課税世帯で分けるのではなく、無料となる収入基準を大きくひきあげる。これまで川崎市が行ってきた軽減策は今後も継続する。
 - ② 改正児童福祉法の中では障がい児の施設が大きく改変されようとしている。これまで築き上げてきた療育の仕組みを壊すことがないよう、現場の声をよく聞きながらすすめる。「地域主権改革」一括法によって縮減がもたらまれている職員配置、設備、運営基準などは、現状を絶対下回らないようにする。
 - ③ 療育は公的機関との連携が必要であり、継続した安定的な運営が求められることから、療育センターは本来直営で行うべきである。南部、北部療育センターは直営を続け、中部療育センターは、少なくとも指定管理者の再指定の際には非公募とする。南部療育センターを中高一貫校の中に併設する計画を撤回し、独立した、療育に適した環境のある場所に作る。南部、北部に医師の常勤化をはかる。
- 7 発達障害者支援センターの機能充実を図る。
 - ① 相談は子どもに限らず、年齢、相談内容も多岐にわたっている。にもかかわらずスタッフの人数が少ない。予算措置を行って、人数を増やす。専門職を増やせるよう、予算措置を行う。
 - ② コーディネーターの養成は、ひきつづき幼稚園、保育園のほかわくわくプラザ等のスタッフにも実施する。
- 8 障がい児の在宅サービスの充実を図る。
 - ① 障がい児生活サポート事業（あんしんサポート・障がい児ファミリーサポート・生活サポート）の生活支援と家事援助の対象となる支援策を充実させ、障がい者の要望にもとづき必要なときにはしっかりとサービスが供給される体制をとる。
 - ② あんしんサポートと生活サポート事業は、3時間以上利用しても、時間に応じて報酬が増えるようにする。そ

の場合利用料にはね返らないよう補助する。

③ あんしんサポートの報酬単価を生活サポート並に増額する。学齢期のデイサービス事業の補助を増額する。

9 障がい児タイムケア事業は法改正に伴い、モデル事業から、本施行にできる。この間の経験を生かし、次の諸点を実現する。

① こども文化センターに限らず、事業者と相談して体の大きな中高生でもゆとりを持って活動できる場所を確保する。

② 毎日利用を希望する子どもに対応するよう、毎日開所する場所を確保し、箇所数を増やす。

③ 送迎車や個別に対応できる職員の人材確保をする。そのため補助額を増額する。

10 グループホーム、ケアホームの増設、増員を促進し、グループホーム事業者がこれまでどおり事業を継続できる支援策を充実する。

① 市の世話人体制確保加算と新規開設、増築した場合の初期加算を継続する。

② 夜間の泊まりの体制を確保するため、勤務実態に合わせた給与を支払えるよう補助する。少なくとも世話人の宿泊による夜間支援体制加算を増額する。

③ グループホームは、利用料を日割りで計算するため、利用者が入院したり土日帰宅すると事業者の収入が減り、市が単独加算（入院時加算と家賃補助加算）を行っていてもなお、運営が厳しい。日割り計算は利用者がグループホームから追い出されるような事態を招くことになるので、利用料は月額計算にするよう国に強く働きかける。市単独の補助を増額する。

④ 身体障がい者が入所できるグループホームを整備する。

⑤ 重度障がい者が入所できるグループホームを整備する。看護師の世話人配置などの支援体制を整備する。

⑥ 高齢の障がい者が自分らしく生活し続けるために、就労と住居が接近した高齢障害者用のグループホームを設置する必要性が生まれている。対応を検討する。

11 移動支援の充実に図り自立と社会参加を保障する。

① 重度視覚障害者の移動支援は、法改正によって自立支援給付に移行するが、支援の内容が後退しないように十分配慮する。

② 障がい者の人権と社会参加を保障する立場から外出の区分（社会生活上不可欠と余暇活動の区分）を撤廃する。

- ③ 本市は、移動支援は1カ月当たり15時間、ふれあいガイドについては25時間を標準時間として、標準時間の2倍を超えた申請に対しては各区のサービス調整会議、市の審査会の承認を得るということになっているが、必要とする時間の申請も承認を必要とせず、障がい者の移動の権利を保障する。
- ④ ホームヘルプ事業者が継続して運営できるよう、8時間までの報酬額の設定を今後も継続すると同時に10時から18時という時間設定をやめ必要な時間とする。
- ⑤ 小規模事業所への事務費用などの加算についても継続する。
- ⑥ 突発的なニーズに柔軟に対応できる仕組みを充実する。
- ⑦ 挙証資料の提出について、移動支援では必要なくなったもののふれあいガイドではまだ求めている。これも廃止する。
- ⑧ 児童の移動介護の年齢制限の制約を緩和し、幼児期からの支援を充実する。
- ⑨ 児童に対して、親の就労を理由とする移動支援の利用料が、1回1000円、上限1万円というのは高すぎる。児童の利用料は無料にする。
- ⑩ 重度障がい者や行動障がいなどがある方へ、必要な体制を確保できるように引き続き国に要望する。同時に07年4月から改善された行動障がいや区分3以上の移動支援の加算を継続する。
- ⑪ 通院のための移動支援は、病院の入り口まで、病院内は支援されない。障がい者を支援する体制のある病院は少なく、病院内も引き続き移動支援ができるよう制度を改正する。
- 12 福祉キャブ運行規定を緩和し、1回4時間、20時までの利用時間を延長して設定する。台数を増やし、全区に配置する。
- 13 福祉バスについて、利用者によく話し合い、必要な改善を行う。
- 14 日常生活用具の対象品目を拡大する。補装具について市独自の減免策を継続させる。ストーマー装具は全額公費負担とする。
- 15 住宅用火災報知器の設置に対する日常生活用具給付を継続するとともに、対象を拡大する。
- 16 経皮的冠動脈形成術（PTCA）を更生医療に加える。
- 17 就労支援の充実を図る。
- ① 市の公共的な役務を、知的・身体・精神の障がい者地域活動支援センター、地域作業所に対し、全庁的に発注

を増やす。おしごとセンターへの発注を行う。発注をシステム化し、役務、物品などを発注する際に必ず障害者施設を検討できるようにする。

② 障がい者の市職員への雇用枠を増やし、年齢も拡大する。知的障害者のチャレンジ雇用の枠を増やす。チャレンジ雇用には精神障がい者も対象にする。

③ 就労援助センターでは、なかなか就労先が決まらず、援助する職員が足りなくなっている。職員を増員する。

④ 障がい者と事業者を結ぶマッチング事業を市の主導で繰り返す。障害者福祉的就労協力事業所奨励事業を拡充し、雇用者を増やす。

18 就労支援施設を増やす。

① 高等部卒業後の「在宅ゼロ」を何としても継続するため、ひきつづき新設のために力を尽くす。

② 市直営で運営している「わーくす」は、ひきつづき直営とし、民間には新たな施設整備を行わせる。老朽化した「わーくす」の改善を図る。

19 ③ 施設の運営を安定化させるため、日割り計算をやめ、固定費には補助する。
相談支援事業の充実をはかる。

① 平成25年度実施を中途に相談支援事業の見直しが行われている。その議論の前提として行政の責任を明確にする。一人一人の障がい者が必要とするサービスをきちんと提供されるかどうか行政としてつかみ、必要な施策に反映させる仕組みを確立する。当事者の意見をきちんと聞く。

② 相談支援センターは、中学校区に1カ所などできるだけ細かく設置する。現在相談支援事業を行っている事業者は、必要な体制の強化を図ってひきつづき相談事業を行ってもらう。

③ 3障害を一緒に相談支援を行うのは、かなり無理がある。とりわけ、精神障がい者は、相談の内容も相談の仕方も独自のやり方が必要であり、精神障害者の退院促進を含む相談支援事業とフリースペースを担う精神障がい者生活支援センターは現在のように独自に設置し、その職員の増員を図る。

④ 地域から孤立し、申請も出せないでいる利用者や家族の掘り起こしをし、サービスを提供できるようにするため、保健福祉センターのケースワーカーを増員し、家庭訪問、聞き取りなど個別具体の支援を行う。

20 井田重度障害者等生活施設が25年4月に開所する。3障害をまとめた入所施設はまだ事例がなく、運営には様々な困難があることがすでに予想される。設置者の裁量がしゅうぶん反映できるように、市の直営とする。

21 市内各入所施設の施設職員の待遇を改善し、人材確保の支援を強化するために補助金を創設する。

22 「地域福祉権利擁護事業」及び成年後見制度をより身近で使いやすいものにし利用しやすい費用負担にする。手続きを簡易なものにする。

23 精神障がい者支援対策をすすめる。

① 医療費の負担は治療中断の原因となり、長く薬を服用しなければならぬ精神障がい者にとって重大である。市議会での請願の趣旨採択の結果をうけ、障がい者手帳1・2級を持つ精神障がい者を重度障がい者医療費助成制度助成の対象とする。

② 精神付加金給付制度を復活させる。

③ グループホームの増設をいっそうすすめる。体験宿泊の補助を拡充する。グループホームと医療機関との連携するシステムを強化する。

④ 精神障がい者用の救急ベッドを増やす。夜間・休日に症状が悪化した場合、緊急に診察を受け、状況に応じて身近なところに休息できる場の提供を市内に独自にはかる。市内における合併症対策の体制整備を行う。

⑤ 精神障がい者が精神科以外の疾患で救急車を呼んでも、受け入れを断られることが多くたいへん困っている。市内で独自に精神障害者の救急医療体制を整備する。

⑥ 地域活動支援センターに障がい者が安心して通所できるよう「通所交通費」を継続する。

⑦ 精神障がい者の特性として、体調から作業所を休んだ場合の作業所への人的保障の加算と家賃補助を増やす。

⑧ 精神障がい者のための社会参加、援助の場として公的施設・公共施設に精神障がい者がいこい、働き、集える喫茶店などの場を現在の3か所からさらに増やす。

⑨ 精神障がい者用のレスパイト施設や、家族が緊急にいないときにすぐに対応できるショートステイを設置する。

⑩ 障害年金の申請に添付する医師の診断書が何通も必要で、その費用が重い。補助を行うか、簡素化する。

⑪ 急性期の障がい者を緊急に病院に搬送するとき、民間救急を利用するをたいへん高額になる。搬送費用への補助を行う。

24 聴覚障がい者への施策について

① 継続性と専門性が強く要求される川崎市聴覚障がい者文化センターの指定管理者の指定は、今後非公募とする。センターが行っている手話通訳・要約筆記の派遣は、必要な要請にすべてこたえるため、指定管理料を増額する。

② 要約筆記で利用されてきたOHPが製造中止となり、OHC（書画カメラ）に切り替えが必要となっている。公共施設にOHCを設置する。

③ 公共機関において、電光掲示板など情報伝達を文字で表記する設備を整備する。

④ 災害時に難聴者に対し情報の伝達およびニーズ対応について文字で表すネットワークシステムを構築する。

⑤ 難聴者に対応する、磁気ループをすべての公共施設に設置する。ポータブルタイプの貸し出しを行う。

⑥ 「声の市政だより」の作成は、市内の事業者に発注する。

25 障がい者総合スポーツセンターは、温水プール、体育館、宿泊施設を備えたものにする。当面既存の市民スポーツ施設に障がい者利用のための整備改善を行い、障がい者スポーツ教室を積極的に開設する。そのための指導員を養成し配置する。

26 川崎市リハビリテーション福祉・医療センターの機能充実を図る。

川崎市リハビリテーション福祉・医療センターの中核には行政機関として、更生相談所、精神保健センターがシステム全体を統括する体制を整備するとあり、全市の総合就労支援施設の中核施設の機能も有します。一方、市立井田病院の再編整備基本設計では、高齢社会を迎え重要性がクローズアップされている、脳血管疾患に対する急性期・回復期のリハビリテーションに対応できる、高度なりハビリテーション医療機能の実現をめざすとあり、井田病院との連携は欠かせません。このように、総合リハビリテーションセンターは福祉と医療の中核の機能をもつものであり、さまざまな機関の連携が求められ、一体的、総体的に運営することが重要です。

① その役割の重要性から、中央リハビリテーションセンター、中央療育センター、重度障がい者等生活施設は公設公営とする。

② 現在従事している市の専門職種の意見を計画に反映させる。利用している当事者、保護者との話し合いを要望に応じて行い要望を反映させる。

③ 陽光ホームは食事や薬の管理、通院などの支援ができる体制とするため、職員数を増やす。同時に、入所施設との連携を十分にとり、めいぼうの職員のバックアップ体制を継続する。

④ 社会復帰棟で果たしてきた地域生活支援センター、精神科デイケア、生活訓練施設入所、短期入所機能は再編整備後も継続する。特に短期入所機能は必要に応じた利用を保障する。

27 川崎市福祉センターの建て替えにあたっては、南部地域にない入所施設を整備する。市内には数少ない障がい者

- 福祉の複合的な施設にできる可能性があり、障がい者団体の意見をよく聞く。
- 28 高次脳機能障害の相談窓口を全区に置く。相談窓口を設置していることを広く広報を行う。
- 29 障がい者が安心して歩けるまちづくりを促進し、歩行権、交通権、移動権を保障する。
- ① 今後購入する市バスは超低床バスに切り換え大幅に増やす。ノンステップバスを大幅に増やす。
- ② 視力障がい者が安全に移動するために、意見を聞いて、駅構内での丁寧な音声案内情報を行なう。とくに、エレベーターの上り、下りが並列している場合、音声の流れれていてもどちらかわからない。時間によって上りと下りの変更される場合などの対策をいそぎ行う。
- ③ 視力障がい者がバス停で待っているときに、行き先が分かるよう、外に向けて音声テープを流す。
- ④ 駅のホームには駅員の配置を交通機関に求める。ホームドアの設置を強く要望する。
- ⑤ 主要な信号に音響信号機を設置し、渡れる時間も確保する。
- ⑥ 歩道導入部の車道との段差をつけないよう改善する。歩道の切り下げが急なため車椅子では通れない道路箇所を調査し、至急改善する。
- ⑦ タクシー料金メーターを音声化にしてわかり易くする様働きかける。福祉タクシーの利用券は、加算料金にも利用できるようにする。
- ⑧ 混雑した電車の中でペースメーカーを入れている人のまわりで携帯電話を使用されないよう、ペースメーカーを使用していることを示すバッチを、広く周知する。
- ⑨ ストーマーの手入れができる多目的トイレを公共施設にはすべて設置する。
- 30 つつじ山荘の廃止にともなう代替施設として、障がい者が気兼ねなく利用できる宿泊施設を設置する。
- 31 大震災時に障がい者が不安なく暮らせるための対策を緊急に取る。
- ① 障がい者が利用しているグループホーム、通所施設などの耐震補強を福祉施策として行う。
- ② 災害時の二次避難所の制度について、すべての障がい者と家族、事業者に詳しく周知する。
- ③ 一次避難所から二次避難所へのスムーズな誘導をどう行うのか、事前訓練を行う。
- ④ 二次避難所として協定を結んだ施設には、あらかじめ市から備蓄物資を届ける。
- ⑤ 現在の日額払いの制度のままでは、被災した事業所はかなりの収入を失い、職員の給料も建物の再建もできない。特別の支援制度をつくる。

七、地域経済振興を支える行政の役割を果たす施策の充実を

東日本大震災の影響は、本市でも深刻であり、金融課に寄せられた相談件数は、4月から7月までの4カ月間で2014件と昨年同時期と比べ、133%になっています。相談件数の43%が災害関係であることから、その深刻さが伺えます。川崎信用金庫が行った「中小企業動向調査」によると、2011年4月から6月期の実績は、前期1から3月期に比べ、売上額が1から3月期より悪化したと答えた事業所は、製造業で50%で前期よりも6.2%の悪化、卸売業で77.3%で前期より44.5%の悪化、建築業で53.6%と前期より6.9%の悪化となるなど、深刻な状況にあります。これは、リーマンショック以後の不況と相まって、東日本大震災、原発事故、節電協力などの影響が大幅な売り上げ悪化の原因となっています。また、同調査では、今後の経営対策として、55.5%が「経費削減」を掲げ、41.4%が「販路拡大」を掲げていることから、市の中小企業支援策もこの点に応えたものにならないかもしれません。

こうした中で、2011年度「中小企業支援」の予算額は、2億6409万1000円でこの数年間、僅かながら削減し続けています。「川崎産業振興プラン」が策定されたのは、2005年6月ですが、その年の予算額は、4億4516万4000円で、プラン策定後の予算では、2億7998万6000円と大幅な予算削減となっています。このことは、「産業振興プラン」が市内中小企業の成長・育成に重点を置かず、「イノベート（刷新）」の名のもとに、海外を含めた先端産業の誘致を本市の産業政策の柱に据えた結果に他なりません。

2011年3月に策定された「かわさき産業振興プラン 新実行プログラム」では、その方向性がさらに強調され、「成長戦略」の第1に、「世界の中で『選ばれる都市』を目指すとして、「海外企業の市内への投資促進と市内企業と技術連携を目的として、優良な海外企業を市内に誘致する」としています。その一方で中小企業の支援策は、「経営、税務、技術、法律等の窓口相談や各種セミナーの開催、人材育成などの研修などで、経営安定のための対策も国の制度融資を具体化しているに過ぎません。これでは、本市経済の「主人公」としての位置づけがされていないことになりません。「イノベート川崎」で2社に対して11年度だけでも2億9700万円もの補助（補助金合計は8億6000万円）をつけていますが、市内の中小企業全体を支える予算がこれより少ないことは、このことを象徴しており、中小企業支援の予算の抜本的拡充が必要です。

先にも示したように、東日本大震災、円高の中で、市内中小・零細企業の経営はかつてなく危機的な状態になり、緊急な支援策が必要です。中でも「販路拡大」「経費の削減」は、どの事業者にとっても課題となっており、販路拡大のためのマッチング事業や新技術・新商品開拓への支援、経費削減のための工場や機械のリース代などのへの支援は事業者の切実な要求となっており、その分野の施策を充実することが必要です。

落ち込みの激しい、市内建築業を活性化するためには、公共投資を大規模開発から保育園や特養ホームなど生活基盤整備に振り向け、市内の建設業の仕事お越しを図ると同時に、全国386の自治体（2011年7月現在）で広がっている、「住宅リフォーム助成制度」を創設し、民間の中で需要を喚起するなど、「地域内投資」を進め、市内経済の活性化を図ることが必要です。

また、関東で予想される震災に備え、市内中小企業の防災対策を進めるためにも、対策費用への補助を創設することも求められています。

(1) 震災の影響等について実態調査を行い、市内中小・零細企業を震災不況から守る具体的対策を講じる。

① 経済センサスの対象となった、市内5万5487事業所に対し、震災の影響など実態を調査する。

② 調査結果に基づき、各分野の要求を取りまとめ、緊急対策として速やかに支援策を具体化するとともに、「かわさき産業振興プラン 新実行プログラム」の見直しを行う。

(2) 産業政策の柱を先端産業の企業誘致中心から、市内中小・零細企業を産業政策の主軸に据えたものに転換する。

① 「中小企業振興条例」を制定し、市内中小企業支援を産業政策の第一の柱として位置づける。条例作りにあたっては、中小企業経営者を含めたプロジェクトチームを立ち上げ、中小企業者と行政の担当者が共同して作業を進める。また、条例を実効性のあるものにするため、中小企業経営者との協議の場を設け、進捗状況を点検、その結果を毎年公表する。

② 融資対策を除く中小企業関連予算を一般会計の2%（100億円）に引き上げる。

(3) 震災不況・円高から市内中小・零細企業の経営を守る。

- ① 2011年度国の補助で行われている受発注コーディネートを引き続き継続し、コーディネーターの人数も増員する。また、キャラバン隊など、日常の企業訪問活動を充実するために、委託を含め職員体制の増員を図る。
- ② 中小企業が防災対策を講じやすくするため、防災計画の作成の技術的な援助、及び対策費用の補助制度を作り、事業所の防災対策を促進する。
- ③ 中小企業の機械設備のリース代金の支払い猶予に応じるようリース会社に求めた国の通達に基づき、猶予が受けられるよう、市のホームページに掲載するなど、周知に努める。相談があった場合、リース会社への働きかけを含め、中小企業支援にあたる。
- ④ 機械リース代や貸工場の家賃に対する直接補助を国に求めるとともに、市としても、直接支援の枠組みを作る。
- ⑤ 新技術・新製品開発に関わる補助制度を充実し、補助率を現在の2分の1から3分の2に引き上げ、補助限度額も1件当たり100万円から500万円に引き上げる。また、助成対象も「原材料費」「機械工具費」「外注費」「産業財産権導入費」「技術指導受け入れ費」「性能検査費」「直接人件費」など幅広く認め、事業予算額も1億円を確保する。
- ⑥ 高度な加工ができる工作機やコンピュータシステム、検査システムを地域の中企業が無料で利用できるようにする。
- ⑦ 工業団体などが実施している製品展示場への家賃補助を行う。
- ⑧ 公共施設でも、地元中小企業の技術や製品の展示を行う。
- ⑨ 市内の中小企業の技術・製品を紹介するため、展示会への出展費用の補助限度額を現在の10万円から20万円まで引き上げる。
- ⑩ 補助率も2分の1から3分の2まで引き上げる。市が展示会のブースを借りて、参加事業者に無料で貸し出す支援を行う。また、海外の展示会に出展するときの補助を国内と同様に行う。
- ⑪ 中小企業が製作した製品で市が活用できるものは、引き続き積極的に活用する。とりわけ、環境技術については、普及促進も兼ねて、積極的活用を行いPRする。
- ⑫ 販路拡大のためのデータベース化を引き続き拡げる。

- ⑬ 中小企業を守るため、発注停止や下請け代金単価切り下げなど、大企業の不当行為は摘発し、是正させる。
- ⑭ 宇奈根・下野毛・宮内・等々力などの中小・零細製造業の集積を守るため、実態に合わせた支援を行う。
- ⑮ 後継者育成のため、各種技術講習や交流の場を作り、援助する。また、子どもたちの関心を高めるために、物づくりのすばらしさを授業の中に取り入れ、子ども達がものづくりに接する機会を増やす。
- ⑯ 「マイスター制度」を拡充し、報奨金制度の新設を行う。マイスターの技術を広くPRし、技術者の育成に役立てる。

(4) 自然エネルギー活用の技術開発・普及を支援するとともに、学校・市民館など公共施設での自然エネルギーの活用を広げる。

- ① 自然エネルギー活用の技術開発を進めるため、独自の補助制度を創設する。
- ② 市内の自然エネルギー活用の技術について情報収集を行い、優れた技術については、市としてPRする。
- ③ 住宅用太陽光発電設備設置補助事業の補助金を拡充し、対象件数を拡大し、市内での普及を進める。
- ④ 市内のすべての小中学校、市立高校、各種学校などに、100キロワット規模の太陽光発電の設置を目指す。また、公立保育園、市民利用施設などの公共施設に計画的に設置・普及させる。神奈川県に対し、補助制度の創設を要望する。

(5) 長期化する不況と新たな災害不況のもとで、納税が困難になっている事業者に対し、「納税者の実態」に合わせた救済措置を講じる。

- ① 市民税・固定資産税など税金の納付が困難な納税相談については、納税者の生活実態を十分調査し、徴収の猶予並びに、換価の猶予など納税緩和措置を実施する。
- ② 滞納処分の執行について国税徴収法基本通達では「納税者の生活の維持、営業の支障のあるものは十分留意する」としている。給与・売掛金・年金など営業や生活に多大な影響を与える差押えは行わない。
- ③ 市民税の減免について、事業を営む勤労所得者について、事業を廃止した場合に限るとしているが、売り上げ

や利益の減少など経済的損失についても、市民税の減免を認める。

④ 退職者の減免について、離職年に3割以上の所得の減少があった場合は、翌年に離職が継続していても減免申請は認めないとしているが、次年度の申請についても認める。

⑤ 少額所得者減免の対象に事業専従者を有する事業者も対象とする。

⑥ 市民税の減免や、市民税の徴収猶予、換価の猶予について周知徹底する広報活動を行う。

⑦ 新たに開設される市税事務所で扱う税目について、開設後も現状の相談に十分対応する。

(6) 中小企業・商店の経営を維持・継続させるための融資制度の拡充を行う。

① 「不況対策資金」の500万円までの金利は1.5%となったが、他都市では金利を市が負担し、事業者負担を軽減している。川崎市も金利の全額負担を行う。また、東日本大震災で被害を受けた事業者へは、市が金利・保証料とも補給する融資を実施する。

② 信用保証協会を利用できないなどの場合、100万円までのつなぎ融資を市が独自に審査を行い、融資を行う。

③ 「中小企業金融円滑化法」の制度について、市のホームページなどを使い、広く広報する。また、国に対し、同法の継続を求める。

④ 消費税など、税金の未納分、滞納分を支払うための融資を認める。また、分納の期限を2年以内とせず、事業の実態に見合ったものにする。延滞税の減免制度(14・6%を4・2%にする)を周知する。

⑤ 制度利用にあたって、税金の分納の証明があれば、融資対象とする。また、市・県民税以外の納税証明書の提出は求めないよう、金融機関に徹底する。

⑥ 「無担保・無保証人融資制度」の利用資格である「営業実績1年以上」か「6カ月以上」に短縮できるように、国に働きかける。

⑦ すべての金融機関に地域貢献を義務づける「地域再投資法」(仮称)制定を他都市とも協力して国に働きかける。

⑧ ノンバンクからの借り入れ者に対し、決算書に借り入れがあることをもって、融資を拒まない。

⑨ 川崎市として金融機関に貸し渋り、貸しはがしをしないよう申し入れを継続し、苦情相談についてもPRを行い、相談しやすい環境を整え、貸し渋り、貸しはがしをなくす。

(7) 市内建設業の振興策を実効あるものにする

東日本大震災以後、震災不況による倒産や、建設資材の供給不足、材料高等などにより、市内建設業者が多大な影響を受けています。この事態に対して、融資制度の拡充等は実施されましたが、建設業振興策については、フェスティバルの開催など開催されているものの、仕事確保の結びつきには、隔たりがあります。住宅リフォーム条例の制定など、建設業振興策として直接的な制度の実施など、早急に具体化するべきです。

① 東日本大震災における市内建設業への影響を調査し、供給不足、値段高騰から市内業者を守るための対策を検討する。

② (第一章から再掲) 木造住宅の耐震改修助成制度について、助成金額上限を200万円に拡充し、一階部分からの段階的改修についても認められたことは評価できる。合わせて、市内4万3000戸の旧耐震木造住宅の耐震化の数値目標を引き上げ、市民への周知をさらに広げるためにも、キャンペーン活動など広報に力を入れる。さらに、旧耐震木造アパートを助成についても、来年度からの具体化を必ず行うこと。

渋谷区などでは、命を守る観点から簡易補強工事費助成を行っている。また、県内でも、「一部屋耐震」という手法を採用し設置費用の補助制度を設けている(横浜市、茅ヶ崎市、厚木市、海老名市、大磯町など)。川崎市でも、住宅リフォーム費助成制度を創設し、「二部屋耐震」への助成を行い、耐震化率の向上と同時に、部分改修も助成する。

③ 経済労働局として、建設業は本市経済を支える重要な産業と認識しているならば、建設業振興課を新設し、個別産業として支援を強化する。市内建設業者、建設労働者の悉皆調査を行い、町場、野丁場、新丁場など、それぞれの業態ごとの支援策を検討する。

④ 制定した「公契約制度」に基づき、入札工事における建設労働者の適正な賃金の確保と公共工事の透明性確保について、実施後の実態について検証する。

⑤ 改修までに時間のかかっている教育・福祉施設などの補修工事について、予算を増額し、軽易工事として発注を進める。特に今回の震災を受けて、修理が必要などところについては、早急に実施する。

⑥ 建設業振興策として、「住宅リフォーム費助成」制度を実施する。

- ⑦ 介護保険外の「川崎市高齢者住宅改造費助成事業」について、店舗併用住宅の店舗部分の改修工事等、現在対象外になっているものについて、助成対象工事として拡大し、限度額を増額する。
- ⑧ 登戸土地区画整理事業の住宅移転、建て替えの仕事を地元中小建設業者が受注できるよう誘導する。在来工法の優位さの展示宣伝への補助を実施する。
- ⑨ 環境にやさしい住宅の普及という観点から、県内産の木材を活用した在来工法木造住宅を助成対象とし、普及促進を図る。既存制度の情勢額を引き上げ、ソーラーパネルや小型風力発電の普及促進を図ると同時に、遮熱塗料など新たなエコ対策品目についての対象として、市内事業者の仕事起こしに結び付ける。
- ⑩ 特養ホームや市営住宅、学校や保育園などの生活・福祉型投資を優先して市内業者の仕事を確認する。
- ⑪ 市内中小建設業者育成と技術技能の向上を図るために、入札に当たっては地域制限の活用を堅持する。公共工事での元請けが下請け業者を選択する際、市内に本社がある業者に優先発注するよう元受業者に対し指導し、市内中小建設業者の受注機会を広げる。
- ⑫ アスベストでの被害者を救済するために市としての独自の制度を検討する。
建設時は使用することが義務付けられていた耐火被覆材について、本来、国が除去費用を負担すべきだが、当面、住宅の解体時におけるアスベスト除去費について、川崎市として市民負担を軽減するために助成制度を設ける。
- ⑬ 生活道路の整備、歩道の確保と交差点改良、道路の補修と維持管理等を抜本的に強化する。私道舗装は、全額公費で行うことを復活させる。二回目以降も認める。
- ⑭ 下水道・水道管の老朽管の計画的敷設替えを進める。2004年度から実施されている水道管の施工範囲を宅地2メートル以内にあるメーターまで拡大された鉛給水管の敷設替え工事の達成年度を2018年より早めるとともに、生活に支障をきたしているところでは、早急に改善を行う。私道内の鉛管の敷設替え工事費を助成する。
- ⑮ 技能者の就業者数の減少・高齢化の中で、職業訓練校の役割はますます大きくなっている。長期・短期課程の1校当たり、および訓練生一人当たりの補助金を増額する。不況により就職できない新卒者の職業訓練の場として活用するために、市内高校への資料配布、体験入学等を実施するための支援を行う。
- ⑯ 川崎市住宅相談運営委員会の運営費補助の増額、相談日の拡充と相談場所をわかりやすい場所に設置する。
- ⑰ 親子工作教室の補助金を増額する。

(8) 地元小売商店振興策を抜本的に充実する

- ① 大店舗やチェーン店の商店街への加盟など地域商店会への協力を義務付けた、「地域経済振興条例」を制定し、商店街連合会と連携を強め地元商店会の活性化を支援する。
- ② 「地域商業活性化協議会」に引き続き、地元商店会とチェーン店・大型店との話し合いの場を設置する。
- ③ 商店会の街路灯電気代補助率をアップする。商店街街路灯LED化は希望する商店街については、今後、市単独でも実施し国や県の基金などを積極的に活用する。
- ④ 「空き店舗創業支援事業」の一店舗あたりの助成額をさらに引き上げる。事業費も増額する。
- ⑤ 商店街を活性化するために、補助金を交付すること。商店街が消費者と密着し、「買いやすく、楽しく」という消費者の要望にこたえたと共に、高齢者や障害者にもやさしく、社会貢献を果たせ、魅力ある商店街として発展することを目的に、「商店街緊急活性化事業補助金交付制度」を創設する。「生活コア商業活性化支援事業」の予算規模を抜本的に増額する。
- ⑥ 「チャレンジショップ事業」を復活し、対象業種も拡大する。関係する団体との意見交換などを進める。
- ⑦ 商店街が行うイベント事業のランク付けをやめ、希望する商店街の期待に応えるよう抜本的な予算の増額を図る。手続きも簡素化する。
- ⑧ 商店会のモータリ化事業などの資金返済において、廃業店舗分の返済金を補助する負担軽減措置を実施する。
- ⑨ 福祉・教育施設の給食材料は、地元の商店で購入する。
- ⑩ 神奈川県商店街活性化条例を徹底する。
- ⑪ 商店街が行うプレミアム付き商品券の発行は地域において新たな購買力向上に直接つながることから、宣伝費や印刷代の補助を増額し、事業費やプレミアム分はせめて2分の1、宣伝費・印刷代を補助する。

(9) 小規模事業所、業種別企業への援助を強化する

- ① 業者青年の独立・開業・事業継続について、資金・情報・技術・従業員の確保・税制などの支援を大幅に拡充する。
- ② 下請け取引是正に関する指導通達を徹底する。ダンピングや支払延期している実態をなくし、下請け企業振興

法を改正強化し、県振興協会の権限を強めるため、国に働きかける。

③ 物価統制令で規制されている公衆浴場について

ア、助成措置を引き続き拡充する。

イ、生活保護世帯の入浴券を復活する。

ウ、価格が不安定な原油などの燃料支援策を講じる。

④ 北部・南部卸売市場の活性化を図る。放射線被害から食卓を守るため、検査体制を作り、食品の安全対策を強化する。また、産地奨励金制度の拡充を図る。

(10) 市内中小企業への官公需の発注額を増やす

① 企業規模別契約実績による2010年度実績は、工事で67・5%が中小企業の契約となっているものの、物件・工事・役務の合計では、60・2%の契約金額にとどまっていることから、市内中小企業への官公需の発注を率・額ともに増やす。

② 市および出資法人の発注工事、物品購入などは、市内中小企業への優先発注を堅持し、全国の自治体の平均70%を確保する。

(11) 入札制度について

1 一般競争入札について

① 3億円以下の工事について、適正な品質確保と、市内建設業者の健全育成の観点から、最低制限率を90%に引き上げる。

② 3億円以上の工事についても、最低制限率を設定する。

2 入札ミスの防止対策について

昨年来、設計、積算ミスにより、入札を見直したり、落札業者と再協議に及ぶ事例が後を絶ちません。明確に、行革による職員削減と、団塊の世代の大量退職による技術力低下に原因があることが推測されます。相次ぐ事例を深刻

に受け止め、技術職員の育成を抜本的に強化することが必要です。設計・積算のアウトソーシングが進んでいます。現場でのトラブルや設計ミスなど問題点も明らかになっています。また、後継者の育成を困難にし、技術力の低下が懸念されています。

① 適正な事業の執行と良質な施設の整備に責任を負う川崎市として、技術職員を育成し、設計・管理は、直接行う。そのために、技術職員においては、技術の継承が十分に図られるようにする。

② 疑義申立期間を設置する。

開札後に単価入りの設計書のみを公開し、疑義申し立ての後に落札候補者などを公表する。積算ミスが見つかった場合は正しい積算に基づく最低制限価格に変更した上で落札候補者を公表する。

3 かねてからの要望により一定改善されているが、引き続き年度当初よりの早期発注と年度内の発注の平準化をはかる。早期発注の支障となっている関係機関との調整については、事務手続き等の迅速化など、関係機関に早期発注に向けた改善を要望する。

同時に、積算に必要な情報がわかりやすく詳細に記載することが適正な積算に欠かないことから、細かい部分の指定を明確にするなど仕様書の内容をさらに改善する。

4 総合評価落札方式の入札制度について検証が行われ、最低入札価格によって落札される事例が増えていることから、失格基準を新たに設けた。引き続き、自治体独自に強化している他都市の事例を踏まえ、失格基準の見直しと同時に、採点方法、評価点の配点内容について、優れた技術を有する市内業者を育成する観点から、改善する。

その際、欠かすことのできない市民生活に果たす役割を十分評価できるようにし、企業の信頼性、社会性を入札の条件に的確に反映させるために、価格と技術評価のバランスを改善する。また、いわゆる除算方式では、不適切な低価格競争を食い止めることができないので、適正な価格での発注の観点から見直す。

5 参加資格要件については、横浜市などのように、「本社または、主たる事業所」が市内に有する者に改め、市内業者優先を徹底する。

6 低入札でいくつもの工事を落札する事業者について、適正な工事の履行が危惧されるところから、他都市でも実施しているように、低入札調査案件を受託した事業者については、当該工事完了まで低入札での落札件数を制限する。

(12) 「公契約条例」について

政令市初めての条例化ということで、市の内外から大きな期待が寄せられています。制度化された内容が実効性あるものとなるように、今後実施状況を見極め、必要な改善を行うことが必要です。

- ① 作業報酬審議会の審議経過について、公表する。
- ② すべての委託事業について、公契約条例の対象事業とする。その際、官製ワーキングプアの問題が社会問題になっている。特に委託事業においてその大半を占める労務費について、受注業者のもとで働く労働者が、税金や社会保険・雇用保険を支払える賃金水準となるような制度設計を行う。特に、生活保護単身世帯を基準としているものについては、少なくとも、複数世帯を対象としている基準に見直す。
- ③ 入札条件の中に、細かく規定を定め、適正な価格での発注を保障する制度を構築する。
- ④ 予定価格6億円以上という条例適用工事金額の範囲を、可能な限り引き下げ、対象を広げる。
- ⑤ 実際に現場で作業に当たる末端の労働者が作業報酬下限額以上の賃金水準を守られているのか監視する仕組みを検討する。

- ⑥ 労働者の範囲に、ひとり親方を含められたが、的確に履行されているか、実施された工事契約をもとに検証する。
- ⑦ 労働組合が適用労働者に代わり申立てするものについても、可能にする。

(13) 消費者の権利を守り、食の安全性を確保するために、地方自治体の体制を強化する

本市の消費者行政は、「食の安全の確保」「生活必需物資の確保及び価格の安定」「苦情の処理及び被害の救済」「消費者啓発」「消費者支援協定」など消費者にかかわる多面的な問題を取り扱います。原発事故後、放射線汚染に対する市民の不安は、「食品の安全性の確保」を監督・指導する行政の役割への期待が高まっています。また、震災後にみられる「悪徳商法」から市民を守り、被害が生じた場合の救済にあたる消費相談事業の取り組みも、一層充実が求められています。

しかし、2011年度における消費生活対策費は、9567万6千円と前年度より2581万4千円(21%減)と大きく削られ、市民の期待に応えきれなくなることが、懸念されます。

「食品の安全性の確保」については、2011年度当初予算に盛り込まれた、「適正な農薬使用」への指導、食中毒

菌などの微生物検査、残留農薬等の理化学検査、輸入食品の検査、学校給食・保育園給食の検査・管理などに加え、放射線汚染の実態調査が加わり、より一層の体制の強化、財源の手当てが必要です。新年度においても、庁内の関係部門と連携を深め、引き続き「食品の安全性の確保」を図っていくことが重要です。

消費生活相談の件数は、2010年度では7769件と昨年度より235件増加しました。「来訪」による相談は、2008年度は705件、2009年度では552件と減少し、2010年度では547件と、2008年度高津区にあった「北部消費者センター」の廃止以後、その件数を減らしています。電話相談の体制は強化は必要だとしても、相談員と面談しながら問題の整理・解決方法の検討を進めることは、相談者にとって最も力になる支援であり、高齢者や障がいを持った方でも、気軽に相談できる対面式の相談環境を整備することは今後、ますます必要となってきました。2012年度より、県から権限移譲が予定されていますが、このことが、消費者行政の後退を招くことがあってはなりません。市民により身近な消費者行政の機関として、「川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例」の目的である「市民の消費者としての主権を確立し、消費生活の安全及び向上を確保する」ため、より一層の施策の充実に求められます。

- ① 放射線被害から市民を守るための食品の検査体制の強化と正しい情報の広報を行う。
- ② 北部消費者センターの設置など、きめ細かい相談体制をつくる。
- ③ 消費生活相談の内容は、巧妙化する手口の悪質商法、インターネット関連、多重債務などの金融など、専門性が必要とされてきている。また、災害による不安を利用したリフォーム詐欺などに的確に対応するため、相談員の増員とともに、専門的相談に対する対応強化のための相談員の充実、消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタントなどの有資格者の起用を引き続き行う。また、市担当職員の専門性を高める研修を充実する。
- ④ 被害が増えている高齢者に対する情報提供に力を入れ、とくに、出前講習など、直接学ぶことができる機会を増やす。
- ⑤ 子どもを「悪徳商法」などの被害から守るために、小・中・高における消費者教育・被害防止のための情報提供を教育委員会とも連携して進める。
- ⑥ 3区役所（中原、高津、多摩）で行われる、週1回の出張相談を宮前・麻生にも広げ、川崎区の消費生活センターも含め、各区1カ所は相談窓口を設置する。相談内容の例示等、区民へのPRを強め、利用しやすいものにする。

- ⑦ 多重債務の解決に向けた相談活動を強める。支援は、債務処理だけではなく、相談者の生活再建までを視野に入れたものとする。税金の滞納者などに多重債務者がいた場合は、徴収業務だけを進めるのではなく、多重債務処理を合わせて行えるよう、庁内の連携を行う。
- ⑧ ゴミ問題など環境対策を消費者教育に取り入れ、引き続き、過剰包装、リサイクルなどへの関心をたかめるとともに、これらの活動に取り組み市民活動への支援を行う。
- ⑨ 輸入食品、食材の安全性を確保するため、検査体制の強化を国に働きかける。市の検査官を増やし、食品検査項目と対象を増やす。食の安全を総括的に担当する部署を再編する。
- ⑩ 食品に関する表示、標ぼうの内容の監視指導を強化して、不当なものに対しては、情報の公表など、厳しく対応する。
- ⑪ 大震災時にガソリン不足など市民生活に混乱をもたらした。災害時には、同様なことが起こることが懸念される。消費者に対する正しい情報提供と、原油価格高騰に加え、災害時に不当な燃料の高騰や便乗値上げが起きないように、業界を指導するとともに、不当な価格形成が起きぬよう監視する。
- ⑫ 災害時の価格安定や生活必需品の供給を確保するため、協定店を増やすなど、事業者との連携を図れるようにする。

(14) 「復興税」・消費税など庶民増税を許さず、「納税者憲章」制定を国に働きかける

9月13日に召集された178回臨時国会における所信表明で野田首相は、「税と社会保障の一体改革」の名で10%を狙う消費税増税について「次期通常国会への法案提出をめざす」と強調しました。すでに発表している「社会保障改革案」で、消費税を2015年度までに10%まで引き上げると明記しており、5%の増税分で約13兆円になるうえに、同案には、医療費のいつその負担増、年金の支給開始年齢の引き上げ、生活保護支給額の引き下げなど社会保障の大改悪がうたわれています。さらに、政府・与党は、「復興増税」を打ち出しており、所得税への4%賦課税など庶民増税は、10年間で約9兆円にも上ります。これらの国民負担の増大は、市民の生活や市内中小・零細の事業者にとって死活問題となることは、いうまでもありません。その一方で、法人税率の4.5%引き下げは、利益の大きな大企業には、大きな恩恵をもたらします。3年間は税額の10%の付加税がかけられますが、換算すると2%の減税

となり、3年後は、4・5%の現在だけが残ります。その結果、同じ10年間で大企業には10兆円もの減税です。市民への増税分は大企業の減税に消えてしまうこととなります。川崎市としても、市民の生活と市内中小・零細企業の経営を守るために、これらの増税には、反対することが求められます。

① いかなる目的にせよ「消費税の増税」は、行わないよう国に働きかける。また、食糧品など非課税品目を定める。また、課税対象金額も引き上げるよう見直すよう国に働きかける。

② 「復興」の名のもとに増税は行わない。

③ 大企業などへの不公平な税制を改め、中小企業・中小業者の営業を守るため、「納税者憲章」を策定するように、国に働きかける。

④ 所得税法第56条を廃止し、家族に支払った給与を必要経費として認めるよう、国に働きかける。

(15) 市内農業を守り発展させる

野田内閣はTPP（環太平洋連携協定）参加を決めようとしています。TPPは関税を原則撤廃し、農産物の輸入を完全に自由化するもので、農林漁業と国民の食料に大打撃となります。農林水産省は、関税撤廃で日本のコメの自給率は1割以下、国民が食べるコメの9割以上が外国産米になり、その結果、食料自給率は、現在の39%から13%に落ちるとしています。小麦では99%生乳では88%減少すると示されています。

TPPは、農業と食料だけでなく、暮らしと経済のあらゆる分野が交渉対象とされています。食の安全、医療、官公需・公共事業の発注、金融・保険、労働などで、国民の生活や安全を守るルールと監視体制、中小企業を支援する危険があります。北海道庁は、TPP参加で道経済が2・1兆円もの損失を被るとしていますが、その7割は農業以外の関連産業、地域経済が受ける被害です。経済産業省は、TPPに参加しないと81万人の雇用減になるとしています。農水省は参加した場合の雇用減を340万人としています。TPPは大きな雇用減をもたらす国民生活と地域経済に大打撃となります。自国の食料のあり方はその国で決めるといふ食料主権・関税などの国境措置の維持強化は国際的な流れです。食や健康、雇用、地域経済、国民の暮らしまで破壊し、国の在り方まで変えてしまうTPPには絶対に対抗です。

市内農業生産量は年々減り続け深刻な事態となっています。特産品の多摩川なし、市内産野菜などは地域で大変な

人気があり生産が必要に追い付かない事態になっています。市内農家経営の抜本的な改善、新たな担い手の確保・育成、遊休農地の有効利用など、市内農業の発展のための施策は緊急に求められています。

市内農業の生産量は年々減り続け深刻な事態となっています。特産品の多摩川なし、市内産野菜などは地域で大変な人気があり生産が必要に追い付かない事態になっています。市内農家経営の抜本的な改善、新たな担い手の確保・育成、遊休農地の有効利用など、市内農業の発展のための施策は緊急に求められています。

- ① 全品目の関税を撤廃させるTPPに参加しないように国に対し要請する。
- ② 食糧自給率の向上をめざし農業関連予算を抜本的に引き上げる。
- ③ 市内農業を守り、発展させるため価格補償を基本にし、所得保障を組み合わせる。
- ④ 日本の農業を切り捨てるコメや農産物の輸入自由化阻止に積極的役割を果たし、輸入農産物の検査体制の充実を国に強く要求する。
- ⑤ 地表・土壌・水と生産物の放射線量の測定を川崎市の責任ですすめる。
- ⑥ 都市農地の保全策を環境資源として位置づけた保全策の検討を国に働きかける。
- ⑦ 農地の相続税納税猶予制度を改善し、農地の保全を行えるよう国に働きかける。
- ⑧ 遊休・耕作放棄地など、市が買い上げることや、借り上げができるようにしてなど農地の拡大を図る。
- ⑨ かわさき農産物ブランド事業を進展させ、品目の拡大をすすめる増額を行う。地元農産物を学校給食に積極的に採用し生産量増に繋げる。
- ⑩ 歴史ある多摩川梨を保存するため、申請する全ての梨園に対し、補助金を交付し、防鳥ネット、防葉網、ポール等の補助を行ない、補助率の引き上げをすすめる。耐用年数の過ぎた梨棚への助成も行なう。宅地化が急速に進んでいるため、新たな防葉網などを導入する必要がある、研究と対策を早急に立て、助成する。
- ⑪ 農業生産で水を確保する必要に迫られ井戸をつくる場合やポンプ施設設置について条件を緩和し、電気代なども補助対象とする。災害用井戸として活用できるようにする。併せて水質検査を市の責任で行う。
- ⑫ 農業用機械を購入する時の助成を市として確立する。低騒音型エンジンなどの噴霧機購入時にも助成をする。
- ⑬ 水田は、保水能力も合わせ持つ重要な役割を果たしています。市として、保存対策を強め保存のための助成金など支援する。
- ⑭ 農業用水路や堰を確保するため、定期的な保全改修を行う。水利組合への支援を強める。

- ⑮ 農産物の出荷奨励率5%をさらに引き上げる。対象品目を拡大していく。
- ⑯ 価格補償品目を拡大してゆく。
- ⑰ 庭先農産物直売所を積極的に支援する。
- ⑱ 出荷に必要なダンボールや資機材等の助成を強める。
- ⑲ 野菜生産栽培面積に応じた奨励金交付額を引き上げる。
- ⑳ 野菜生産は、気候に左右されるので、台風被害や気候の変化などで被害が発生した場合の対策を立てる。
- ㉑ 施設園芸農業を奨励するため補助金を引き上げる。施設設置に必要な経費を助成する。
- ㉒ 農業者を育てるため、農業経営に関しての情報、技術について啓蒙を図り、自立のための教育・研修を行う。
- ㉓ 低利、長期の農業経営資金制度や補助制度を充実する。
- ㉔ 農家と住民との交流の機会を拡大し、圃場提供に対する補助金を増やし、予算も大幅に増やす。農家には経費・日当を補償する。
- ㉕ 市民が土とみどりに親しみ収穫の喜びを味わえるよう、市民要望のつよい市民農園の拡充に力を入れる。ふれあい農園、学校農園を積極的に増やす。「農園利用方式」の検討など現存する市民の農園、ふれあい農園の維持保全に全力をあげる。生産緑地でも市民農園として活用できるように制度改正を国に要求する。
- ㉖ 障害者などが農業にふれあえる福祉農園制度を新設し用地を確保する。
- ㉗ 民主党政権の事業仕分けで予算削減の中、鳥獣被害は営農意欲を低下させる。緊急対策を急ぐ
 - ア 鳥獣被害の実態調査を行う。
 - イ 捕獲檻設置計画を市独自でも立て、効果的な被害防止対策を急ぐ。
 - ウ 防鳥網などの補助金をひき上げる。
 - エ 鳥獣被害に対して、全面的に被害補償を行う。
 - オ 捕獲した鳥獣の処理対策費用を市が負担する。
- ㉘ 花卉出荷奨励制度を拡充する。出荷資材などへの支援策を実施する。
- ㉙ 禅寺丸柿は、歴史的に川崎市民の財産と位置づけ保存・育成のための奨励事業を創設する。市民へのPR普及方法などを検討する。
- ⑳ 農業経営のための融資制度や補助金制度をわかりやすくまとめたパンフレットを作り普及する。

- ③1 生産緑地の追加指定を積極的に行う。
- ③2 地元生産農産物を学校給食にとり入れ、農産物生産量を増やしていく
- ③3 病害虫など発生したときの早急な相談体制を確立する。
- ③4 川崎市による「地産地消宣言」を宣言し地域において生産と地場消費の結合を進める。
- ③5 野焼き基準を緩和する

八、労働者の雇用と権利を守る施策を

日本は、戦後の高度経済成長期の労働力不足を背景に「日本的雇用慣行」と呼ばれる長期雇用の正社員雇用が一般的となり、1970年代には、正社員が90%を超えるなど、労働政策や労働法などでの雇用モデルとなっていました。ところがこの30年の間に雇用社会をめぐる情勢が大きく変わり、パートタイム労働、有機雇用、派遣労働など「非正規雇用」の形態で就労する労働者が、最近では労働者全体の3分の1を超えています。特に女性や若年労働者では、ほぼ過半数が非正規雇用となっています。1990年代以降、国際経済競争の激化の中、経済界は経営体質を強化することを口実に「人員過剰であること」を露骨に表明するようになり、リストラを名目に人員削減を行い、とくに正規雇用から非正規雇用への切り替え、業務の外部化（アウトソーシング）などを強力に進めました。その結果正規雇用が大きく減少し、それに対応して非正規雇用が急激に増加し、安定した正規雇用から不安定で低劣労働条件の非正規雇用に置き換えられ「雇用崩壊」と呼ばれる深刻な状況が強まっています。

こうした現状にたいして歴代政府は、大企業のリストラや非正規雇用導入による雇用の崩壊を規制するのではなく、雇用労働分野での法規制緩和を進めるという財界・大企業の戦略を積極的の後押しする政策を一貫して推進し、それは民主党・野田政権にも引き継がれています。

2008年秋のリーマンショックによる経済危機後、大企業は30万人近い派遣労働者や請負労働者を「派遣切り」して、社会的な大問題になりました。雇用を失うと同時に住居まで失った派遣労働者たちは、市民団体や労働団体が自主的につくった「年越し派遣村」に向かうしかありませんでした。日本の大企業は、経済危機になれば不安定雇用形態労働者を雇用調整弁にして解雇し、その一方で利益をあげ経営を維持し、株主への配当さえ継続しました。ILO(国

際労働期間）は、2009年秋の報告で経済危機に対応した各国の中で、日本ほど雇用を失った労働者が多い国はないと指摘し、日本の状況は「雇用社会の崩壊」が世界的にも際立っていることが確認されています。さらに問題なのは、雇用への社会的責任を果たすべき大企業は、東日本大震災を口実にして、新たに「派遣切り」「非正規切り」「賃下げ」を被災地のみならず全国各地で行っているなど、首切りの先頭に立っていることは許されません。今、何よりも雇用を安定させるためには、

1つは、非正規社員から正社員への雇用の転換を雇用政策の中心に据えることです。非正規雇用の場合、共通しているのは「有期雇用」という不安定な雇用という点に加え、正社員との待遇が格段に低いというのが特徴です。労働法では、同一労働同一賃金が世界的に共通した原則であり保障されるべきです。しかし、日本は、有期雇用と派遣労働については、正社員に代替えることを目的としたフルタイム雇用は、均等待遇規定ほどの法律にも定められていません。差別禁止規定とともに立法化することはきわめて重要です。また、労働者派遣法を改正し、派遣労働は、臨時的理由がある場合に限るべきです。恒常的業務での利用を制限すること、有期雇用についても、理由限定、均等待遇、常用雇用を内容とする立法が必要で国に働きかける必要があります。

非正規公務員の実態も劣悪です。「官製ワーキングプア」ともいえる非正規公務員が働くような労働環境の劣悪化は、公務サービスの質そのものを低下させています。恒常的に業務に従事している非正規公務員を期間の定めのない雇用（長期雇用）に転換することが必要です。

2つ目には、働く労働者の労働条件を抜本的に改善することです。

日本の最低賃金の水準は、最低生計費や国際水準にてらしてきわめて低いのが特徴です。また、正社員を含めて、長時間労働が広がっており「過労死認定基準」の年間3000時間を超えて働く労働者が700万人にも達しています。サービス残業や裁量労働をしているときには労働時間として算定されていません。違法のサービス残業をなくし、最低賃金を引き上げ、労働者の生活の安定に必要な水準に引き上げ、健康で文化的な生活をおくることができるようにしなければなりません。国に対して労働者の雇用と権利を守る法整備など早急に求められています。

川崎市の労働実態は、市内の有効求人倍率は、今年の7月は0・36%と依然厳しい状況です。とくに、ハローワーク川崎北では、0・26倍と全国の0・64倍に対して2分の1以下となっています。1997年から2007年の10年間で非正規労働者がふえ、年収200万円以下の労働者が市内で労働者の25%、19万人以上上っています。川崎市として必要な対策をとり、市内企業、とりわけ大企業に対して雇用や地域経済への社会的責任を果たすよう申し入れ

を行い、正規雇用の確保のために自治体が力を尽くし、自立した生活が確保できるように支援を強めるべきです。

川崎市は国の補助金や「キャリアサポートかわさき」に頼った事業だけでなく、市の職員の体制を強化し、市内企業を訪問して雇用確保につなげていくことをはじめ、市独自の事業を増やすこと、今年度から国の補助金を活用した新卒未就職者等就業支援事業を引き続き実施して一人でも多くの卒業生が正規で就業できる道筋をつけることが必要です。また、市独自の事業労働者の雇用の安定と権利を守るために、企業に法令の理解を促すための情報提供など啓発活動だけでなく、要請をすることが求められます。

1 雇用の確保と権利をまもるために左記の項目で、国に申し入れる。

ア 労働者を切り捨てる「労働者派遣法」を抜本改正することを国に要請する。

イ 全国一律最低賃金、時給千円以上を国に働きかける。

ウ 女性労働者の生活と権利を守り、女子保護規定の復活を国に要求する。

2 市内大企業が雇用や地域経済への社会的責任を果たすよう左記項目について市として申し入れを行う。

ア 大企業に、労働者を切り捨てる「派遣切り・期間工切り」、また、不当なリストラをやめるように申し入れる。

イ 3年以上働いている派遣社員に対して、企業が直接雇用を行うように、申し入れる。

ウ 厚生労働省が策定した「労働時間の適正な把握のため使用者が講ずべき処置に関する基準」に基づいた管理が適正に講じられるよう、啓発とともに指導を強化する。

エ 企業内に労働者の「こころの病」に対応できる相談室を設置し、産業医の配置を行うように要請する。

オ 職場でのサービス残業、人権蹂躪、思想差別を止めさせる。配転・出向等は労働者本人の意思を尊重して合意を前提とし、強圧・強制的な不法行為をさせない。

カ 過労死を発生させないゆとりある労働環境の抜本的改革の実行をもとめる。労災認定について、「申請されたら速やかに認定する」を原則とさせる。

キ 本人と家族の合意のない単身赴任は行わせない。家庭崩壊を招くような長期間赴任はやめ、家族の絆を保つための十分な優遇措置を講じさせるよう国と企業に要求する。

ク リストラによる下請け中小企業への影響調査を行い、地域経済に大きな影響を与えることが明確な計画は是正を強く求める。

- ケ サービス残業、長時間残業をなくし、雇用を確保する。
- コ 育児休業制度を有給制で行い、不利益扱いを禁止するよう、国・企業に要求する。
- サ 高校・大学等の新卒者、就職難打開のために、新規採用枠を増やす。また、内定取り消しや入職時期の繰り下げを是正させる。
- 3 市民のサービスが充分担えるように公務員労働者の雇用について左記の項目について要求する。
 - ア 市の職員の人員削減はおこなわない。
 - イ 緊急雇用対策として公務労働者の雇用を増やし、恒常的に業務に従事している非正規公務員は、期間の定めのない雇用（長期雇用）に転換する。
- 4 失業者・非正規雇用の生活を守り、再就職を援助するために緊急対策を実施する。
 - ア 住宅ローンの繰り延べができるよう緊急貸付や信用保証などを実施する。
 - イ 失業して家賃が払えなくなっている人への家賃補助制度をつくる。
 - ウ 税金や社会保険、公共料金などの負担軽減や支払い延期措置を実施する。
 - エ 現在実施している緊急雇用創出事業について、職を失った人が安定した職を確保できるまで継続できるように、交付金の継続と拡充、内容の改善を強く要求する。
- 5 生活・労働相談活動を充実させるために左記の項目について要求する。
 - ア 体制を強化して生活相談と労働相談を一体でできるワンストップサービス（総合相談窓口）を区役所など行政区ごとに設置し、労働者・市民の相談にきめ細かく応じる。
 - イ 労働相談は、労働者の勤務形態にあわせて休日・夜間にも設け、回数を増やして充実させる。
 - ウ 相談を受けた最初の相談窓口は、相談内容をしっかりりと把握し、最後まで責任をもって対応をする。
 - エ 民間で行う労働相談活動についても広報するなど周知徹底して支援する。
 - オ パートタイマーや派遣労働者の労働契約・労働条件の相談窓口を充実させ、雇用主・受け入れ企業に徹底する。
 - カ 外国人労働者の就労実態の調査を行う。市内在住の外国人・外国人労働者への言語援助、仕事と生活の相談活動を進める。
- 6 身体・知的障がい者、高齢者の雇用率を遵守させ拡大に努める。精神障がい者も雇用の実現をはかる。状況悪化の実態を公表し、大企業の社会的責任を必ず果させる。中小企業の障がい者・高齢者の雇用を増やすために、助成

策を講じる。

7 「かわさき労働情報」の内容を情報提供や啓発活用に役立たせるとともに、内容を充実させて、関係する公共の施設に置いて活用できるようにする。

九、「川崎に住んでよかった」と思える良好な環境の形成を。豊かな自然を残し、安心して住み続けられる川崎を

東日本大震災は、自治体の防災のあり方を直接的に問うているだけでなく、川崎でも大震災が起きて被害を最小に抑え、市民の命を守るまちづくりのあり方を考えるべきであることを教えています。建物や都市基盤の耐震化はもちろんのこと、地域コミュニティを形成しやすいまちになっているか、超過密であったり、高齢者ばかりのまちになっていないか、など、防災という観点からまちづくりを見ることが必要です。

広大な工場跡地や緑地をURやデイベロップパーが取得し、再開発などの手法でまったく新しいまちをつくる計画が進み、保育園、学校などの基盤整備の遅れが重大な問題になっています。もともと、人口が増えればそうした行政責任が発生するのは分かっていたにもかかわらず、開発だけを推進してきた責任は重大です。民間事業者の高層マンションをただ呼び込むのではなく、そのために起きる人口の流入に対応する基盤整備をきちんと行うこと、それができないのであれば、呼び込みをやめる立場が必要です。

近年、新たなマンション建設や斜面地での戸建開発などで、住民とのトラブルが頻繁に発生しています。その最大の原因は、利益をより上げるため、敷地目いっぱい建てようと高さや容積が周辺とまったく違う大きな建物を建てる、自然環境をことさら破壊する、などによる住環境の悪化です。まちづくりの基本は、川崎に住む市民が、いまも、これからも、快適に暮らすことができることです。震災を想定するなら、これまでは許された開発や建築の基準も見直し、周辺と調和のとれた住環境を保障する仕組みの整備が必要であると考えます。そのために都市マスタープランの抜本的な見直しや、まちづくりに関係する条例等の見直しが必要です。

廉価で良質な住宅を保障するのは、公営住宅法第1条に定められている「健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備」という行政の責任です。また、安心して住み続けられるまちを作るため、高齢者も障害者も気軽に外出

できるよう、公共交通機関が網羅されることも重要な要素です。

残された貴重な緑地・農地を基本的にすべて保全し、「みどりの基本計画」で決めた、30%の緑地を必ず実現しなければなりません。本市に残った貴重な斜面緑地は、様々な努力がされているものの、開発の圧力にまだまだ押されている状況です。農地は、有効な手だてがほとんど打たれないまま、減り続けています。これまでの延長線上でない保全策を打ち出さなければなりません。

(二) よび込み型のまちづくりをやめ、徹底した住民合意で安心安全なまちづくりをすすめる

- 1 広い地域の環境を総合的にアセスメントする「戦略的アセス」を市の制度として導入する。
- 2 都市マスタープランに、地域防災計画、各種ハザードマップをリンクさせ、安全性を徹底して見直す。
- 3 大規模な土地利用転換を行うときは、事前に市と協議を行うとともに、まず住民に知らせ、計画を固める前に、住民が参加してその内容を検討するしくみをつくり、立案、計画の段階から市民参加と住民合意を徹底する。
- 4 都市計画の変更は「すでに決まっている計画の追認」ではなく、純粹に「この地域のこういうまちづくりのためには、こういう土地利用のあり方が必要」という観点からの変更にするべきである。都市計画審議会への諮問の前には、事業計画まで決まっているようなやり方を改める。
- 5 急激な経済状況の悪化から、デイベロPPERが取得してマンションなどを計画していた土地を放置している所が多くある。一方で特別養護老人ホーム、保育園など緊急に土地を必要としており、社会福祉法人などが譲渡、賃貸の交渉ができるよう情報提供、仲介などをおこなう。
- 6 巨大マンション建設を容易にする手法として、別々の建物を廊下でつなぎ「1棟」だとするやり方が横行している。国や県などで対策を検討しているとのことだが、1棟ずつなら規制される日かげや通路の確保などが規制を受けないあり方は当然だされるべきであり、本市としていそぎ規制を検討する。
- 7 総合調整条例の事業計画の住民説明は「住民説明会」を義務付ける。多くの場合、住民が求めれば事業者も説明会をおこなっており、義務付けることに問題はない。また「説明会」を行うまでは「住民説明報告書」の提出はできないものとする。

8 現在の日影規制は、生活の実態にまったくあっておらず、二つのマンションによって近隣に全く日があたらなく

なる、あるところでは公園に半日しか日があたらない、戸建て住宅の造成には規制がないなど、紛争の大きな要因になっている。日影規制を強化する。

9 小杉のマンション群の開発、溝の口のマンションの進出、はるひ野の開発などにより、保育園、小学校が明らかに足りなくなっている。一定規模の開発は、行政が必要と認めた公共施設の提供を義務付ける。譲渡費用も本市の予算で対応できる価格に設定し、関係部局が応じられるようにする。

10 一定の土地を500平方メートル未満に分割し、それぞれ時間をずらして宅地にするいわゆる「ミニ開発」は、開発申請逃れ、総合調整条例の続き逃れである。同じ事業者が所有する土地で、営利のために売却を目的として宅地造成を行う場合は、500平方メートル未満であっても開発行為と同等の手続きを課すようにする。

11 環境影響評価を避けるため、故意に開発面積を小さくする手法を許さない。その開発をするために工事が必要な区域はすべて含んだ環境影響評価にしなければ、アセス条例違反であることは裁判で確定している。アセス対象面積は付帯工事も含むという指導を徹底する。

12 斜面緑地を守るためにも、また防災の観点からも、斜面に盛土をして造成することを、横浜市の条例にならって規制する。谷埋め盛り土は禁止する。法律では規制できないことから、市独自の基準を設ける。

13 平坦地であっても、空掘りを設けて地下のみに居室を作るやり方が問題になっている。これは住環境としてまったくふさわしくない。世田谷区のように、地下に居室を設けるときは所有も使用も単独では認めず1階部分と共有する規定を設ける。

(二) 安心して住み続けられる住宅の確保は福祉の基本。住宅政策の充実をはかり、公営住宅を大量に確保を

1 市営住宅の申し込みは依然として20倍を超え、5000人はいはいる資格を持っているのに抽選から落ちている。さらに昨今の経済不況で高い民間の家賃に耐え切れず、ホームレス化する若者も少なくない。市民に廉価で良質な住宅を提供するのは自治体の責務である。国が新たな建設を認めないため補助金がないことも大きな問題であり、国に対し、市営住宅建設費補助の復活を強く求める。今すぐできるのは民間アパートの借り上げである。借り上げを推進する。

2 「川崎市公営住宅ストック活用計画」の見直し作業が進められているが、この10年間の雇用状況や経済状況の変

化は大きく、市民生活の変化を正確にとらえ、公営住宅の根本的な役割から見直しを行う。

3 地震の可能性が高まっており、第2次ストック活用計画で建て替え対象になっている住宅の計画を前倒しで実施する。市営住宅の建物の延命化を図るため、建替えの対象になっていないものや、新しい住宅は計画的に大規模修繕をおこなう。

4 家賃計算の控除額が変わったために、収入は変わらないのに家賃が大幅に増額になっている。元の家賃にするための市の独自の制度を創設する。

5 たいへん要望のつよい高齢者、障害者の一階への移転を進める。その場合、「現在と同等の住宅」という要件を居住者の実態に合わせて見直す。

6 建物、室内のバリアフリー化を促進する。

7 収入に応じて、退去や住み替えの際に発生する「現状復帰」費用負担のあらたな減免制度を創設する。

8 市営住宅の管理を代行している住宅供給公社の窓口は市内に2カ所しかなく、各種の届出などにたいへん不便であり、これまでのように区役所の窓口で気軽に相談することもできなくなった。すべての区役所に窓口を復活させる。効率を追求するあまり住民サービスが低下している代行をやめ、市が直接管理運営を行う。

9 シルバーハウジングに配置されているLSA(生活援助員)は、緊急時に対応できる資格を持った人を配置する。

10 市営住宅に準じて市独自で独身青年、独居老人などの住居を確保する。ワンルームマンションの借り上げなどを検討する。

(三) 市街地の水害を解消し、河川改修を促進する

1 現在、58ミリ対応の雨水整備を進めているが、進捗率は、未だ6割に満たない。近年のゲリラ豪雨による浸水被害に対応するため、さらに下水道整備を促進し、市街地の水害を軽減する。特に、枝管、樋管の整備・浚渫を急ぐ。

浸水被害の相次ぐ地域に対し、雨水流出抑制対策など新たな浸水対策を検討する。新たに申請される戸建て住宅地等の宅地開発計画においても、既存住宅地に浸水被害等の被害をもたらさないように、事業規模に応じた雨水貯留槽や貯水池等の設置を義務付ける。

2 各河川の保水・貯留機能を高めるため、既設公園、学校、公共施設などに貯留機能施設をつくることについて早

期に具体化する。開発行為に伴う提供公園の地下部分への雨水流出抑制施設の設置が可能となったことから、浸水被害の多い地域から、提供公園地下部分へ設置を進める。

3 多摩川、鶴見川の改修計画の促進を国、県へ引き続き働きかける。

(四) 道路建設費、維持補修費を生活道路優先にする

1 生活道路の維持補修費をさらに抜本的に増額し、市民からの陳情にすぐ対応できるようにする。工事発注を年間で平準化し、年度の後半に工事が集中しないようにする。

2 私道といえども、市民の道路の用に供しているのだから、私道舗装助成の市民負担をなくす。

3 私道の舗装、水道管、下水管の入れ替えは1度補助されると2度目はすべて自費となる。20年、30年前に補助してもらっていても、高齢化した地域で費用を負担するのは難しい。一定の年数のたったものは2度目であっても補助する。

4 実現が不可能になっている都市計画道路は、計画変更を行って中止する。

(五) 交通体系を住民本位に整備する

1 自治体は、高齢者、障がい者、子どもたちなどが、安心して外出できるように交通体系を整備しなければならぬ。丘陵地などにくまなくコミュニティ交通が入り、主要な幹線道路の市バスや駅に接続するなどのあり方を工夫し、市全体で総合的な交通網の整備を行う計画をつくる。

2 地下鉄事業は、市民の声をよく聞き、市の財政状況を十分に見極めながら検討していく。交通弱者のために、鉄道駅にアクセスする地域循環バス網を並行して整備する。

3 JR南武線「武蔵小杉―尻手」間の連続立体交差事業を推進する。

4 市バス事業について

① 路線の民間譲渡、営業所の民間委託など、経費の削減ばかりが先行し、市民の移動の権利と安全を保障する公共交通機関としての役割を果たしているのかが問われている。営業所を直営にし、人員を増やして、市が直接責

任を持って市バス事業を運営する。

② 委託先の民間会社も、市の職員も、運転手の賃金や運転に従事する時間などの労働条件を改善し、ゆとりを持って運転にあたることができるようにする。

③ 不採算路線であつても市民が利用している路線は廃止・縮小しない。運転手、車両を増やして、新しい路線を要望する市民の声にこたえる。

④ 市内のバス専用レーンなどを拡充し、定時運行を確保する。バス停上屋の設置は、各種条件があるとしても、年間10カ所程度というのは少なすぎる。予算の増額で箇所数を増やす。ベンチの設置数を増やすとともに、補修を定期的に行う。上屋のない停留所には、夜間の安全対策のため、照明をつける。

5 自転車等駐車場の増設を急ぐ。機械式はたいへん有効であり、利用率の悪い多層式駐輪場を改修するなど、導入数を増やす。

6 駐輪場の料金体系は、施設整備費も含んで計算することにしたことから、基本的に値上げになる。駐輪施設は都市施設であり市が設置するべきものであり、利用者に負担させるべきではない。利用者負担はこれまでの管理運営費のみに戻す。

7 コミュニティ交通の実現なしに、市内すみずみの交通不便地域の解消はありえない。各地で勉強会を始めたり、実際に試行運行、運行実験などに取り組んでいるところがあるが、共通する最大の障害は、運営費の赤字の手当てがないことである。運営費補助を創設する。

8 第三京浜野川インターチェンジ建設計画の白紙撤回を国に求める。

(六) 川崎に残る豊かな緑を守り、公園の整備を

1 これ以上の破壊を許さず、斜面緑地と丘陵部の保全をおこなう

① 「保全配慮地区における緑地保全制度の運用基準」が改定され、市民からは歓迎されている。しかし、いまだ貴重な緑地がランク分けされ、とくにBランクは、多摩川崖線軸などでなければ保全の対象にならないことから、内陸部の緑地はあいかわらず破壊されている。緑の基本計画の目標をやり上げるには、市内に残されているほとんどの樹林地を残さなければならぬくらい、すでに破壊が進んでおり、現在A、Bと指定されている樹林地は、

基本的にすべて残すよう、さらに基準を見直す。

② 「緑の条例」では、一定規模以上の建築や開発を行う事業者に対して、「自然的環境の保全への配慮」書を提出することになっているが、実質的にはAランクの緑の保全に限られ、Aランクであっても開発されてしまうことから、この制度の有効性が問われている。「緑の基本計画」では、この制度の見直しを行うとしているが、どんな事業者もかならず樹林地を保全しなければならぬ制度にする。

③ 現存する斜面緑地をすべて保全するためには、所有者が手放すときにタイミングよく買い上げることが必要であり、所有者の把握を行い、日常的な連絡を取るようにする。そのため的人员配置、予算措置を確保する。

④ 点在する遊歩道が少しずつつながっている。ひきつづき、多摩丘陵を縦断する「多摩丘陵自然遊歩道」として区を超えて一連につなげる。

⑤ 特別緑地保全地区の維持管理活動を行ったり、街路樹の手入れなどを行っている「緑の活動団体」に対する補助金は、年間数万円であり、団体が増えると減らされる。これらの団体がなければ、本市の緑地の維持活動は不可能であり、市民の活動意欲もたいへん高いことから、希望に応えられるだけの予算措置を行い、十分な活動を保障する。

⑥ 緑地保全協定による奨励金は、これまでの基準額である固定資産税と都市計画税の1.5倍に戻す。さらに保存樹林・生垣などの奨励金の増額を行う。

2 公園整備について

① 「緑の基本計画」では、これまでの基準をかえ、「子どもやお年寄りでも歩いて行ける範囲に確保する」と定め、小学校区を構成する町丁目の3分の2に整備するとされた。これにより、公園整備数は全市的には増えることになり、いっそうの促進が必要となる。各小学校単位で現状がどうなっているのかあきらかにし、候補地の情報については市民の協力を呼びかけて、市全体の取り組みで公園を整備する。横浜市のログハウスのような雨天でも子どもたちが遊べる公園を作る。

② 開発行為において、一定の基準が作られたとはいえ、いまだに基準通りの提供公園を作らず、お金で済ませる事業者が後を絶たない。提供公園は必ず作らせる。

③ 既存の公園の手入れが十分に行き届いておらず、道路公園センターへの苦情の大きな要因となっている。予算を抜本的に増やし、どこの公園でも安心して子供が遊べる公園にする。

- 3 多摩川をすべての市民のいこの場にするため、簡易型水洗トイレの設置を促進するとともに、可能などころには水洗トイレを優先して設置する。サイクリングロードを市内すべてつなげる。多摩区布田橋付近は、二カ領用水取水口に迂回路を整備すれば橋をかけなくてもつなげられる。そうした工夫を行う。
- 4 東京湾に残された貴重な多摩川河口の干潟の保全に全力をあげる。地元に限らず、全市的にも小中学校の自然観察会などを行って、川崎の子どもたちに多摩川の豊かな自然を継承する。

十、市民の命と健康を守るための環境公害対策と、自治体固有の事業として抜本的な廃棄物対策を

大気汚染の状況は、工場から自動車排出ガスへと広がり深刻な状況が続き、その結果、ぜん息で苦しむ市民が増えています。大気汚染物質もSO_x（硫黄酸化物）からNO_x（チンソ酸化物）へ、SPM（浮遊粒子状物質）、PM_{2.5}（微小粒子状物質）へと変化をしてきました。PM_{2.5}については2009年に環境基準が告示されるにいたりました。

川崎市では、大気汚染に苦しみ患者が、企業と国等を被告として大気汚染公害裁判が提訴され、1998年には判決（2次〜4次訴訟）が言い渡され、自動車排出ガスとぜん息との因果関係が明らかにされています。判決、市民の強い願いを受け、2007年1月から全市、全年齢を対象にぜん息患者やへの医療費助成制度を実施してきました。

一方、川崎市内における大気汚染被害者は、国の公害健康被害補償法認定患者は現在1609名、小児ぜん息医療費支給条例適用者9972名（平成23年5月末日）、成人ぜん息患者医療費助成条例適用者4861名で合計すると1万6442名（平成23年5月末日）名に及びます。川崎市内の公害健康被害補償法認定患者が延べ6016名の2.7倍になります。川崎市は、成人ぜん息患者医療費助成条例適用患者は毎月50名から60名増え、推計では8000人から9000人に及ぶとしています。

環境省は、平成17年度から自動車排出ガスとぜん息の因果関係を明らかにするために、「そらプロジェクト事業」を5年間に渡りして追跡調査を行いました。平成23年5月に同調査の結果報告が発表されました。同調査には本市地

域内にある小学校も協力をしたところですから報告には大変な関心を持っていました。

同調査の中心である学童コホート調査では「予め十分に精査された適切なデザインによる十分な帯小数を確保した疫学調査により収集されたデータに基づき解析した結果、EC及びNOx推計曝露量を指標とした自動車排出ガスへの曝露とぜん息発症との間に関連性が認められ」ました。国の疫学調査において因果関係が明確になったことを重く受け止め自動車排出ガスによる大気汚染公害の根絶の抜本的で有効な対策を講じることと、被害にあわれた患者への十分な対応が緊急の課題となっています。

地球温暖化対策は、人類の滅亡にかかわる重要な課題としてますます緊急性を帯びてきました。日本政府は、2020年までに1990年度比でCO₂の25%削減をかけました。政府が掲げる目標を達成させるためにも各自自治体の積極的な協力と推進が大切です。

東京電力福島第1原発の過酷事故が7ヶ月たった今も終息のめどが立たないばかりか、被害は「空間的」にどこまでも広がる危険があり、「時間的に」将来にわたって続く危険があり、「社会的に」地域社会の存続を丸ごと危険にさらすものであることが実証され今こそ原発からの速やかな撤退、自然エネルギーの本格的導入に向けて国も自治体も自然エネルギーへの転換を具体的なスケジュールを立て推進しなければなりません。

家庭系一般廃棄物の収集回数を週3回に削減した結果、収集時間が伸び、カラス被害の拡大も報告され、収集員の労働強化と交通事故の増大につながる問題も指摘されています。

一般廃棄物処理事業は自治体が責任を持つべきであり、コスト削減のみを理由にした削減はすべきではありません。

1 被害者救済施策の強化について

① 「川崎市成人ぜん息患者医療費助成条例」は、その目的を「アレルギー対策」としてのみ位置づけているが、川崎大気汚染公害訴訟判決に基づき、また、「そらプロジェクト事業」の結果を踏まえて大気汚染被害者の救済制度を改善・充実を図ること。公費健康被害補償法に準ずる制度として内容を充実させる。

患者一割負担を廃止し、助成対象疾病に「慢性気管支炎」「肺炎腫」を追加する。助成する医療範囲レントゲン等の拡充をはかる。居住要件を来年一月から「3年以上」から「1年以上」に短縮する予定だが、確実に実施する。条例等を申請する際の患者負担軽減（住民票等の確認の工夫）を図る。市外医療機関における治療についても、助成対象とする。さらに、生活補償費を新設など内容を拡充する。

- ② 制度活用を推進するために、市民への広報を強化する。
 - ③ 条例患者に対して、通院バス券を発行する。
 - ④ PM_{2.5}を新たな指標とする新たな公害健康被害補償法を創設し、被害者救済をおこなうよう国に働きかける。来年度中に確実に設置する。
 - ⑤ 児童、生徒の健康影響調査について実施内容の充実をはかる。
 - ⑥ 国に向けて「新たな大気汚染被害者救済制度」を創設するよう働きかける。
- 2 よりよい環境を目指すため、実態把握とその対策の強化について
- ① 二酸化窒素（NO₂）環境目標値0・02ppmの達成こそ、深刻な大気汚染の解決にとって大切である。規制緩和された環境基準（0・04ppm、0・06ppm）ではなく、川崎市が環境目標値として掲げている0・02ppmをいつまでに達成するのか、具体的な計画を示す。
 - ② 自動車排出ガス測定局を増設し、市内全域のNO₂の実態を把握し、その対策を講じる。また、監視体制強化について関係機関に働きかける。
 - ③ PM_{2.5}（微小粒子状物質）の環境基準が告示され、3年以内にすべての測定局に設置されることが義務付けられている。来年度中に確実に設置する。
 - ④ 「そらプロジェクト事業」が終了したことに際し、使用している機材を国設として残すことを、国に要望する。
 - ⑤ 県はやらないといっているので川崎市独自にNOx・PM法で対策重点地区（当面、池上、遠藤町、二子各自排局）として指定し、被害者かつ住民代表を参加させ地域対策協議会設置を設置する。
- 3 住民参画による公害根絶、環境保全監視体制について
- ① 環境影響評価審議会委員の人員を増やし、被害者、住民団体として継続的に環境保全に取り組んでいる団体の代表の参加を保障する。
 - ② 市民の自主測定運動を引き続き奨励援助する。
- 4 地球温暖化への自治体としての緊急対策について
- ① 川崎市独自にCO₂削減目標を定め、対策を強化する。特にCO₂を大量に排出する電力、鉄鋼関係等の大企業に対して罰則を設けた規制と、自動車走行規制を含め抜本的な対策を図る。企業の排出規制を強める。
 - ② 他都市の経験を踏まえ（横浜市など）、事業所ごとのCO₂排出量を公表する。

- ③ 自動車排気ガス対策として国道1号線の川崎市域は沿道対策として歩道を拡幅する。
- 5 原子力発電に頼らないで自然エネルギー政策への転換を
 - ① 住宅用太陽光発電を短期間に大量に普及するため設置件数と補助率を大幅に増やす。
 - ② すべての公共施設に太陽光発電を設置し学校教育の中で自然エネルギーの重要性を教えると同時に体験教育を進める。
 - ③ 風力、太陽光、太陽熱、バイオマス、小型の水力、地熱利用など自然エネルギーの活用への支援策を強める。
- 6 資源循環型社会へ向け、市民の合意と納得をえて分別リサイクルで、ごみを減らす。
 - ① 家庭系一般廃棄物の収集は無料、直営を貫く。
 - ② 廃プラスチック容器・包装ごみの分別収集の全市実施を急ぐ。
 - ③ デパート、スーパー等の過剰包装の自粛の要請を引き続き強め、実効をあげる。
 - ④ 事業者が製造・利用・販売した全量を回収・再資源化し、その費用を負担するという「拡大生産者責任」の導入を国に求める。
 - ⑤ 市外業者に委託している粗大ごみ収集を、市内に、本社または主な事業所を有する業者に限る。
 - ⑥ 3 処理場体制に移行後も温水プールなど市民サービス施設は継続する。

十一、市民・地域にねづいた豊かな文化・スポーツ政策を

芸術・文化は心豊かな生活と社会の活力のために必要不可欠です。ところが、長引く不況や国民の鑑賞機会の減少で、芸術・文化団体の公演、上演にも深刻な影響が出ています。文化活動を取りまく環境も悪化しています。子どもたちの健全な成長を保証していくためにも、人々の自由で豊かな発展のためにも、芸術・文化が果たす役割には大きなものがあります。文化芸術振興基本法は、文化を自由に作り楽しむのは国民の権利であり、それを保障することは国・地方自治体の責務としています。芸術・文化活動が直面する要望を支援し、文化の自由を守り、多面的な発展を支えることが求められます。川崎市においては、川崎文化芸術振興計画（2008年～2013年）が策定され5年目（後半期）を迎えるにあたり、文化施策について、検証が求められます。

市民が文化に接し、参加していくうえで、必要とされる芸術文化施設の設置は不十分です。身近に利用できる施設の、整備拡充が求められています。また、芸術文化施設の低料金化と上演目にあわせた利用時間の設定は、利用者の切実な要求であり、地域文化の活性化にとって欠かせません。また、文化活動を支える人や担う人の育成や支援に努めることが必要です。

とりわけ、子育て世代が増えている川崎市にとって、次の時代をになう子どもたちが健やかに成長し、明日への希望と夢をもてるようにするのは、社会全体の責任です。子どもたちを社会的退廃からまもるために、暴力的・退廃的文化を社会の自主的な規律で克服することが大事です。同時に、子どもたちがゆたかな人間性を育むうえで、すぐれた文化を提供することは、大きな意味をもちます。子どもの権利条約の第31条がうたう「文化的権利」の具体化と実施が求められています。この実現を阻んでいる経済的障害をなくすため、子どものための芸術文化活動をすすめる文化団体への運営助成の拡充などが必要です。また、学校教育の抜本的改革の柱の一つとして、文化・芸術に親しみ、その感受性をやしなう情操教育をすすめることを重視しなければなりません。そのなかで、学校における芸術文化鑑賞活動の位置づけを明確にし、大阪市や名古屋市のように学校運営費などによる学校公演、上映活動への助成を強めることは大切です。

また、豊かな老後を保障するうえでも文化の果たす役割は重要です。高齢者や障害者の自主的文化活動がすすめられるよう、地域で指導者、施設、資材などに関して公的機関が一定の援助をおこなうことが必要です。

スポーツは、人間がより人間らしく発達するために、また、生活をより豊かに向上させるために、人類が生み出したかけがえのない文化です。個人レベルでは、健康と楽しみをもたらし、技術の習得と能力の発揮による自己表現、達成感、そして他者との交流連帯を作り出します。

(仮称) スポーツ振興基本計画を策定するにあたり、市民のスポーツ振興の基本として、青少年から中高年まで、いつでもどこでもだれもがスポーツできる権利を保障するための身近な環境整備、運動広場の増設が不可欠です。それらを拡充するためのきめ細かな実態調査、満足度調査などを実施していくことが求められます。自治体の役割として、スポーツに親しむ諸条件を整えていくことが求められます。

(二) 川崎文化芸術振興計画を検証し、市民が主体の文化芸術活動を推進する。

- 1 文化予算を抜本的にふやし、毎年、要望が強いにもかかわらず、減額されている芸術創造団体や演劇集団にたいする団体活動費助成制度の拡充を図る。高価な楽器や道具などの購入資金及び維持整備のための補助を行うとともに、融資制度を新設する。
 - 2 青少年を対象とする文化団体や、青少年舞台芸術活動は、引き続き市内の青少年文化団体主体で運営し予算を増額する。
 - 3 学校教育の柱の1つとして、文化・芸術に親しみ、その感受性をやしなう情操教育をすすめることを重視し、川崎市が芸術文化鑑賞活動として位置づけ学校運営費などによる学校公演、上演活動の助成制度を創設する。
 - 4 人材発掘・育成の立場から川崎文化大使など市民レベルから選出し、文化大使としての活動の場をつくる。
- (二) 豊かな市民文化をはぐくむ、使いやすい文化施設を身近なところに

- 1 地域のコミュニティを充実させるため、生田、小田、玉川、上小田中地域をはじめ中学校区ごとに整備計画をたてて、生涯学習活動と市民活動の拠点施設を建設する。
- 2 人口が急増し、施設を利用したくても利用できないという人たちが増えている。多くの市民が活動できるよう改善する。
- 3 市民の教育・文化活動を支援する立場から、市内の文化・教育団体、グループの利用については、教育文化会館・市民館ホールの利用料のさらなる軽減措置を行う。
- 4 「ミューザかわさき」は、市内の音楽団体の発表の場を保障することや、市民がよい音楽に気軽に親しめる工夫を保障する運営方針を堅持する。そのための助成が必要であれば、市民の文化活動助成として手当てする。
- ① 手抜き工事による人災といっても過言ではない天井落下事故について、事業者に対し、損害賠償を求めめる。
- ② 天井部分以外の資料も取り寄せ、徹底的な点検を行う。
- 5 「ラゾーナ川崎プラザソル」は、市民文化育成の目的をはたすことができるように、運営団体に補助を行い、利用料を大幅に下げる。
- 6 「アートセンター」は、市民が芸術文化を発信し、創造するという基本理念を実現するものにする。管理、運営、企画を市民参加で行う。

- 7 絵画、写真など美術活動の発表の場が少なく、市民館の申し込みは、2年から3年待ちになっている。駅前ギャラリー、空き店舗などを借り上げ、市民館なみの使用料で開放する。
- 8 防音装置のあるスタジオを全区につくり、若者が回りに気兼ねすることなく音楽活動をできるようにする。
- 9 安い利用料で何日も芝居の稽古や、創作活動に使える「芸術の家」を、空き工場や大きな空き店舗を活用してつくる。

(三) 中央図書館を含む市立図書館の整備を

- 1 中原図書館は、市民の知的財産を守り集約させる中央図書館として、位置づけ再整備する。(再掲)
- 2 2012年度末に閉館予定の新中原図書館のみならず、各開館時間を9時から19時に延長する。(再掲)
- 3 各区図書館の職員が一部民間委託になっている。図書館法の精神にてらし、書架整理や貸し出しなどは、図書館機能の後退につながるものであり、民間委託をやめる。(再掲)
- 4 各区図書館に専属の図書館司書を配置する。その際、他の業務と兼任させない。(再掲)
- 5 ブランクエリアの解消に努めるとともに、移動図書館の充実をはかる。(再掲)
- 6 市民館・図書館分館をつくる。(再掲)

(四) 地域の文化・歴史的遺産などを保全し、将来に受け継ぐ

- 1 文化財保護条例を改正し、歴史的な遺構や文化景観などの保存整備計画を作って、大山街道、円筒分水、二ヶ領用水、など、市内の歴史的風土・建築物・町並みや街道を保存する。文化財保護のための補助金を抜本的に増額する。文化財保護費は、保護対象が決まってから予算をつけるやり方を改め、文化財調査員の増員で、保護対象を増やして調査・研究をすすめるとともに文化財保護にむけて実効ある施策を推進する。国に対し、文化財保護に関する財源の拡充を求める。(再掲)
- 2 戦争遺跡を活用した「明治大学旧陸軍登戸研究所資料館」を本市の平和教育に活用する。また、その存在を市民に広報するとともに、全国に発信する。

- 3 川崎市は、奈良時代の武蔵国橘樹郡衙をはじめ、千年伊勢山台周辺から影向寺にいたる大規模な歴史的埋蔵文化財を保存し活用していくことは重要な意義ある事業と、認めている。影向寺から遺跡全体を市民が安全に見学できるように歴史公園として整備、交通環境を整える。(再掲)
- 4 郷土芸能などの無形文化財を守り、引き続き保存会を全面的に助成し、継承させる。また、おはやしなど、郷土芸能の復活にも力を入れ支援する。(再掲)
- 5 岡本太郎美術館、民家園などは、博物館、美術館としての機能を堅持しながら、市民に開かれたものにするため、市民が中心になって開くイベントの充実をはかる。(再掲)

(五) 市民の健康と青少年の育成のために、スポーツ施設の充実をはかる

- 1 川崎市スポーツ推進計画を策定するにあたり、市民意識調査をおこなうとのことだが、だれもがスポーツをする権利を保障するために身近な環境の整備、運動広場の増設は不可欠である。拡充するための、実態調査、満足度調査など、日常的にスポーツをしていないという市民も対象にして、きめ細かな調査を実施する。
- 2 市民が活動するスポーツ団体には、使用料金を減額し借りやすくする。学校法人の使用には減額措置を引き続き行う。
- 3 私立学校や企業所有のグラウンド・体育館などを市民開放できるように申し入れをおこなう。市民開放の日を設けた際、市の斡旋で貸し出すなども検討する。
- 4 スポーツができる、ボールが使える公園、広場等を整備拡充する。
- 5 一般市民が使えるサッカー場、パークボール場、フットサルの競技場及び練習場、を建設する。少年サッカー専用グラウンドを整備する。
- 6 閉校した県立職業技術校のグラウンドを利用して少年サッカー・少年野球チームの練習場を確保する。また、暫定利用できるように県に申し入れをする。
- 7 向ヶ丘遊園跡地、多摩川河川敷、東扇島、等々力緑地などにスケートボードができる広場を整備する。その際、計画段階から利用者などの参加を保障し、利用者の声を十分に反映させたものにする。
- 8 小学校のプールの開放校を増やし、利用しやすいように改善する。

- 9 等々力フィッシングセンターを4月～6月・9月～10月の期間について、土・日だけでなく平日も朝6時から営業する。
- 10 野球やサッカーなど利用している多摩川河川敷のグラウンド、マラソンコースの整備を定期的に行い、水洗トイレまたは、簡易水洗トイレの設置について実態をつかんですすめる。
- 11 スポーツ施設の拡充と整備について、指定管理者制度を含め市民本位の公的施設として利用できるように市民の要求を入れて実現する。
- 12 学校開放で利用する場合、有料化はしない。
- 13 等々力緑地のプールはひきつづき存続させる。
- 14 川崎南部にプレイパークを作る。

十二、女性の地位向上と社会参加の向上を

第三次男女共同参画基本計画が2010年12月に閣議決定されました。基本計画は、男女共同参画基本法にもとづき、2000年に策定されて以来5年ごとに改定され、第三次計画は2015年度末までに実施する具体的施策とともに2020年までの長期的政策の方向性をも示す内容とされています。今計画は、バックラッシュ攻勢によって第一次計画から大幅に後退した第二次計画からみると、「男女共同参画社会の実現により目指すべき社会」に「男女平等」「人権尊重」が明記されるなどは一定の前進がみられます。雇用の分野では、「同一価値労働同一賃金」に向けての取り組みが初めて明記されました。非正規雇用については、有期雇用・派遣労働などを「多様でかつ柔軟な働き方」と評価し、均等待遇については「均等・均衡待遇の推進」にとどまり、仕事と生活の調和については「子ども・子育てビジョン」にもとづく多様な保育サービスを提唱していますが、公的措置による対応には触れていません。今後、地方自治体でも第三次計画に沿った見直しが行われることとなりますが、「地域主権改革」の一環として、DV法と男女共同参画社会基本法については基本計画策定の義務付けを廃止しようという重大な動きもあり、注意が必要です。

第二期川崎市男女平等推進行動計画の着実な実行にあたり、第一期行動計画で未達成のものについては早期実現をはかり、さらに地域社会の変化に対応した取り組みの推進が急がれます。あらゆる男女平等・共同参画への歪曲やジェ

ンダーバックラッシュの動きを看過することなく、憲法24条にもとづく男女平等の立場を堅持し、男女共同参画社会基本法の精神にもとづく実効性のある施策を進めること。国連女性差別撤廃委員会の勧告を生かし、あらゆる分野の政策決定の場に、女性が積極的に参画できる施策の推進が必要だ。

雇用については、「男は仕事と残業」「女は家庭とパート」という性別役割分業の強制に加えて、1990年代以降には非正規雇用の拡大による総額人件費削減という動きが重ねあわされています。その結果、働く女性の半数以上（10年で53・8%）が、低賃金で身分の不安定な非正規雇用に追い込まれています。男性にも非正規雇用は増えていますが、男女の割合をみるとおよそ7割を女性が占めているのが現状です（10年女性69・3%）。そのため、パートを含む男女の賃金格差は、依然として大きく、男性を100とした時、女性はおよそ半分の51・3（2009年）にとどまっています。シングルマザーの極端な貧困に象徴される「女性の貧困」は、こうした賃金格差の結果であり、生活を男性パートナーに頼らなくてはならない女性の家庭での弱い立場（時には家庭内暴力にも耐えなくてはならない）や、職場で女性をセクハラやパワハラの対象とさせる可能性も、そこから広く生み出されています。男性が早く家に帰れるようにすることも含めて、男女共通の労働時間短縮は、女性が、正規雇用でしっかり働けるようにするために、どうしても必要な課題となっています。女性がいきいきと働くことのできる社会は、企業や経済を活性化させ、男性の雇用や労働条件を改善し、税収増をつうじてお年寄りや子どもたちの福祉にも新たなメリットを生み出していく。女性の地位の改善が社会全体の利益につながるという議論の組み立ても必要です。

女性であるがゆえのさまざまな問題が深刻化しています。暴力から女性の人権を守るため、DV法、ストーカー法などにもとづき、被害者の保護、自立支援の充実、被害者の安全と安心の確保、生活再建などのとりくみの強化、また、加害者の厚生対策の確立、DV家庭の子どもへのケアを関ることが必要です。

格差と貧困拡大のなかで「安心して子育てできる社会環境をつくり、経済的保障の充実をはかる」ことが切実に求められます。

真の「ワークライフ・バランス」施策の完全な実現をめざして、男女ともに仕事と生活を両立できるよう、労働時間の短縮、不払い残業の根絶、母性保護の拡充、育児・介護休業制度の周知徹底と育児介護休業の取得しやすい環境整備の拡充など、人間らしく働くルールを作ることが必要です。また、妊娠・出産にかかる費用負担の軽減が求められます。子どもが安心して暮らし、学び、成長するためには、父母が心身ともにゆとりのある子育てをする環境が必要です。とりわけ女性の労働条件や子育て環境の改善が最も効果があります。

- 1、真の男女平等のために
 - ① 教育現場での男女平等、女性の人権尊重、女性の地位向上をすすめる教育を今後も重視する。
 - ② 審議会の女性委員、及び市職員における女性の管理職の比率を引き続き高める。
- 2、女性の雇用条件改善のために
 - ① リストラが横行し、パート、派遣労働など、非正規雇用が増大している。その多くを女性がしめているなかで、低賃金、母性を無視した長時間労働などが横行している。労働法令を遵守して安心して働くことができるよう、つよく企業を指導する。
 - ② 育児休業制度が「労働者の権利として確保」できるようにすべての企業に適用させ、賃金保障、期間の延長などの内容充実を指導し、啓発し男女ともに働き続けられるための条件整備を行う。
 - ③ 介護休暇・休業制度については、最低一年間の休業、回数及び対象の拡大、賃金保障などを国に働きかける。
- 3、DV被害者などの保護対策強化
 - ① 区役所の母子相談員の体制を強化し、母子福祉センターとの連携を密にする。
 - ② DV被害者の実態調査を経年的に行い、実態を正確に把握し、さらなる対応の強化をはかる。
 - ③ 被害者救済のためのシェルターのさらなる増設と民間シェルターの運営費補助金のさらなる拡充を行う。
 - ④ ヒルズ末長は老朽化しており、その維持もたいへんになっていることから改築するとともに、母子生活支援施設を増設し、子育てが困難な母子家庭の援助をいっそうきめ細やかに行う。
 - ⑤ さまざまな事情により、自立して生活することが困難な女性が生活自立や社会自立できるよう支援する「女性自立支援センター」を設置する。
 - ⑥ DV被害者の自立支援のため、各区の女性相談員を正規職員とする。

十三、青年の願いにこたえる施策の充実を

いま、多くの青年を襲っている現実の生活苦は、日本社会として一刻も放置することが許されない深刻なものです。

青年の職場では派遣・請負・期間社員などの「使い捨て」労働、長時間過密労働と重いストレスのもとにおかれています。川崎市内では、非正規雇用が31・3%（2007年）と10年前より10ポイントも近く増大しています。とくに若者の二人に一人が非正規労働で、安定した収入が得られず、家庭をもつて子どもを産み育てることさえできなくなっています。

雇用情勢の悪化は、学生・高校生に「氷河期の再来」という深刻な就職難をもたらし、就職を希望する若者たちを苦しめています。大学生は就職活動におわれ、学業に専念できる実態がありません。厚生労働省が調査した、2011年3月に大学を卒業した学生の就職率は、短期大学（女子のみ）では、前年同時期比4・3ポイント減の84・1%。大学では0・8ポイント減で91・0%と過去最低となりました。2011年の今春、4年生大学を卒業した学生のうち、進路が決まらなかった人が、19・4%の10万7134人（文科科学省調査）と、2年続けて10万人を上回り、そのうちパートやアルバイト、1年以内の有期雇用など一時的な仕事に就いた人は、1万9146人、アルバイトもしていない人は8万7988人です。今春に高校や大学など卒業した人で就職の内定を取り消されたのは、全国で556人（厚生労働省調査・2011年7月現在）に上り、東日本大震災の影響で前年同期の3・4倍に拡大しました。震災を理由に内定を取り消されたのは全体の8割近くを占めています。

川崎の市立高校生の就職内定率は、今年3月末で、全日制91・6%と全国平均を若干上回ったものの、2年前に比べ就職希望者が100名近く減少し卒業後の進路先の把握と対策が必要です。パート・アルバイトなど非正規で仕事を繰り返せば、正規職員として職を得ることがますます条件が厳しくなるのが実態です。

また、経済状況の悪化が家庭を直撃し、奨学金を受ける学生・生徒が増えています。また、高すぎる学費負担によって、進学をあきらめざるをえない若者が増えているなど、夢と希望を奪う実態も広がっています。

市内7000名の若年無業者への支援も求められています。

家庭の貧困、学校での過度の競争とふりわけの教育、正規で就職できない現実や職場でのモノあつかいの「使い捨て」労働のもとで、少くない若者が「努力がたりない」と自分を責めたり、「この社会に自分の居場所があるんだろうか」と「生きづらさ」を感じ、自分の願いも将来への展望も見いだせず、あきらめ苦しんでいます。生活苦の責任を「自己責任」であるかのような風潮がつくりだされてきましたが、これは政治や社会の責任であり、青年に責任をおしつけることがあってはなりません。

青少年が、人間らしく生きていくための環境整備や施策を促進していくことが求められます。

(二) 青年の雇用対策を緊急的に取り組む

- 1 青年の雇用拡大の1つとして川崎市の職員を増員する。特に不足をしている教員、消防士、保育士や介護職などに携わる福祉関係職員など増強する。
- 2 川崎市内の大企業に、新規採用を増やしていくように申し入れる。
- 3 市内大企業に対し、青年労働者の積極的雇用を強く求めると同時に、違法な派遣切りや、不当な解雇を是正させるように申し入れをする。
- 4 就職を希望している市立中学・高校卒業生の就職の実態を把握し、内定取り消しや入職練り下げなどおきることがないように企業に申し入れる。
- 5 市内高校卒業生の就職援助を強化する。すべての就職希望者が就職できるように市内中小企業を訪問し、求人開拓をして雇用確保する。また、市立中学、高校での進路指導において、職業指導を充実させ、就職を専門的に行うことができる就職支援相談員など体制をはかる。
- 6 合同就職説明会の回数を増やし充実させ、企業とのマッチングを推進する。
- 7 国がすすめている市内企業が学校に出向いて事業内容を説明し職に結び付けるパイロット事業を市独自で実施する。
- 8 新卒未就職者等就業支援事業を市独自でも拡大し実施する。
- 9 就職できなかった市内高校卒業生について、就職相談や職業訓練の場などの支援を行う。
- 10 職業訓練の場をつくることを県に申し入れるとともに、市独自でも設置する。
- 11 「就職準備セミナー」及び「無料職業紹介」の相談窓口体制を充実させる。実態に合わせて職業訓練場を設置し、就業できる条件を広げる。
- 12 青年労働者の実態調査を実施し公表する。
- 13 青年労働者の労働相談窓口を強化し、青年労働者の労働環境の改善に努める。
- 14 青年の求職状況調査及び、新規雇用実態調査にもとづき、具体的な対策を講じる。青年の就職活動に対する支援を抜本的に強化し、広報活動を強化する。

15 公の期間が関与する正規雇用の橋渡しとなる国のトライアル事業を、新卒者以外にも対象を広げ、市の制度としてたちあげる。

(二) 自立を支援し、青年の権利と雇用を守る

- 1 18才選挙権の早期確立を「市議会決議」の主旨を踏まえ、川崎市としてひきつづき国に働きかける。
- 2 市独自で実施した大学生の奨学金制度を短大や専門学校、高校にも拡大する。
- 3 「働く権利」や「労働条件」などが理解しやすい青年向けの「労働手帳（パンフレット）」を市独自で作成し、市立中学、高校の全生徒に普及し活用し、授業の中でも取り入れる。
- 4 新卒で就職が出来なかった青年や離職した青年などに、自立して生活できる生活資金制度をつくる。
- 5 ファミリー向け家賃補助制度を利用しやすいものに見直し、対象枠を拡大する。
- 6 収入の少ない単身青年労働者に家賃補助制度をつくる。
- 7 青年労働者の雇用上の権利を確立するため、使用者との雇用契約が書面によりきちんと交わされるよう、市内企業への申し入れや実態調査を実施し徹底指導する。
- 8 不当労働行為から青年労働者を守るようPRを徹底し、街頭やインターネットを利用した労働問題の相談ができるように相談活動を強化する。とりわけ、利用者が増えている街頭での労働相談は、回数や場所を増やす。
- 9 「若年者のキャリアアカウンティング」の、若者の生活実態に合わせた場所・時間帯に相談窓口を増やしカウンセリングの充実をはかる。
- 10 日雇い派遣など仕事をしていても、まともな賃金がもらえず生活支援を必要とする若者が気軽に相談できる窓口を各行政区に設置する。

(三) 自主的活動を支援する

- 1 バンド演奏や多様なパフォーマンスなどが可能なライブスタジオと練習場を全区で設置する。
- 2 青年の自主的な文化・芸術、スポーツ活動に対し、施設使用料の減額など助成を行なう。低廉で、夜間・早朝な

- どいつでも使える、文化、芸術活動を支援する拠点施設を各行政区に整備する。
- 3 商店街の空き店舗などを活用し、青少年の文化芸術活動の拠点として整備する。
 - 4 各種の青年団体の平和イベントに対する補助金の増額をはかる。
 - 5 スケートボード、BMXなど、安心して練習できる施設を計画しつくる。

十四、「核兵器廃絶」の機運を高め、平和を守る取り組みを強める

2011年は、本市の掲げる「核兵器廃絶平和都市宣言」の理念が、国際社会の大きな動きとなった年でした。昨年5月に行われた核不拡散条約（NPT）再検討会議では、「核兵器のない世界の平和と安全を達成」することを一致して「決意」し、核兵器保有国が「自国の核兵器の完全廃絶」を実行すべきことを確認しました。また、被爆66年を迎えた8月6日の広島市主催の平和記念式典には、原爆投下国の米国からはじめてズムワルト主席公使が出席し、過去最多の44カ国の代表が参加しました。松井広島市長は「2020年までに核兵器廃絶を目指し平和市長会議の輪を広げる」と述べました。8月9日長崎市長は平和宣言で核兵器の非人道性を強調し、原発について「再生可能なエネルギーの開発を進めることが必要」と訴えていました。川崎市長も参加する「平和市長会議」は10月1日現在、全国の1056自治体にまで加盟が広がっていることも、核廃絶にたいする国際的機運の高まりを反映しています。

しかし、菅首相が6日の広島「平和式典」で「究極的な核廃絶」を主張したことは核兵器廃絶の課題を永久に棚上げするもので、国際世論と国民の期待を裏切る姿勢を示したことは重大です。

「核兵器廃絶平和都市宣言」を全国に先駆けて作った川崎市として、「核兵器廃絶」を一日も早く実現するために、力を尽くすことは当然です。国内外の世論に訴えるとともに、二度と戦争の惨禍を引き起こさないためにも、平和施策の一層の充実が求められています。

また、2011年は、米軍基地問題が国民的な争点として浮かび上がったことも、特筆すべきことでした。沖縄県民の「県内移設は認められない」という総意を踏みにじり、政府が「日米合意」を行ったことは、沖縄県民のみならず、国民の大きな怒りを引き起こしました。さらに、構造に重大欠陥をもち墜落事故を繰り返している垂直離着機M V 22普天間基地配備にも沖縄県民の怒りと抗議行動は大きく広がっています。

阿部市長はこれまで、自衛隊による川崎音楽まつりを後援しながら、市民の平和事業に対しては、「憲法9条の改悪に反対」とのアピールが、「行政の中立性を欠く」として、事業への後援を拒否する（2007年）など、平和問題に対する姿勢には多くの問題がありました。

議会においても、市民の平和活動に対し敵対的な発言や平和施策への批判などが公然と行われているのも、見過ごすことはできません。

こうした中で、戦争被害の事実を後世に伝え、市民が平和について考える機会を保障してゆくことの意義はますます高まっています。平和事業の充実や戦争遺跡の保存など、本市の平和施策をより一層推進してゆくことが求められています。

1 「平和市長会議」の参加を機会に、広島市・長崎市などとの交流を深め、「核兵器廃絶」を求める具体的な行動計画を作る。

2 平和事業を市民参加で進めるために、「(仮称)平和推進委員会」を立ち上げ、施策の充実を図る。

3 非核3原則(核兵器を作らず、持たず、持ち込ませず)を法制化するよう、国に求める。

4 「核兵器廃絶平和都市宣言」の普及に努める。学校で掲示していないところでは、掲示するようにする。

5 市内に残る戦争遺跡等を活用した「平和教育」「平和学習」の推進を図る。

① かわさき平和ノートは01年度以降改訂されていないが、改訂を行い新しい世界情勢に合わせたものにする。

② 子どもの平和学習を進めるために、引き続き「平和大使」の助成を行う。

③ 「平和教育」の推進を図るために、市内の小中学校を対象にした「反核・平和作文コンクール」を再開する。

④ 市民の平和活動を支援する「平和推進事業補助金制度」の各企画に対する補助金を増額する。

⑤ 市民の平和学習を保障し、企画などへの後援や公共施設の利用を推進する。

⑥ 巡回平和展は、地域のボランティアの協力を得るなど、創意工夫で体制を充実し、南部・北部の2か所だけでなく、箇所数を増やす。

6 「平和館」事業の充実を図る。

① 「平和館」の運営費は、年々下がり続け、2011年度の予算は、前年度よりさらに少ない約6000万円と、10年前と比較して6割程度の予算となっている。平和推進事業費は同比較で3割程度、展示企画事業費も3割弱

となっており、予算の削減が著しい。平和事業の重要性を考え、予算の大幅なアップを行う。

- ② 川崎平和館の「活性化に向けた事業の見直し」に当たっては、専門家とともに市民参加で行い、平和館のより積極的な活用を検討し、計画に反映させる。

- ③ 平和館が米軍基地跡地に建設された経過など、平和館の由来もパンフレットや館内表示をするなど市民に知らせる。

- ④ 平和問題の研究・調査に当たっては、現在の嘱託の専門職員をはじめ、学問・実践に秀でた専門家の協力を得るなど、チームで調査研究を進める。また、それにふさわしい予算を措置する。

- ⑤ 「川崎と戦争」（川崎の軍需産業、朝鮮人連行、旧登戸研究所など）の調査を引き続きすすめるとともに、その成果を展示など市民に公表する。

- ⑥ 平和館の展示内容を子どもにもわかりやすくするため、引き続き教育関係者、来館した子どもの感想などを参考にしながら、内容の充実を図る。また、学校教育の一環として利用できるよう、教育委員会と連携する。

- ⑦ 平和館の図書機能は、基本構想通り十万冊を確保する。
- ⑧ 平和館のホームページを、資料の紹介や来館者の感想などを紹介するなど、充実する。

7 憲法を遵守し、戦争の協力は行わない。

- ① 憲法の平和原則を遵守する立場を堅持し、あらゆる戦争・テロ行為に対し反対し、「有事法制関連7法」を発動させないために、自治体としての一切の協力を拒否する。

- ② 国民保護計画は撤回する。

- ③ 「東京湾非核宣言」を関係自治体にも働きかけ、その実現を目指す。まず、川崎港の「非核宣言」を率先して行う。

- ④ 自衛隊の海外派兵に反対する。PKOへの市職員の協力は行わない。

- ⑤ 米軍及び自衛隊の音楽祭の後援は行わない。この音楽祭への小・中・高校生の出演は行わない。

- ⑥ 自衛官の募集業務は、中止する。

- ⑦ 退職した自衛官の役職者採用は中止する。

- ⑧ 中・高校生の自衛隊勧誘は行わない。また、学校への自衛官募集のポスターの掲示も行わない。

8

戦争の記録を保存し、平和学習を促進する。

- ① 文化庁も重要と認める全国50の戦争遺跡に選ばれている「旧陸軍登戸研究所」について、市の文化財として位

置づける。明治大学が整備した「資料館」への財政的支援を行う。文化庁の調査結果が発表になった時には、パンフレットの作成など、その結果を広く市民に知らせる。市内にある旧日本軍の壕や施設などを調査し、同様に保全に努める。生田緑地内や周辺の壕の調査を進め調査・保存に努める。

② 「明治大学平和教育登戸研究所資料館」や市内戦争遺跡を平和教育の大切な資源としてとらえ、教育委員会とも連携して、学校教育のなかに生かす。教職員にその内容など周知する。

③ 戦争に関する証言・資料収集などを引き続き行う。証言映像など制作された資料を各図書館に置くなど、市民が気軽に活用できるようにする。

④ 日本の侵略戦争の実相、他民族に与えた被害、朝鮮人強制連行、強制労働、旧日本軍「慰安婦」の実態など、市としても積極的に掘り起こし、市民に知らせる。

9 「原爆被爆者援護条例」を制定し援護事業を充実させる。

2003年4月に原爆症認定制度の抜本的改善を求めて提訴した裁判は6年以上に及び、これまで21の判決が出されたが、すべて原告側が勝訴している。その間、2度にわたり認定審査方針の見直しを行わせたが、被爆の実態にも司法の判断にも、みあったものになっていない。被爆者の健康被害と生活難の対策をより充実させる。

十五、主権者市民が真に主役として参加し、意見表明できる民主的な仕組み・市政運営を

2011～2013年度を計画期間とする第3期実行計画が策定されました。その基本的な視点として、①引き続き見込まれる人口増など環境変化への的確な対応、②中長期的なまちづくりの方向性を踏まえた取組の推進、③成長戦略を踏まえた取組の推進、④地域特性・課題に応じた取組の推進をあげています。とりわけ国の成長戦略にもとづき羽田空港との近接性を強調しながら、既存産業の高度化・高付加価値化や研究開発機能や環境・ライフサイエンス分野など先端産業の集積・創出、陸海空の交通結節点機能を生かした物流拠点形成、環境技術の移転を通じた国際貢献などを推進するとともに、土地利用の誘導を図るなど、戦略的マネジメントの展開により、持続的な発展を促進し、

これらを支える基盤施設整備を進め我が国を代表する国際競争拠点にふさわしい活力ある地域の形成を促進するとしています。こうした流れは、国際コンテナ戦略港湾など臨海部を中心に大規模開発を集中する動きとも重なって、「自助・共助・公助」といいながら、「公助」の部分を狭め、自治体の果たすべき役割を補完的・限定的なものに縮小し、事実上自治体の責務を放棄する方向を強めています。

いっぽうで2004年に制定された「自治基本条例」は、「行政と市民とのパートナーシップに基づく協働」を強調していますが、市民を主権者として位置づけなければかりか、市民の権利が具体的に明記されず、「市民の責務」は強調するという、「市の最高法規」というにはあまりにも問題のある条例となっており、ここに、川崎市が自治体としての役割を放棄し市民に責任を押し付けるという姿勢が如実に現れています。

さらに、2008年に制定した「住民投票条例」は、市長裁量が大幅に認められ、住民発議はほとんどできない仕組みになっており、主権者である住民の権利行使を保障するという観点はまったくありません。発議できる項目も、議会の論議のなかで「すでに市長や議会が意思決定している事項については対象にならない」と、市長が意思決定していない、つまり施策として形になっていないものしか投票の対象にならないということがあきらかになりました。

また、パブリックコメント制度は、「政策形成過程における市民の市政への参加の促進および行政運営の透明性の向上」が目的とされていますが、実態として出された意見そのものを市政に反映されていません。とりわけ、総合計画や実行計画と反する意見は、どんなに数が多くても「聞き置く」だけで、まったく取り入れられません。川崎市地区まちづくり育成条例についても、以下のような問題点を指摘せざるを得ません。

第一に、「市民」の定義に主権者である市民だけでなく、営利を目的とする事業者も入れていることです。

市民がまちづくりに問題意識を持ち課題解決に動き出すのは、多くの場合、突然マンションが目の前に建つなど、事業者との間にトラブルが発生したときです。ところが条例では、「市民等」や「地区住民等」の定義に、法人などの事業者も含めており、しかも、「市民等は」「地区まちづくりが円滑に推進されるよう相互に協力しなければならない」とされています。これでは、事業者との間にトラブルが発生したときの解決どころか、事業者との協力を強要され、事実上、市民運動が大きな制約をうけることとなります。

第二に、地区まちづくりを行うことを目的とする市民等の団体が、「地区まちづくりグループ」として市長の登録を受ける時も、「地区まちづくり組織」として市長の認定を受ける時も、「地区まちづくり方針」について市長の登録を受ける時も、「地区まちづくり構想」について市長の認定を受ける時も、必ず、「特定の事業活動その

他の活動に反対することを目的とする活動をおこなうものではないこと」です。「地区まちづくり構想」の認定をするにあたっては、市長はさらに、「川崎市地区まちづくり審議会」の意見を聴くものとされていますが、その委員は市長が委嘱するとされています。これでは、市長が自分の意のままになる市民運動だけを育成する条例といえます。

第三に、「市民等の責務」はほとんどが「しなければならぬ」という義務規定であるのに、「市の責務」「事業者の責務」のすべてが「努めなければならない」という努力規定であることです。これは、市民にのみ厳しい義務を課す一方で、市の責任も事業者の責任も曖昧にすることにほかならず、規制の方向がどこを向いているのか、明らかです。

第四に、この条例案をつくるに当たって、市民意見の反映は、二年前の素案の段階でパブリックコメントにかけただけだということです。しかも今回指摘した重大な問題となる条項は、条例案ではじめて盛り込まれたものです。市民活動を支援するための条例といいながら、市民の声をほとんど聴かない、ここにこの条例の危さが象徴的に表れているといえます。

これでは、市民はいくら行政の提供された場に参加しても、権利の主体として尊重されず、物を言っても受け入れられず、結局市長が押し進める総合計画と実行計画が粛々と進められるということになります。

市民が市政運営に参加したいという意欲はたいへん高まっております、そのエネルギーを生かすためにも、市民を真の市政の主権者として、主権者の意思をきちんと反映した市政運営を行えるよう、仕組みも手続きも改めなければなりません。

1 自治基本条例は、主権者は市民であることが明記されていない。昨年度の市の回答は、「市民が…自治の一部を信託し」と、地方自治の根本にかかわる認識にも誤りがあるなど、そもそも市民を主権者としてみていないことがわがわがせるものである。主権者が市民であることを前提にしなければ、市政の根本がゆがむ。市民は行政の手伝いをするものであったり、行政と同列なのではなく、主権者であることを明記する。

2 住民投票条例は住民が真に使えるものに改正する。

① 住民投票の対象事項は、「市長が意思決定していない、つまり施策として形になっていないものしか投票の対象にならない」ことが、条例制定の委員会審議の中で明らかになった。これでは、市民が問題に気がついたときには多くの場合、住民投票にはかけられないことになる。市民が住民投票にかけて市民の意思を問いたいと思う

問題は対象になるように、対象事項は「現在または将来の住民の福祉に重大な影響を与え、または与える可能性のある事項」のみにする。

② 住民発議にとって必要な署名数を投票資格者総数の一〇分の一にしていることも、住民投票を発議しにくくして、市民の手を縛ることになっている。必要な署名数は投票資格者総数の二〇分の一にする。

③ 住民投票は「間接民主主義を補完するための制度」と市自身も認めていることから、議会への協議は削除する。

④ 投票日は、問題によっては機を逸することがないように、国政・地方選挙と投票日とは別にして、単独投票日とする。

3 市民意見を充分市政に反映できるよう、パブリックコメント制度を活用するべきである。現在のパブリックコメント制度は、市民意見を取り入れるためではないとされているが、ほかに市の制度の中で市民が公的に意見を述べることがあるわけではなく、市民は取り入れてほしいからこそ意見を述べている。それにこたえ、パブリックコメント制度を下記のように改正する。

① パブリックコメント制度の目的に、「市政運営に市民意見を反映するため」と加え、政策決定過程にパブリックコメントの内容をどう取り入れるか検討する場を加える。

② パブリックコメントはホームページだけでなく、区役所や図書館など公共施設に印刷物を置き、誰もが自由に持ち帰って意見を述べられるようにする。受取人払いの封筒をつける。

③ 市民意見を募集したい事案については、該当地域や全市を対象に説明会を開くなど、あらかじめ市の考え方を説明する機会を設け、市民が理解したうえで意見を述べるようにする。

4 審議会等の市民公募委員を増やす。

区民要望書

(一) 川崎区

(中央地域)

- 1 計画が決まった川崎駅北口改札口を早期に再開するようにJ Rにはたらかかせる。
- 2 京急八丁畷駅前の安全対策を早期に実施する。
- 3 川崎中学校にプールを設置する。
- 4 福祉センター再整備計画の中に特別養護老人ホーム建設を位置づける。
- 5 民間借り上げ方式による市営住宅を建設する。
- 6 堤根にある東海道線矢向踏み切りは開かずの踏切です。人と自転車の跨線橋を設置する。
- 7 老朽化した市営大島耐火住宅の改築急ぐ。
- 8 旧東海道の小川町地区をモータリ化し、客の回遊性を高め、商店街の活性化を図る。
- 9 川崎図書館利用者の自転車駐輪場を設置する。
- 10 渡田地区にコミュニティセンターを建設する。
- 11 建替え計画のない京町市営住宅(五階建て)にエレベーターを設置する。
- 12 川崎区本町に東海道歴史資料館を建設する。

- 13 小田栄のエスバ前に信号機の設置をする。
- 14 J R川崎駅前の放置自転車対策の一方策として、レンタル・サイクルとコミュニティサイクル制度を導入する。

- 15 市民が自由に作物を栽培できる市民農園を作る。
- 16 民間が行う介護をかねた高齢者住宅を支援する。
- 17 市役所前通りとさいか屋前通りの歩道上の駐輪所を移設して障害者や高齢者の歩行の安全対策を確保する。
- 18 川崎駅前に機械式自転車駐輪場を設置する。
- 19 待機児解消のため川崎区に認可保育所を建設する。
- 20 境町の呉技術訓練校京浜分校跡地を購入して特別養護老人ホームと保育園を建設する。
- 21 川崎市防災センターを改築し特別養護老人ホームを併設する。

(大師地域)

- 1 大師支所の区民課業務区役所への統合を止め、保健福祉機能は、充実、強化する。
- 2 生態保持空間に指定されている河口干潟をはじめ、都市部では貴重な自然を有する多摩川を保全し、市民の憩いの場として再生させる。市民に利用しやすいよう河川敷の整備を積極的におこなう。
- ア 多摩川河川敷のサイクリングコースは毎年点検をして整備をする。
- イ 多摩川に親しみ利用し易くするために、味の素中

瀬門より河川敷までの道路を設けるよう企業に働きかける。中瀬・大師河原地域の河川敷グラウンド利用者のための駐車場を確保する。

ウ 多摩川河口付近の貴重な動植物は最近減少している。保護するための取り組みを早急に計る。

エ バードウォッチング用などのために野鳥の案内板を設置する。

3 公園のない町、東門前二・三丁目、昭和町二丁目、大師駅前一丁目に公園を整備する。

4 大師地域の雨水による浸水被害対策をすすめる。特に池上新町地域の雨水浸水対策では、貯留管の整備など抜本的改善を早急にすすめる。

5 地元商店街を破壊するさらなる大型店の出店は、中止する。

6 産業道路沿道の街路樹の植え替えを行い、環境改善を行う。

7 産業道路駅からのバス路線は新設されるが、主に直通バスなのでさらに殿町地域方面へのバス路線を増やす。

8 殿町三丁目地区の整備計画に、近隣住民の意見を反映する。新たな自動車公害を呼び込むような計画はやめる。

9 横羽線・産業道路の排ガス対策として、ジーゼル車、大型車の交通規制と自動車の通過課徴金制度を実施する。沿道の長時間駐車を禁止し、アイドリングストップ

プを厳守する。

10 京急大師駅の立体交差事業では、各駅にエスカレーター・エレベーターやスロープの設置を図る。

11 大師線の跡地は緑の散歩道とし、多摩川河畔と結んだ町づくりをすすめる。

12 南部地域（田町・扇町・四谷下町・日の出）に保育園をつくる。

13 池上新町の商業施設物流センターによる交通量増加、大気汚染悪化に対する対策を具体的に検討する。

14 臨港道路東扇島水江町線は中止する。

15 四谷上町けやき公園に時計を設置する。

16 中島公園前の信号機の時差を解消して横断歩道を安全に渡れるように改善する。

（田島地域）

1 小田地区に市民館図書館分館を建設する。

2 田島支所の区民課業務区役所への統合を止め、保健・福祉機能は、充実、強化する。

3 小田公園の再整備を早期に実施する。再編整備に合わせ、京町通に架かる歩道橋を撤去し、信号機付横断歩道を設置する。

4 小田地区、桜本地区など住宅密集地域の耐震対策については、不燃化と同時に他都市の事例など参考に、住民と協同して、避難経路の確保、耐震マニュアルの作成などソフトの面も充実する。小田二・三丁目の住

宅総合整備事業は、〇八年度から新たな事業に変更されたが、実効性のあるものにするためにも、国からの押し付け的な内容ではなく、地域の実情を考慮し、住民合意と同時に、対象地域の拡大と事業の促進を図る。

5 浅田から産業道路沿いに大師方面へのバス路線を開設する。

6 市道池田浅田線（京町通）から天飛トンネル、教育文化会館前を通り、市役所前に向かうバス路線を新設する。

7 愛泉ホームのリニューアルに当たっては地元要望を充分に反映する。

8 内陸運河を市民が水に親しめるものにする。

9 住宅地内に存在する工場について、住工混在地域の解消のためにも、臨海部へ移転を希望する企業については、川崎市が積極的に臨海部へ誘導を進める。その際、厳しい経済情勢を考慮し、融資制度や助成制度などを充実し活用を図る。

10 小田三丁目踏み切り付近の歩車分離など安全対策を早急に行う。

11 夕方に渋滞を招いている追分交差点の鋼管通方面から駅方面への車線数の増設など、所轄警察と協議しながら、早急に対策を講じる。

12 県立川崎南高校の活用については、安易な売却をせず、スポーツ施設や福祉施設など市民の意見をふまえて、市民利用施設等に活用する。

13 市立大島小学校わきの歩道を拡幅する。

（二）幸 区

1 公害まきちらし・まちこわしの高速川崎縦貫道路二期計画は中止し、1期計画の残工事、大師ジャンクション以西（大師～富士見）は中止する。

2 国道1号線の沿道法に基づく拡幅計画を見直し、拡幅はせず、環境改善をすすめ、自転車の専用道路を確保する。

3 J R南武線の武蔵小杉駅～尻手駅間の連続立体交差事業を促進する。事業化までの対策として踏切遮断時間の短縮をJ Rに強力に働きかける。特に電車通過後速やかに遮断機が上がるようにする。

4 「新川崎地区・地区計画」で鹿島田跨線橋南側に施工中の鹿島田跨線歩道橋から「新交通広場」へのアクセスはエレベーターだけとなっているが、完成後の実態を踏まえ、エスカレーターの設置も検討する。この「交通広場」が、新川崎駅前の鹿島田跨線橋でのタクシーの客待ち車列解消に寄与できるよう、タクシー協会と協議する。

5 鹿島田駅西地区再開発事業や周辺の開発によって新川崎駅利用者の増加が見込まれるが、新川崎駅の新たな改札口設置並びに新宿湘南ライン快速電車停車の可能性を追求する。

- 6 新川崎駅前バス停に上屋を設置する。
- 7 古市場方面から新川崎駅へ、また日吉地域から新川崎駅・区役所へのアクセスが可能になるコミュニティバスを検討する。区役所を中心としたコミュニティバスを検討する。
- 8 矢上川橋の幸区側に補助灯つきの信号機を設置する。
- 9 鹿島田市宮住宅居住者転居後の用地活用については、防災公園の整備など周辺住民の意見を集約し活用方針を定める。
- 10 J R 鹿島田踏切の遮断機が上がると待機していた歩行者と自転車車が車道にまで広がって危険であり、自動車の走行を妨げているので、踏切内の歩道の拡幅を検討する。
- 11 日吉地域の浸水解消対策を早期に具体化する。雨水貯留管排水区外の対策として各戸に雨水を貯留する水ガメなどを設置する補助制度を新設する。
- 12 北加瀬・南加瀬地域の歩道敷にあるU字溝をL型側溝に改善する。
- 13 北加瀬1丁目33-2先に信号を設置できるように関係機関に働きかける。
- 14 ラゾーナ開設にともなう周辺の交通アクセスの改善。
 - イ ソリッド前から東口に抜ける府中街道の歩道の階段通路自転車でも通れるように改善する。
 - ロ 川崎駅西口一般車ロータリーへ右折で侵入する場合の入り口を改善する。
- ハ 幸町交番前交差点を右折できるようにする。
- ニ 土・日のラゾーナの交通渋滞を解消する。
- ホ 不足している川崎駅西口の駐輪場を増設する。
- 15 ラゾーナ西側道路の街路灯を増設する。
- 16 多摩川古市場河川敷のトイレの簡易水洗化の増設をすすめる。
- 17 河原町団地内の孤独死実態調査をおこない、独居老人対策を強化する。
- 18 ホームレスの生活・健康を支援し、幸緑道・南河原公園から転居自立できるように対策をすすめる。
- 19 川崎市民が多く利用するJ R 矢向駅を安全・安心に利用するために、横浜市・J R と協力し橋上駅舎化の早期実現をはかる。
- 20 J R 川崎駅の北口自由通路の建設について地域住民、地域商店会の意見を聞く。歩行者と分離した自転車も通行できる構造を検討する。また、川崎駅を横断する自転車用地下通路を検討する。
- 21 幸警察署跡地を取得し、市民利用施設を検討する。
- 22 市宮小向住宅の建替えでは、老人いこいの家など、社会福祉施設の併設を検討する。
- 23 多摩川河川敷の木下紙業からラジオ日本のアンテナ塔までを整備して緑が少ない幸市民の憩いの場にする。
- 24 通称プール道路の歩道部分の改善がすすめられたが、引き続き水の浸み出しや汚れ対策と清掃の徹底など環境整備をすすめる。

25 矢向駅から塚越踏切に至る道路の側溝整備を含む道路計画を立てる。

26 南河原公園の整備をすすめる。

イ 噴水・カナルの水の循環を改善し、汚れを除去して子どもが水遊びできるようにする。

ロ 南河原こども文化センターの修繕と施設・設備の充実を図る。

(三) 中原区

1 福祉・医療施設の整備をすすめる。

ア いまだ不足している特別養護老人ホーム、小規模特養ホーム、小規模多機能型介護施設を区内でもあらゆる方法で適地を確保し、建設する。区内にもない老人保健施設の整備に緊急に取り組む。人口急増地域である丸子地区に地域包括支援センターを整備する。

イ 子育て世代がいちばん多い中原区。区内全域に認可保育園の増設をすすめる。上平間県公社住宅の建て替えによってテラスハウス部分の用地があく。川崎市として、県にたいしてこの用地に保育園設置の要望を伝え、協議・整備をすすめる。子育て支援センターは小学校区に1カ所ずつの設置をめざす。

ウ マンション建設急増区に認可保育園の増設を急ぐ。
エ 老人いこいの家を未設置地区になっている今井地

域への建設を急ぐ。

オ 井田病院のシャトルバスの運行については、適宜調査をおこない、運行本数の増便、運行時間の延長、途中停車、他の駅からの運行をすすめる。井田病院再編整備終了後も運行を継続する。

2 文化スポーツ施設を充実させる。

ア 玉川地区ならびに新城・上小田中地域に生涯学習活動と市民活動の拠点施設を整備する図書館分館機能も確保する。

イ 等々力公園内を散策したり、ジョギングしたり、車椅子でも公園内を安全に、自由に行き来できるように整備する。全面的バリアフリー化を早期にすすめる。

ウ 等々力下水処理場の上部の暫定利用は、市民が憩える芝生の多目的広場に整備する。また、上部利用については再度、関係団体等を含めて協議を行い、少年野球場や最近要求が出ているパークボール場の設置などの具体的な設置計画を急ぐ。

3 交通安全対策をつよめ、道路の改修をすすめる。

ア 区内の交通事故多発地域を総点検し、交通安全対策を確立する。

イ 多摩沿線道路の信号機、横断歩道が設置されている付近の階段、スロープを整備する。また、手すりを設置する。

ウ 緊急カーブの道路危険箇所を総点検し、夜間に効

果があるソーラ式の「危険と注意」を促す表示板を計画的に設置する。また、危険な交差点の「止まれ」の標識を夜間対応のものにする。

エ 四〇九号線歩道のアップダウンを解消し、U字型側溝の蓋のガタつきを解消する。透水性舗装工事を急ぐ。

オ 小杉駅周辺のバリアフリー化について整備を促進する。視覚障害者用誘導ブロックを整備し、歩車道の縁石を2cmに徹底するとともに、縁石に斜めにカットをいれるなど、より通行する人にやさしいものを促進する。

カ 歩道が整備されたところで、東電、N T Tの電柱が歩行者の妨げになっているところは、早急に移設させる。

キ 南武沿線道路と木月大町〜全龍寺の歩道部分の樹木が育ちすぎて、根の張り出しがひどくなり、歩道が隆起したり、沿線家屋の下まで根っこが侵入し、迷惑をかけている。それらの改善に取り組む。南武沿線道路のこぼこ状態がひどくなった歩道について、透水性舗装打ちかえ工事（バリアフリー化）の計画を促進する。

ク 自転車と共生するまち中原として、一定の幅員が確保できる歩道については、歩行者、自転車通行区分を色分けするか、工夫する。

ケ 等々力水処理センターに面した道路に歩道を設置

する。

コ 新城駅西口から新城駅に入る変形五差路の安全対策をはかる。

4 下水道整備、水路対策をはかる。

ア 下水道整備完了地域のL型側溝整備を積極的に推進する。

イ 雨水貯留管のバイパス管の設置を急ぐ。矢上川から渋川への逆流を防ぐため、矢上川と渋川との合流地点に水門を設置して、浸水を防ぎ、渋川の親水化をすすめる。

ウ マンションが急増している新丸子周辺、小杉三丁目周辺で近年、局地的豪雨による浸水被害が急増している。雨水貯留管施設建設計画もないなかで、住民への浸水被害防止策を検討する。

エ 下水道未整備地区の整備を促進する。下水幹枝線整備を急ぎ水洗化区域を拡大する。

オ 矢上川の河川管理道路に下水本管敷設を急ぎ、水洗化を促進する。

カ 既設側溝の不完全な箇所は蓋かけをし、早急に改良する。下水未整備地区の側溝は定期的に清掃し、老朽化のはげしい側溝については改修する。

キ 歩道として使っている水路上にかかった溝蓋板を総点検し、ガタつきを直すためにロングパッキンを敷く。また、使用していない水路の暗渠化を計画的にすすめる。

5 交通空白地域をなくす。

ア 国際交流センターをアクセスし、下小田中地域を
通って武蔵小杉駅などの主要駅までを結ぶミニバ
ス・コミュニティバス路線を新設する。

イ 小杉陣屋町、井田三舞町、井田杉山町、下小田中
三丁目、下小田中六丁目、及び井田病院周辺地域に
は、ミニバス・コミュニティバスを導入する。

ウ 宮内新横浜線を利用して溝の口・新城・小杉バ
ス路線を新設する。

6 南武線及びJR線、東横線関連では、次の施策をす すめる。

ア 武蔵小杉駅以南の連続立体交差事業をすすめる。

イ 高架下の活用は市民のための施設を最大限確保す
るよう引き続き努力する。

ウ 児童増に伴って混雑している向河原駅前踏切の拡
幅についてはJRと早期整備めざして協議し、工事
着手を行う。

エ 混雑が激しいJR武蔵小杉駅プラットホームにつ
いて、安全性を確保するため、階段の増設、ホーム
幅の拡幅を行うこと。線路への落下事故防止のため
安全柵を設ける。

オ 御幸踏切の安全性と利便性を確保するため、自転
車用スロープとエレベーターを設置した跨線橋につ
けかえること。踏切の閉鎖時間をテロップで知らせ
ること。

カ 騒音がひどい横須賀線の多摩川を渡る陸橋部分に
防音壁などをつくる騒音対策について、JR東日本
と協議し改善する。

キ 放置自転車対策に全力をあげる。中原駅、新城駅
の自転車等駐輪場は使用状況の現状を踏まえ、現行
の料金を上限としつつ、駐輪場の配置・距離に傾斜
をつけた料金体系を導入する。

ク 元住吉駅にトイレを設置し、月極め駐輪場を早期
に整備する。駅構内のトイレは一般市民でも「使用
可」となっているが、知らない住民が多い。駅前の
市(区)広報掲示板でトイレ使用ができる案内をする。

ケ 武蔵野南線による騒音振動対策を強化するよう、
JR貨物に要請する。

7 住みよい市民本位のまちづくりをすすめる。

ア 上丸子小学校区など、中原区で公園の優先配置地
区になっている7地区について、公園の設置をすす
める。

イ ニカ領用水の清流化を促進し、清掃としゅんせつ、
定期的に維持用水を放流し、水質浄化をはかる。親
水化未整備地域は年次計画を立てて完成を急ぐ。

ウ 洪川の整備を地元住民と協議してすすめる。カル
ガモや動植物の生態系を確保しながら定期的に雑草
刈りの作業をおこなう。

エ 井田・上平間市営バス営業所は、公共施設の併設
など有効活用をはかる。そのために、計画案の段階

で地域住民の意見や要望を積極的に聞き入れる。
オ 武蔵小杉周辺再開発がすすみ、住居系ビルを中心とした計画で一万五千人ほどの人口増が予測されている。

① 保育施設の整備が求められている。現在、ほとんど園庭がない認可外保育園で、対応されている。子どもの育ちを保障していくためにも園庭が確保された認可保育園の整備や、周辺に公園の整備をすすめることは喫緊の課題。

② 児童の急増で、上丸子小、今井小、下沼部小の受け入れは限界にきている。小学校の新設を早期にすすめる、上丸子小学校の改築も早期にすすめる。

③ 周辺商店街が活力を取り戻せるように、市が知恵だしも含め、商店街との協議をすすめる、実りある成果がだせるよう努力する。

④ 今後予定されている大規模商業施設、さらなる超高層マンション建設によって周辺道路の渋滞、排気ガスなどの環境汚染がおきることが危惧される。事業者と十分な協議をおこない、くれぐれもこれ以上の渋滞を起こさないよう努力する。

⑤ 超高層マンションの防災対策を具体化する

⑥ この周辺の文化施設があまりにも貧弱。事業者とも協議して、区民が気軽に利用できる文化施設を整備する。

⑦ 小杉全体のまちづくりに責任をもつ行政の窓口を

明確にし、住民の参加と合意でまちづくりをおこなう。

カ 武蔵新城駅の広場地下に耐震性貯水槽の設置をはかる。

キ 井田山、伊勢山台など、区内に残された貴重な斜面緑地を保全するため、積極的に買取、保全協定締結などの措置をとる。特に、開発が頓挫している斜面緑地への対策を急ぐ。

ク 江川のせせらぎ水路整備事業、井田山緑地を含む区民の健康の森にかかわる維持管理計画を作成し、行政の責任を明確にし、住民の意見を反映した十分な財源措置をはかる。

ケ 第三京浜の高架下（中原区内に隣接する区間を含めて）の防災・騒音・大気汚染などの抜本対策をおこなう。

コ 多摩川宮内河川敷をマウンドアップした土盛りをおこなう。また、この基準面にあわせて護岸工事を行う計画する。

サ 多摩川河川敷、特にガス橋付近、宮内に水洗トイレまたは、簡易水洗トイレを設置する。

シ 河川敷のサッカー場に排水管を敷設し、水はけを良くするよう国土交通省に働きかけ、実現する。

ス 東京湾の富栄養化対策によってすすめられている下水の高度処理水化事業の進捗状況を公表するとともに、自治体負担の軽減策を抜本的にはかる。

- セ 県立職業技術校跡地の活用について、暫定利用できるように県に申し入れをおこなうとともに、現在の計画を見直し、防災機能をもつ公園として広いスペースを確保することを県に申し入れる。
- ソ 宮内新横浜線整備によって立退きをはじめ影響を受ける住民や事業者に対しては意見や要望を積極的に聞き入れて、誠意をもって対応する。
- タ 雨水工事をきっかけに、短期間に3度の地盤沈下をおこなっている新城地域の地盤(地質)調査を行う。

(四) 高津区

- 1 待機児童の多い高津区内に認可保育園を新設する。
 - 2 高津地区内に公有地・民有地を活用し、特別養護老人ホームを整備する。
 - 3 JR溝口駅南口のターミナル広場の本整備と野川・柿生線道路整備を地権者等の合意をえて促進する。南口広場の駐輪場の整備を促進する。
 - 4 溝口駅周辺に原動機つき自転車と自動二輪の駐車場の整備と、北口周辺の自転車等駐車場を増設する。
 - ア 東急溝口駅複々線の高架下(溝口九八号線をはさんで)に駐輪場を整備する。早期に工事着手する様東急と協議を進める。
 - イ JR用地の提供をつよくはたらきかけ駐輪場を整備する。
- 5 ノクテイ地下駐輪場は高津市民館来館者用の駐車、駐輪場料金を無料とする。
 - 6 鉄道事業者の責務として二子新地駅および高津駅直近の高架下に、当初計画通りの収容台数の駐輪場を整備する。工事着手が大幅におくれているので工事の早期着手をはかるよう、東急との、協議を促進する。
 - 7 JR津田山駅老朽化した駅ホームの大規模改修を早期に行ない、エレベーターを早期に設置する。同時に橋上駅舎化を検討する。緊急時対応のためにも、駅員を常時複数配置する。定期券、長距離切符の販売を復活することをJRに要望する。雨天時のホームの安全性を確保するため屋根をホームいっぱいには張る。
 - 8 津田山駅は緑ヶ丘霊園と北部祭苑、ことも夢パークなどの公共施設のある駅前にふさわしく、駅前広場を整備する。
 - 9 緑ヶ丘霊園にお彼岸やお盆などお墓参りのお客さんの多い時期だけ期間限定のミニバスの運行を来年度以降も引きつづき行なう。運行ルートやダイヤについてきめ細かに設定する。霊園内にあずまやを増設する。
 - 10 きらりデッキに市民にわかり易い電光案内標識を設置する。
 - 11 片町踏切りの安全対策を早急に講じる。都市計画道路の整備促進を図る。
 - 12 溝の口駅から新城駅までの南部沿線道路の歩道が狭い部分の歩道を確保し安全対策を図る。坂戸踏切付近

の安全性を図る。第3踏切と南武線の立体交差するところの南部沿線道路の線路側が通行止めになって遭われていない。坂戸踏切近くの自動車学校の土地を買収し歩道の整備を行なう。

13 多摩川河川敷のバーベキュー対策について、2011年度の管理運営の実態から課題を整理し、指定管理者が適切な管理運営ができる様協議する。二子新地駅から多摩川入り口までの商店街道路が狭いので、歩行者、車がスムーズに運行できるように対策を講じる。指定管理に移行しても行政として責任をもつために関係する機関で検討・協議の場を継続的にもうける。バーベキューについて、周辺の商店街や住民の意見、要望を引く続き把握する。

14 多摩川河川敷の砂塵公害防止や清掃など、沿線住民の生活に支障をきたさないよう、十分な維持管理を行う。グラウンドの整備と拡充を行う。水はげが悪いグラウンドの整備を行う。花畑（瀬田、久地）の管理をゆきとどいたものにする。

15 高速川崎縦貫道路二期ルート及びインターチェンジ関連施設は白紙撤回し、抜本的に再検討する。

16 平瀬川墜道の拡幅計画事業にかかわる津田山町内会館は市の責任で再建する。

17 人間国宝・陶芸家・浜田庄司記念館の建設計画をすすめる。

18 地下室マンション建設等の乱開発から、七面山付近

一帯、久本神社付近一帯の斜面緑地を守る措置・対策を講じる。

19 溝口九四一番地（かすみ堤）を住民とともに保存の在り方等を検討しながら、整備し、円筒分水、二か領用水、梅林、大山街道と続く歴史と自然の回廊として整備する。国土交通省と交渉をすすめる。

20 二ヶ領用水を市民に親しまれる「水と緑の回廊」としてひき続き整備を進める。清流化の促進、親水緑道の新設とともに地域住民と協力しながら水辺の自然の回復、育成に努める。

21 東急大井町線延長工事が終了した下作延2丁目20番地の東急線ガード下に、地元住民からの要望にもとづき公園を整備する。

22 坂戸・ミットヨ・KSP側交差点の横断歩道に信号を設置し、ミットヨのセットバックの協力を得て、歩道を確保する。

23 末長踏切と第三京浜区間（小杉・菅線道路）に歩道を新設する。

24 府中街道の久地地内（堰前橋く久地消防出張所前）区間は、安全な歩道づくりをすすめる。

25 下水道の未整備地区を住民の合意のもと早急に整備する。

26 上作延小学校と南原小学校周辺に交番を設置する

27 溝口・栄橋の信号待機場所（栄隆寺側）の傾斜を緩やかにし、安全をはかる。

- 28 二ヶ領本川から円筒分水への送水のシステム、水門の閉鎖の管理を適切に改善し、2度と浸水被害が起きない様に体制を含めて改善する。中長期的な整備が示されたが護岸対策も含め、検討をすすめる。
- 29 多摩川の堤防の上にある東急「南二子」のバス停に行く道の安全を適宜確認し、補修については、国と東急に要望する。
- 30 溝の口駅から向ヶ丘遊園駅まで、及び二子玉川から登戸・向ヶ丘遊園までのバス便を増やす
- 31 溝の口駅から有馬第2団地行きのバス便を増やす
- 32 溝の口及び梶が谷駅から井田病院行きのシャトルバスを運行する
- 33 溝の口駅から高田町行きのバスを増便する
- 34 梶が谷駅西側に、交番を設置する。
- 35 梶ヶ谷駅に駐輪場を増設する。
- 36 人口急増地の蟹ヶ谷・子母口地域に保育園を増設する。
- 37 千年地域に、老人いこいの家をつくる。
- 38 子母口小学校の過密解消と校舎狹隘対策として子母口小学校と東橘中学校の合築計画案がだされたが、合築により2000名以上の生徒数になることから過密解消にはならないのではないか、また小中連携校への不安や仮設校舎への登下校の危険性と児童への過重負担を心配される。保護者、地域住民との十分な話し合いを行い意見を把握した計画にする。再度、分離新設の方策がとれないか検討する。
- 39 子母口小学校の全面建替えを行う。
- 40 梶が谷地域に市民館・図書館分館を建設する。
- 41 橋樹郡衙（たちばなくんが）遺跡が「古代の緑地公園」として整備されたが、さらに当時の「正倉」などを復元する。水場、トイレを設置する。
- 42 久末城法谷に現存する旧海軍通信隊地下壕を文化財に指定し、市民に公開する。
- 43 橘地域に、スポーツ施設（グラウンドを含む）を設置する。
- 44 久末や末長・新作・蟹ヶ谷、上作延などの残された貴重な緑を守るため、地権者の協力を得て、緑地の保全を積極的にすすめる。
- 45 「たちばな公園」の全面整備を急ぐ。公園にマンホールといれ、かまどベンチ等防災機能も整備する。
- 46 公園の少ない新作・末長・上作延地域に公園の設置をすすめる。
- 47 高津区内の既設公園の老朽化した遊具等を早期に改修、改善する。
- 48 児童の通学路となっている矢上川の五反田橋に、「人道橋」をもう一本設置する。
- 49 横浜との市境道路（久末地域）の危険な箇所街路灯を増設する。
- 50 蟹ヶ谷三番地の久末方面への通り抜け道路の安全対策を、地域住民（横浜市を含め）と協議の上、早期に解決する。蟹ヶ谷バス停前の横断歩道に信号機を設置

- する。
- 51 久末方面からの溝ノ口駅行きのバス増便をはかる。
また、久末団地線の井田病院行を設置する。久末地域にコミュニティバスの運行をはかる。
- 52 市営住宅の劣化調査をすすめ、新作・明石穂・上作延住宅などを早期に改修する。エレベーターを既設住宅に早期に設置する。インターホンを設置する。
- 53 市営住宅の集会所は、地域住民にわけへだてなく開放する。
- 54 急傾斜崩壊危険区域の防護壁等による安全対策工事を急ぐ。
- 55 上作延地域から緑ヶ丘霊園への避難路の整備をひき続き行う。
- 56 第三京浜野川インターチェンジ建設計画については、周辺住民の合意を前提にし、抜本的に再検討する。
- 57 丸子茅ヶ崎線の千年交差点の拡幅を早期に進める。
- 58 橋処理センターの汚染調査を定期的に行い、地域住民に情報を逐次知らせる。
- 59 市営住宅のバリアフリー化を進める。特に、和風トイレの洋風トイレ化を早期に進める。
- 60 市営末長住宅の建て替えを急ぐ。
- 61 久末地域に当該地域内の県有地、大谷市営住宅の廃止後の活用、市営久末住宅の改築にあわせた特別養護老人ホームの整備など、可能性を検討し、整備をはかる。

(五) 宮前区

- (一) 区内の放射線観測を持続的にを行い、区民に公表する。
- ① 放射線観測を学校施設・保育園施設・公園など、こどもの生活する場所を定期的に観測し、情報を公開する。
- ② 宮前区の汚染地図を製作する。
- ③ 農地など民有地についても、地権者等から要望がある場所についても、可能な限り観測を行う。
- (二) 向丘出張所の機能再編にあたって
- ① 年金や健康保険など区民の疑問や相談に対応できるように、相談機能の充実を図る。
- ② 宮前区役所までの交通アクセスを改善する。
- ③ 2階部分は市民利用スペースとして、解放する。
- (三) 交通の利便性の改善に向けて
- ① 向ヶ丘遊園駅菅生線の整備に伴う、バス路線の新設にあたっては、自治会・地域住民の声を聞く機会を設けるなど、地域住民の声を反得させたものにする。また、新路線整備にあわせ、ミニバスなどの導入で高山団地周辺の利便性を向上させる。

② 柿生線、犬蔵線、鷺沼線をはじめとして、朝のラッシュ時や雨天時の乗り残しを解消するため、実態調査を行い、増便・増車・ダイヤ改正を至急検討する。神木本町折り返しバスを増便する。

③ 野川・有馬地域及び向丘地域から宮前区役所行きバスの新設を含め、抜本的に改善する。

④ 循環バス路線の実現と病院や公共施設、鉄道駅等を結ぶコミュニティバス、ミニバスの運行など、バスの改善を改善する。民間バス事業者とも協議をすすめる。

⑤ 野川・有馬地域から区役所・文化センター・スポーツセンターへ行きやすくなるための改善を行う。

⑥ 野川南台地区のコミュニティ交通に対し、運行経費への財政的支援を行う。有馬地区のコミュニティ交通を早期に実現する。白幡台地区・高山団地周辺へのコミュニティ交通の導入を検討する。

⑦ 東急田園都市線の鷺沼駅までの複々線化計画を促進し、鷺沼駅の全面蓋がけと駅前広場の拡大、タクシー乗り場の増設、駐輪場の設置、西口広場の整備及び橋上駅舎化の具体化を図る。国、東急に働きかけを強める。

⑧ 宮前平駅にエスカレーターを設置も行う。

⑨ 宮崎台駅前の交通混雑解消のため、駐車スペースの確保を行う。

⑩ 障害のある方にも利用しやすい町にするため、公

共施設周辺や福祉施設周辺のバリアフリーおよび、安全歩行の総点検を障害のある方たちとともに行う。

(4) 子どもがのびのび育つ環境を

① 保育園の待機児解消に向け、新設・増設に引き続き全力をあげる。防衛省の用地を活用するなど、菅生地域の保育園不足を解消する。

② 鷺沼子育て支援センターにおいて、一時保育ができるようにする。その際、専任職員の配置を行う。

③ 鷺沼子育て支援センターの窓に網戸の設置を行う。

④ 各保育園の蛍光灯を飛散防止シール加工の物に取り換える。

⑤ 小・中学校の窓ガラスの清掃を、1年に一度は実施する。

⑥ 小学校・中学校の老朽箇所改善と、トイレの改修を進める。

⑦ 宮前平・野川中学校など校庭が狭いため授業や部活動にも支障をきたしている。児童・生徒が思い切りスポーツを通して育成が保障されるように、活動場所の確保を行う。

⑧ 中学校の昼食は、食育として位置づけ、選択制を取り入れた学校給食として実施する。

⑨ 自主学童ホールの運営費への補助を実施する。直営・自主運営を含め、すべての小学校区で学童保育

が利用できるよう、「わくわくプラザ」とは区別した、学童保育事業を進める。

⑩ 「学童保育事業が整備されるまでの間、「わくわくプラザ」において、学童保育の対象児童が放課後さびしい思いをしないように、二クラス分のスペースが確保できているところは、実施要綱に従い、対象児童に対する専用室・専任職員を配置し、学童保育の機能が果たせるようにする。また、鷺沼・宮崎・野川小のようにスペースが利用児童数に合わず狭隘な施設は、引き続き場所の確保に努める。

⑪ 雨の日でも遊べるログハウスを東高根公園に整備できるように県と協議する。

(5) 公的な住環境の整備を

① 市営住宅の耐震対策は住民に十分な情報提供・説明を行うとともに、Bランクについても、早急に工事を進める。

② 有馬・高山・野川・清水台・鷺ヶ峰・菅生・南平等の市営住宅の雨漏りや結露防止策を引き続き進める。アルミサッシ化、集中アンテナ化など、大規模修繕の年次計画を促進する。県と協議し県営住宅の改善を促進する。

③ 県営・市営とも敷地内のバリアフリー化を計画的にすすめる。遅れているエレベーターの整備を住民

合意のもと進める。有馬第一住宅に「れいんぼう川崎」の利用者も安心して通行できるように、中央階段にエレベーターの設置を行う。

④ 高齢者向けの「グループ・リビング」への設置・運営に対する、補助制度を作り、整備促進を図る。

(6) 乱開発から住環境を守る

① 宅地造成にあたっては、防災の観点から、より安全な事業となるよう、事業者の指導を行う。

② 神木本町4丁目宅地造成工事のように、開発の規制基準を、意図的にわずかに下回り、規制を逃れるような工事については、その規模に見合った雨水貯留施設や公園など環境対策を講じるよう指導し、協力を仰ぐ。

③ 有馬九丁目に開発される巨大墓開発は、有馬住民との合意を大切に、住環境を守るよう横浜市・事業者働きかける。

④ 各地で起きているマンション建設と住民との紛争を解決するため、事業説明会の義務付けや、十分な話し合いの補償を市として指導する。

(7) 緑地を守る・公園の整備を進める

① 農地、斜面緑地、山林の保全策を、買い取りを合

め抜本的に強化する。野川地域に自然歩道の設置を進める。

② 市民農園を増やす。利用期間を2年から5年に延ばす。待機解消は、箇所数を増やすことで改善する。

③ 小台公園・平4丁目公園など、こどもの利用が多い公園については、簡易トイレを含め、トイレの設置について、近隣住民と協議する。

④ 野川地区など公園ゼロ地域をなくすため、低未利用地の活用など、早期に整備を進める。

⑤ 宮崎第四公園の斜面緑地を保全する対策を講じる。宮崎第一・第四公園を少年野球やソフトボールグラウンドとして整備する。

⑥ 有馬こども公園の東側ネットを高くする。

⑦ 公園施設を見直し、ゲートボールなどの運動ができる広場を作り、チャイム付き時計塔など整備する。また、防災放送システムの設置をすすめる。公園の階段、遊具、外灯、ごみ箱、樹木の剪定、砂場など定期点検を強化する。

⑧ 五所塚第一公園は地名の由来となった塚がある歴史的公園として位置づけ、それにふさわしい維持管理を行う。

⑨ 生田緑地ゴルフ場の市民開放（凧上げ・写生会・休場日の開放など）を広く市民からの意見をもとに、充実させる。

⑩ 影向寺周辺の埋蔵遺跡の調査・保全を行う。戦争

遺跡を含む歴史的遺産の調査・保存を行う。

⑪ 自然を生かした、自然に親しむ公園として、菅生緑地の整備を促進する。また、菅生緑地周辺の放置車両対策を引き続き警察署と協力して行う。

(8) 安心できる住環境のために

① 小学校周辺の交通安全対策を進める。とりわけ、有馬第二団地付近、子の神交差点の交通安全策は、かねてから指摘されており、引き続き警察署とも協力して、安全対策を進める。向丘保育園周辺の交通安全対策を進める。

② 有馬第2住宅内の4つ角に点滅信号の設置をする。

③ 有馬第2団地前バス停横の交差点に信号機の設置を行う。

④ 鷺沼駅前、セブンイレブン前の交差点に信号機の設置を行う。

⑤ 長沢交差点の歩行者用の信号機の設置を行う。

⑤ 街路灯・防犯等の設置を地域の実情に合わせ促進する。

⑥ 菅生、犬蔵、初山、野川、馬絹地域における生活道路の整備と安全対策を引き続き促進する。ゆりかご通りの安全対策を図るとともに、将来、電柱の埋設化を検討する。

(9) 道路・鉄道公害から環境を守る

- ① 向ヶ丘遊園駅菅生線の整備にあたっては、大型車両の進入の規制を行う。
- ② 第三京浜、国道二四六号線、尻手黒川道など主要幹線道路環境測定を引き続き実施し、住民の意見をもとに道路公害防止策を進める。
- ③ 現在、宮前平駅前にある自動車排ガス想定機を増やし、p m 2. 5 (微小粒子状物質) の観測を行う。
- ④ 東名高速道路・国道二四六号線の騒音対策の未実施区間に遮音壁などの設置を国・道路公団に実施させる。架橋の耐震対策を急ぐ。
- ⑤ 第三京浜野川インター計画は中止し、道路予定地を市民の利用施設などにあてる。
- ⑥ 梶ヶ谷貨物ターミナルの騒音対策を引き続き進める。

(10) 障がいを持っていても、安心して暮らせるために

- ① 精神・身体・知的のそれぞれの障害者が地域で生活できるよう、地域の作業所・通所・入所施設・グループホームが存続できるよう、支援策を講じる。
- ② 障害を持つ方の居場所づくりを進める市民団体やNPO法人等の運営費を補助する。
- ③ 障がいを持つ中・高校生の放課後の居場所である、

タイムケア事業を充実する。

- ④ 施設入居者の通院や買い物など移動を円滑に進めるための支援策を充実する。
- ⑤ 障がい者の認定区分については、実態を反映したものとなるよう、区としても十分な審査を行う。

(11) コミュニティの場の整備

- ① スポーツセンターへの送迎バスなど区内各地域からの利便性を高める。
- ② 宮前連絡所は、証明書の発行など市民サービスを低下させない。また、市民利用スペースについては、現行計画案を見直し、拡充する。
- ③ 地域のコミュニティの場として、憩いの家・老人福祉センターの夜間解放を進める。
- ④ 田園都市線沿線地域に特別養護老人ホームを早期に建設する。
- ⑤ 宮前平中学校区、馬絹地域などに老人憩いの家を早期に建設する。デイサービス施設の併設をあわせて検討する。
- ⑥ 野川地域にコミュニティーセンターを設置する。

(12) 災害に強い街づくりのために

- ① 集中豪雨などが頻発する現状に見合った下水道計

画になるよう、時間降雨量52ミリの基準を見直す。
新たな宅地開発を行う場合には、時間降雨量52ミリを超える雨量にも耐えうる整備を行うよう指導する。

② 宮前平駅前など尻手黒川道路の冠水をなくす。

③ 宮崎排水路の整備を行う。

④ 下水道の幹・枝線工事を促進し、普及率を引き続き高める。平瀬川、矢上川、有馬川の水質浄化と推量確保対策を具体化する。親水化事業については、関係住民の意見や要望を積極的に反映させる。

⑤ 野川地域の浸水対策を進めるとともに、路上を流れる雨水被害について、改善を図る。

⑥ 日本精機グラウンドを防災広場としても活用できるように、事業者との協定等を結ぶ

(13) 商業の活性化のために

① 区内への大型店の出店を規制し、商店街活性化対策を抜本的に強化する。

② 空き店舗対策の補助を増額し、事業の推進を図る。

③ 街路灯のLED化を支援する。電気料の補助を増やす。

(そのほかの要求)

① 宮崎・馬絹の住居表示を進める。

② 街路樹の更新については、地元とよく協議をして、植え替えを進める。

③ 剪定をきめ細かく行い、落ち葉の清掃など歩行者の安全を確保する。

(一六) 多摩区

(一) 「水と緑のまち多摩区」にふさわしい環境と史跡の保全を

1 市民団体の調査によれば、多摩区内の1千平方メートル以上の樹林地のうち、まったく保全の手立てがないところが二十一%あるといわれている。また、1千平方メートル未満の斜面地はまったく調査の対象にもなっていない。とくに多摩川崖線以外の緑地はBランクでも買い取りの対象にならず、次々と破壊されている。今ある緑はすべて保全する立場で対策を講ずる。

2 区内の戦争遺跡の調査・保全をすすめ活用計画を立てる。

3 多摩川の護岸整備については、豊かな自然が残るよう最大限の配慮をし、釣りが楽しめるようにする。親水化している個所について、増水時の安全対策を万全に行う。

4 稲田多摩川公園は、スポーツ広場として整備しさらに拡充するよう検討する。野球用のバックネット、水洗トイレ、水飲み場を設置する。

5 昔少年野球場に水洗トイレを設置する。当面簡易ト

イレを増設する。水飲み場の排水をひきつづき整備する。

6 布田橋付近のサイクリングロードの延伸を図るため、二か領用水取水口周辺にう回路を整備する。

7 河川敷の企業・学校グラウンドの土日の市民準開放をすすめるよう、企業に強く働きかける。

8 中野島の南部地域に公園を設置する。

(2) 区内の鉄道・駅・駅周辺の整備等をすすめる

1 小田急線の混雑緩和と踏み切り解消のため、小田急線・向ヶ丘遊園駅～新百合丘駅間の複々線地下二層化は、区民の切実な世論である。懸案であった東北沢―世田谷代田区間が地下方式で着工し、これで向ヶ丘遊園までの複々線化（一部三線化）は完了する。小田急はこの部分のあとで向ヶ丘遊園―新百合ヶ丘間の検討に入るとしていたが、すでにその時期になっている。公共交通機関としての責務をはたすためには、市と小田急が検討を始めるべきであり、市としてその可能性について調査を開始する。

2 小田急線の快速急行が登戸駅、向ヶ丘遊園駅を通過するダイヤは、強い不満の声があがっている。小田急電鉄に、登戸駅、向ヶ丘遊園駅に「快速急行」を止めよう強く求める。

3 小田急線の生田第三踏切は、道路幅と踏切の幅がど

ちらも大変狭く、すれ違うところが全くない。踏切内はもちろん、前後の道路も広げられないため、せめて、踏切の近隣に待避所を確保して、市として安全性の確保を行う。

4 小田急線生田駅のバスターミナルでは、タクシーがバスのいないところを狙って客待ちをしている。自家用車と交錯するなど危険であり、バスターミナル内に、タクシー乗り場をつくる。

5 小田急向ヶ丘遊園駅の自由通路を急いで建設する。自由通路が完成するまで、高齢者・障がい者が危険踏み切りをわたらないですむように、無料通行券を発行し、向ヶ丘遊園駅構内のエレベーターなどを使い南北駅前に自由に通れるよう小田急電鉄に要請する。駐車場、駐輪場を計画的に作り、区画整理事業の計画と合わせて、市民の利便性を図る。

6 J R 宿河原駅跨線橋へのエレベーター設置をいそぐ。
7 J R 稲田堤駅は橋上化が決まったが、それまでの間の駅前の観光道踏切の安全対策は行わなければならない。現実には踏切で遮断されている時間がとても長く、朝夕は遮断機が上がるといっきに人と車が交錯して大変危険である。カラー舗装はされたが人も車も減るわけではない。遮断時間を短縮するほか、交通量の調整をするよう市として検討する。

8 J R 中野島駅の橋上駅舎化は決定されたが、現在の計画ではかなり先になる。危険性を鑑みれば、1年で

も早く着手するよう検討する。橋上化するまでの間、北口に臨時改札を設置するようJRと具体的に交渉する。

9 登戸・向ヶ丘遊園駅周辺の自転車置場は絶対数が足りず、移設などいっそう不便である。計画的に市民によく周知しながら移設するとともに、用地確保に努める。

10 久地駅周辺の歩行者安全対策を急ぎ、用地確保のため全力を注ぐ。駐輪場を増設する。

11 京王相模線・京王稲田堤駅の駅前バスターミナルにタクシー乗場を設置する。

12 京王稲田堤駅北口から、JRに乗り換える利用者が増加し、朝夕は駅前の道路いっぱいになり人が歩いている。拡幅は無理とのことであるが、たいへん危険であり、小学生の通学にも差し支えることから、なんらかの対策を行う。

(3) 区内の文化、スポーツ施設等公共施設の整備を

1 生田地区市民館図書館分館は強い市民要求であり、この地域に生涯学習の拠点を整備する。

2 三田地域に老人いこいの家を建設する。

3 菅中学校に武道場を設置する。その際、プールや地域開放施設と合築する。

4 南生田小学校は今後も児童が増え続け、明らかに教室が足りない。プレハブではなく増築で対応する。

(4) 登戸地区区画整理事業を住民本位にすすめる

1 重点区域以外でも、事業を早くすすめてほしいとの要望がつよい区域については積極的に事業を推進する。その際下水道排水計画をつくり、暫定排水施設措置も検討する。

2 仮換地指定は早い時期に、住民へ事前説明を行い納得と合意を前提にすすめる。

3 ブロックまたは町会単位で将来のまちづくりについての話し合いの場をもつようにする。道路の供用開始前には住民の意見・要望を聞き、取り入れるようにする。

4 清算金をゼロにするための政策的検討をすすめる。

5 移転工法を決定する前については、住民との話し合いの場をもち、従後地での生活・営業が再建・継続できるときの権利者の意見を尊重する。

6 借家、借店人の権利を守り、移転にともなう損失補償は住民合意の移転補償を行う。損失補償の内容は具体的に住民に示し、合意の移転補償とする。公営住宅への優先入居を斡旋する。

7 借地・借家問題で、民間同士のトラブルについて、市が相談にのれるよう対策をたてる。

8 仮店舗で営業を希望する人の対策をたて、仮倉庫を増設する。

9 事業用地をさらに取得し、住民要望のために活用する。旧多摩福祉館跡地利用計画を立てる。

10 登戸・向ヶ丘遊園駅北口など、共同化ビル計画をつくる場合、地元商店会、住民、全商店主の意見を尊重する。弱小権利者を保護する。その際、優先して周辺路線商店街の振興を考える。

11 地区計画や地区整備計画を決定する際、その計画を事前に広く住民に知らせ、策定前に全権利者の合意を得る。

12 商業活性化のための商店主たちへの支援策を明確にして積極的に支援をおこなう。

13 事業区域内での水害対策や水路清掃などを進める。

(5) 区内の道路整備、上下水道整備をすすめる

1 多摩区内の各方面から、区役所、多摩病院、多摩スポーツセンターなどの公共施設に行くことのできる市営バスなど公共交通機関を整備する。

2 中野島・長尾など狭隘道路が多い地域に、区役所・多摩病院に向かうコミュニティバスを通す。

3 生田5、6丁目、西生田地域など、コミュニティバスも通れない地域に、乗り合いタクシーを導入する。

4 市道稲田堤三号線は、小学生の通学路であり、PTAが安全のための看板を立てているが、すぐに壊れてしまうなど、PTAの努力だけでは足りない状況であ

る。市として安全性を確保する。

5 南武線登戸駅―稲田堤駅間は、災害時に踏切が遮断されると、線路を越える道路がなくなってしまう。多摩川への避難路になつている道路もあり、緊急時の踏切の遮断について、J Rと協議する。

6 生田浄水場廃止の理由は神奈川県内広域水道企業団の借金を返すためということに収斂されてきているが、小田原市飯泉取水堰からの取水に頼る体系になると、大規模な災害時にバックアップがとれず、自己水源をもっていることが市民の飲み水の確保に絶対に必要であることが明らかになってきている。企業団の経営を改善することもふくめ、再構築計画を抜本的に見直して、生田浄水場の廃止を中止する。(再掲)

7 登戸、中野島地域の水害解消のため、登戸雨水幹線工事を急ぎ、あわせて、幹枝線の工事計画を作る。

8 近年のゲリラ豪雨により、時間雨量35ミリにしか対応していない五反田川流域の水害が危惧されている。対策のため、東生田小学校より上流に調整池の新設や季節調整池の改修などによる活用を図る。

9 農業の衰退とともに、水路の管理ができなくなっている。区内に張り巡らされている水路の維持管理を行う部署を設け、定期的な清掃、ふたの維持補修などを行う。

(6) 川崎高速縦貫道路・堰インターチェンジ計画は撤

回する

〔七〕麻生区

- 1 新百合ヶ丘駅周辺の交通渋滞解消のための対策を講じる。
- ① 麻生2号線道路は金程のバス通りまで拡幅を急ぐ。
- ② 南口方面の渋滞に路線バスが巻き込まれている現状を解決するための対策を講じる。
- 2 丘陵地の多い麻生区では、交通困難地域解消が強く求められており、コミュニティ交通実現が急がれている。路線については、高石地域につづき、岡上地域、麻生台地域、多摩美・細山地域などでの実現を急ぐ。
- 3 ジェット機の騒音が麻生区全域に広がっている。特に片平、白鳥、白山などがひどくなっている。観測装置を百合ヶ丘一箇所だけでなく複数設置する。
- 4 柿生駅東口駅前通りの交通安全対策を急ぐ。
- 5 中学校区にひとつ、老人憩いの家をつくる方針にてらして、まだできていない二中学校区（柿生、長沢）に早急につくる。なお柿生中学校区は岡上を除く地域として選定する。
- 6 世田谷町田線の高石バス停近くに信号機を設置する。
- 7 多摩美2丁目17の17（多摩区菅仙石4丁目1読売ランド遊園地の外周道路）のT字路に信号機を設置する。
- 8 西生田中学校区（細山、高石1〜3丁目地域）に、
 - 9 老人いこいの家の建設計画をすすめる。地理的配慮から百合丘複合福祉施設（老人いこいの家）とは独立したものとす。
 - 9 緑の環境を守るため、多摩美地域のふれあいの森、市民健康の森につながるよみうりランド外周の緑、黒川地域、片平の柿生緑地、岡上、早野地域の緑地をはじめ、現存する緑地を基本的に全部保全する。
 - 10 黒川の農村振興地域周辺の緑地帯に黒川の里遊歩道をつくり、里山を保全する。
 - 11 小田急線の麻生区内の踏み切りの安全対策を行う。
 - 12 年々交通量が増えてきている上麻生四丁目の鶴亀松公園付近に、大気汚染測定器を取り付ける。
 - 13 岡上跨線橋にスロープを設置し、人と自転車が行き来できるように改善する。そのため、専門家の知恵を活用し、他の市町村での経験を調査する。
 - 14 岡上は歩いていける範囲に、身近な公園が数少なく、要望は切実です。特に、和光大学周辺、及び五反田橋付近に子供が安心して遊べる児童公園の設置を急ぐ。
 - 15 岡上438番地先（小田急線鶴川第三踏切から東進する道路と和光大学通りとが合流する地点）の交差点は学童の通学路となつているため、安全対策として、踏切への自動車通行規制も検討する。（時間規制、一方通行など）
 - 16 岡上438番地先から和光大学に至る通学路の歩行者の安全を図る。

- 17 小田急線向ヶ丘遊園～新百合ヶ丘間の地下二層複々線化を急ぐ。
- 18 柿生駅北口改札口の混雑の解消を行う。特にマルエツ側、線路に沿って改札口までの、混雑解消を急ぐ。
- 19 市内農産物の価格保障の充実、その際、農産物の輸入調整もして国内農産物を守る。
農業の後継者育成の農業研修センターの設立で都市農業の将来の見える対策を講じる。あわせて、相続税対策については、ひきつづき国に働きかけ、継続を可能にする。
- 20 拡声器による防災行政無線の放送が、聞こえない地域（岡上、麻生台では、町田の放送しか聞こえない地域がある）について改善を行う。また、広報車による広報を充実させる。
- 21 災害時の備蓄置き場のない中学校への備蓄倉庫の設置を急ぐ。また、備蓄食料の量を増やす。備蓄物資の搬送が困難な小学校への備蓄倉庫の設置を急ぐ。
- 22 白鳥4丁目地域（白鳥小台公園）及び栗木台地域に郵便ポストを設置する。